

# **世界最先端 IT 国家創造宣言**

## **工程表**

**平成 25 年 6 月 14 日決定**

**平成 26 年 6 月 24 日改定**

**平成 27 年 6 月 30 日改定**

**高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部**

## 1. 本工程表の目的・構造

IT総合戦略本部では、IT・情報資源の利活用で、未来を創造する国家ビジョンとして、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成27年6月30日閣議決定）（以下「創造宣言」という。）を策定した。

「創造宣言」では、今後、5年程度の期間（2020年まで）に世界最高水準のIT利活用社会を実現することを目標に、

- ① IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会、
- ② ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会、
- ③ ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会、
- ④ ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

の4項目について目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取り組み等を取りまとめている。

本工程表は、「創造宣言」において示された、目指すべき社会・姿の実現に向けて、誰（どの府省）が、いつまでに、具体的に何を実施するのかを明らかにするとともに、各府省間での連携が必要な施策については、個々の役割分担と達成すべき事項を明確化することにより、着実に具体的な成果に結び付けることを目的として策定するものである。

本工程表は、「創造宣言」で示された取り組みや目標に対して、短期、中期、長期に分けて、どの府省が、いつまでに、何を実施するのか、各府省の施策がどのように関係しているのかなどをわかりやすく明示するために図示した資料と図に記載されている施策の内容を可能な限り詳細に記載した資料により構成されている。

## 2. 本工程表のフォローアップ

本工程表は、内閣法及び高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以下「IT基本法」という。）第26条に記載されている「府省横断的な計画」に該当するものであり、IT基本法に基づき、本部長から委任された事務として、内閣情報通信政策監（以下「政府CIO」という。）が中心となって、適時、適切なタイミングで本工程表のフォローアップを行うとともに、その結果を踏まえ、本工程表の改定を行い、「創造宣言」の実現（ひいては「世界最高水準のIT利活用社会」の実現）に向けて、より具体的な道筋を明らかにするものとなるよう、ブラッシュアップを行うこととする。

なお、2014年度における各府省庁の施策の進捗・検討状況のフォロー・評価及び政府CIOを中心とした新戦略推進専門調査会等によるPDCA管理並びに「創造宣言」の改定を踏まえ、本工程表を改定する。

改定後の本工程表では、2014年度の施策の進捗状況を図示するとともに、2015年度以降の施策の内容について必要な修正を加えている。

## 目 次

<b>1.</b>	<b><u>IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会</u></b> .....	<b>5</b>
(1)	新たな IT 利活用環境の整備 .....	5
(2)	ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進 .....	10
(3)	公共データの民間開放（オープンデータ）の推進 .....	17
<b>2.</b>	<b><u>IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会</u></b> .....	<b>24</b>
(1)	地方創生 IT 利活用促進プランの推進 .....	24
(2)	起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等 .....	40
(3)	雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現 .....	46
<b>3.</b>	<b><u>IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会</u></b> .....	<b>52</b>
(1)	適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現 .....	52
(2)	IT を利活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開（Made by Japan 農業の実現） .....	62
(3)	世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 .....	67
(4)	世界一安全で災害に強い社会の実現 .....	79
(5)	家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現 .....	91
(6)	次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力 の強化 .....	94
(7)	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を捉えた最先端の IT 利活用による「おもてなし」の発信 .....	97
<b>4.</b>	<b><u>IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会</u></b> .....	<b>100</b>
(1)	安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 .....	100
(2)	利便性の高い電子行政サービスの提供 .....	108
(3)	国・地方を通じた行政情報システムの改革 .....	111
(4)	政府における IT ガバナンスの強化 .....	115
<b>5.</b>	<b><u>利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化</u></b> .....	<b>118</b>
(1)	人材育成・教育 .....	118
(2)	世界最高水準の IT インフラ環境の確保 .....	128

(3)	サイバーセキュリティ	133
<b>6.</b>	<b>国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開</b>	<b>134</b>

# 1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会

## (1) 新たなIT利活用環境の整備

### 実施スケジュール（1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(1) 新たなIT利活用環境の整備	IT利活用に関する新たな法制上の措置			安全・安心な情報の流通を担う代理機関(仮称)の創設に向けた検討 【内閣官房、関係省庁】	適用範囲・運用等に係る継続的な見直し 【内閣官房、関係省庁】		適用範囲・運用等に係る継続的な見直し 【内閣官房、関係省庁】			
				マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の手続の電子化・ワンストップ化に向けた検討 【内閣官房、関係省庁】						
				シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置についての検討 【内閣官房、関係省庁】						

# 実施スケジュール（1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
(1) 新たなIT活用環境の整備	IT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置【内閣官房】 本人確認手続き等の見直しの検討【内閣官房、関係省庁】 関連制度(運用解釈が明確でないものも含む)の精査・検討【内閣官房、関係省庁】									・パーソナルデータ利活用に関連した制度見直しの達成状況	
	IT利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直し 「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」の策定【内閣官房、関係省庁】	「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」に基づく各施策の実施(e-文書法の再徹底を含む)【内閣官房、関係省庁】			「IT利活用に係る基本方針」の策定【内閣官房】 法令等により書面での保存・交付等を行うことが規定されている事案の洗い出し及び国民が参照しやすい形での公表【内閣官房、総務省、関係省庁】			マイナンバー制度の導入等を見据えた「IT利活用に係る基本方針」に基づく施策の実施【内閣官房、関係省庁】 洗い出し事案の随時見直し・公表【内閣官房、総務省、関係省庁】			
ビッグデータの利活用を推進するためのデータ活用環境整備 パーソナルデータ利活用ルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等について検討【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】 新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針の策定【内閣官房、関係省庁】		パーソナルデータ利活用ルールに基づく、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等の実施【内閣官房、関係省庁】		CPSによるデータ駆動型社会に対応した法制上の整備【経済産業省】							
		制度見直し方針を踏まえ関連法案の提出【内閣官房、関係省庁】		法律の成立・施行に関する状況を踏まえ、必要に応じて所要の措置を講ずる【内閣官房、関係省庁】		行政機関等が保有するパーソナルデータについて検討し、措置を講ずる【総務省等】		引き続き必要なルール等の見直しを行う【経済産業省】			

**【目標（マイルストーン含む）】**

- ・ IT 利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直しを進める。
- ・ IT 利活用を推進するための法的措置の必要性についても検討する。
- ・ 法案成立・施行に関する状況を踏まえ、政令、委員会規則及び新たな個人情報保護ガイドラインなどの策定を行い、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。

**【短期（2015年度）】**

○IT 利活用に関する新たな法制上の措置

- ・ 安全・安心な情報の流通を担う代理機関（仮称）の創設に向けた検討【内閣官房、関係省庁】
- ・ マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の手続の電子化・ワンストップ化に向けた検討【内閣官房、関係省庁】
- ・ シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置についての検討【内閣官房、関係省庁】

○IT 利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直し

- ・ 「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」に基づく各施策を推進する。また、e-文書法の再徹底に係る取り組みを進める。【内閣官房、関係省庁】
- ・ 「IT 利活用に係る基本方針」の策定を行う。【内閣官房】
- ・ 法令等により書面での保存・交付等を行うことが規定されている事案を洗い出し、国民が参照しやすい形で公表する。【内閣官房、総務省、関係省庁】
- ・ 実世界とサイバー空間が相互連関するサイバーフィジカルシステム（以下、「GPS」という）によるデータ駆動型社会に対応した、データを活用した新たなビジネスモデルの創出や企業のセキュリティ経営を促進する環境を整備するため、法制上の措置を含めた検討を行い、順次必要な措置等を講ずる。【経済産業省】

○ビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備

（利活用環境の整備）

- ・ 2015年3月に国会に提出した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際的な連携にも配慮しつつ、政令、委員会規則及び新たな個人情報保護ガイドラインの策定の着実な実施、同意取得手続きの標準化等の取組の推進、個人情報保護委員会の設置をはじめ、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。【内閣官房、関係省庁】
- ・ 行政機関や独立行政法人等が保有するパーソナルデータの利活用の仕組みについては、改正個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえて検討を行った結果に基づき、同法の施行日までに所要の措置を講ずる。【総務省、関係省庁】



【中期（2016年度～2018年度）】

○IT利活用に関する新たな法制上の措置

- ・ 適用範囲、運用等に係る継続的な見直し【内閣官房、関係省庁】

○IT利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直し

- ・ 「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」に基づく各施策を推進する。【内閣官房、関係省庁】
- ・ マイナンバー制度の導入等を見据えた「IT利活用に係る基本方針」に基づく施策を実施する。【内閣官房、関係省庁】
- ・ 法令等により書面での保存・交付等を行うことが規定されている洗い出し事案を随時見直し、公表する。【内閣官房、総務省、関係省庁】
- ・ ビッグデータの利活用を行った新たなビジネスの立ち上がり支援等の成果を踏まえ、民間における新たな付加価値等の創出を積極的に推進する。【経済産業省】

○ビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備

（利活用環境の整備）

- ・ 法案の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際的な連携にも配慮しつつ、政令、委員会規則及び新たな個人情報保護ガイドラインの見直しの実施、同意取得手続きの標準化等の取組の推進、個人情報保護委員会の体制強化及びIT化の推進など、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。【内閣官房、関係省庁】
- ・ 法案の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際整合性を図りつつ、必要に応じて所要の措置を講ずる。【内閣官房、関係省庁】
- ・ 行政機関や独立行政法人等が保有するパーソナルデータの利活用の仕組みについては、改正個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえて施行日までに講ずる措置を踏まえ、施策を実施する。【総務省、各省庁】

【長期（2019年度～2021年度）】

○IT利活用に関する新たな法制上の措置

- ・ 適用範囲、運用等に係る継続的な見直し【内閣官房、関係省庁】

○IT利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直し

- ・ 「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」に基づく各施策の推進【内閣官房、関係省庁】
- ・ マイナンバー制度の導入等を見据えた「IT利活用に係る基本方針」に基づく施策を実施する。【内閣官房、関係省庁】
- ・ 法令等により書面での保存・交付等を行うことが規定されている洗い出し事案を随時見直し、公表する。【内閣官房、総務省、関係省庁】
- ・ ビッグデータの利活用を行った新たなビジネスの立ち上がり支援等の成果を踏まえ、民間における新たな付加価値等の創出を積極的に推進する。【経済産業省】

○ビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備

(利活用環境の整備)

- ・ 法律の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際整合性を図りつつ、必要に応じて所要の措置を講ずる。【内閣官房、関係省庁】

(2) ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進

実施スケジュール (1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会)

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(2) ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進	IT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置【内閣官房】(再掲)									・パーソナルデータ利活用に関連した制度見直しの達成状況
	ビッグデータの利活用を推進するためのデータ活用環境整備	パーソナルデータ活用ルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等について検討【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】(再掲)	パーソナルデータ活用ルールに基づく、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等の実施【内閣官房、関係省庁】(再掲)							
	新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針の策定【内閣官房、関係省庁】(再掲)	制度見直し方針を踏まえ関連法案の提出【内閣官房、関係省庁】(再掲)	法律の成立・施行に関する状況を踏まえ、必要に応じて所要の措置を講ずる【内閣官房、関係省庁】(再掲)							
	先行的にルール策定された分野における取組の普及促進【総務省、関係省庁】									

## 実施スケジュール（1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(2) ビッグデータ活用による新事業・サービスの促進	利活用の促進 (再掲含む)	新産業創出への支援【総務省、経済産業省】								
		CPSによるデータ駆動型社会に対応した法制上の整備【経済産業省】(再掲)			引き続き必要なルール等の見直しを行う【経済産業省】(再掲)					
		CPS推進協議会(仮称)の創設【経済産業省】			CPSに対応したビジネスの創出に向け必要な環境整備、支援を行う【経済産業省】					
		中核機関(日本版ACATECH)整備のための必要な措置の実施【経済産業省】			得られた政策提言等を踏まえ、必要な施策の実施【経済産業省】					
		攻めのIT経営を促進する仕組みや、ITスタートアップの育成【経済産業省】			企業がCPSにチャレンジする環境を強化【経済産業省】					
		IT経営やIT産業の実態把握のための統計等の調査環境の整備【経済産業省】								
		各分野(街づくり、公共交通、防災、医療、健康、エネルギー等)におけるビッグデータの利活用を促進【関係府省】(再掲)								
	人材育成 (再掲)	ビッグデータ利活用できる人材の育成【文部科学省】(再掲)								
	技術開発	基礎技術の確立【総務省、文部科学省、経済産業省】			応用技術の確立、国際標準化【総務省、文部科学省、経済産業省】			実用化【総務省、文部科学省、経済産業省】		
		・ビッグデータ活用により創出された新事業・新サービスの合計額								

## 実施スケジュール（1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
(2) ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進	基礎技術の確立 【総務省、文部科学省、経済産業省】			応用技術の確立、国際標準化 【総務省、文部科学省、経済産業省】			実用化 【総務省、文部科学省、経済産業省】			・ID連携トラストフレームワークの認定状況  ・ID連携トラストフレームワークのサイト利用状況	
	ルールや認定制度等の検討及びサンプル実証【経済産業省】		適する社会システムやサービスの検討及び制度運用開始【経済産業省】		調査・実証を踏まえたID連携トラストフレームワークの普及・推進【総務省及び経済産業省】						
	プライバシーの保護とパーソナルデータの利活用を両立できるトラストフレームワークの構築に向けたID連携の調査・実証等の推進【総務省】		民間ITサービスを連携させるID連携トラストフレームワークの調査・実証等の推進【経済産業省】								

**【目標（マイルストーン含む）】**

- ・ 法案成立・施行に関する状況を踏まえ、政令、委員会規則及び新たな個人情報保護ガイドラインなどの策定を行い、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。（再掲）

**【短期（2015年度）】**

○ビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備

（利活用環境の整備）

- ・ 2015年3月に国会に提出した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際的な連携にも配慮しつつ、政令、委員会規則及び新たな個人情報保護ガイドラインの策定の着実な実施、同意取得手続きの標準化等の取組の推進、個人情報保護委員会の設置をはじめ、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。（再掲）【内閣官房、関係省庁】

（先行的取組の推進）

- ・ 先行的にルール策定が行われたスマートフォンの利用者情報の取扱い分野について関係省庁及び業界団体、事業者が連携し取組の普及を推進する。また、二国間、各国間の場を活用し、国際的にも情報共有や連携を推進する。【総務省、関係省庁】

○利活用の促進

- ・ ビッグデータの利活用を行った新たなビジネスの立ち上がり支援等として、2015年中に契約ガイドラインの整備を行う等により、データドリブンイノベーション、民間における新たな付加価値等の創出を推進する。【総務省、経済産業省】
- ・ CPSによるデータ駆動型社会に対応した、データを活用した新たなビジネスモデルの創出や企業のセキュリティ経営を促進する環境を整備するため、法制上の措置を含めた検討を行い、順次必要な措置等を講ずる。（再掲）【経済産業省】
- ・ CPSの進化による国内外のビジネスモデル・技術革新を踏まえた今後の対応の方向性と具体的な課題解決を産業横断的に進めるため、「CPS推進協議会（仮称）」を2015年内に創設する。幅広い分野でのビジネスモデルの実証を行い、その成果も活用しつつ、同協議会を通じ、分野横断的なルール整備を行う。具体的には、大量のパーソナルデータやサプライチェーンの各工程間の取引情報等のビッグデータを活用した新たなビジネスモデルの創出等に向けた企業間データ連携・共有を促進するための標準契約モデルを2015年度内に策定するとともに、ビッグデータを活用したビジネスモデルに係る国際標準化を戦略的に進める。また、大企業とベンチャー企業とのマッチングを行う。【経済産業省】
- ・ CPSによるビジネスモデルの変化に対する分析・提言や標準化の推進等の中核機関（日本版ACATECH）整備のために必要な措置を行う。【経済産業省】
- ・ 企業がIT・データを付加価値創造のために活用する「攻めのIT経営」を市場が評価す

る仕組み（情報開示指針の策定、銘柄の選定等）の構築や、ゲームチェンジを起こす IT スタートアップ企業の創出・育成等、企業が GPS にチャレンジする環境を抜本的に強化する。また、企業における IT 経営や IT 産業の実態把握のための統計等の調査環境の整備を行う。【経済産業省】

- ・ 各分野（街づくり、公共交通、防災、医療・健康、エネルギー等）における実証プロジェクト等の取組の中で、ビッグデータ利活用の検討を行い、新たな付加価値等の創出に向けた知見を得る。（再掲）【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省】

#### ○人材育成

- ・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材（データサイエンティスト等）の育成を推進する。（再掲）【文部科学省】

#### ○技術開発

- ・ ビッグデータの利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの収集・蓄積・処理技術の高度化など、共通技術の早期確立を図るとともに新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。具体的には、データ利活用を実現するビッグデータ活用技術（収集・伝送、蓄積、処理、利活用・分析など）について、各省の役割を明確にしたうえで各省が連携し、様々なデータから有益な情報・知見をリアルタイムで抽出できる基礎技術、光通信技術（400Gbps 級）、ネットワーク仮想化技術、人工知能（AI）や高速・低消費電力デバイス技術などの研究開発を実施するとともに、情報を流通・循環させ、分野を超えて情報が活用されることにより、新事業・新サービスの創出を促進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ プライバシーの保護とパーソナルデータの利活用を両立できるトラストフレームワークの構築に向けた ID 連携の調査・実証等を推進する。【総務省】
- ・ 異なる組織間での ID 連携やデータ連携のための ID 連携トラストフレームワークを基礎として、総務省が行う ID 連携の事業（実証、標準化等）と連携し、官民の連携サービスのユースケースの検討・創出、連携時の課題の抽出及び解決策の導出並びに連携認定基準の検討等を 2015 年度末を目途に行う。【経済産業省】
- ・ 民間 IT サービス（レコメンドサービス、健康管理サービス等）を安全に連携させる仕組みとして、ID 連携トラストフレームワークの調査・実証等を推進する。具体的には、参加事業者、データ連携、アクセス方法等について満たすべき要件の策定を行う。【経済産業省】

#### 【中期（2016 年度～2018 年度）】

##### ○ビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備 （利活用環境の整備）

- ・ 法案の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際的な連携にも配慮しつつ、政令、委員会

規則及び新たな個人情報保護ガイドラインの見直しの実施、同意取得手続きの標準化等の取組の推進、個人情報保護委員会の体制強化及びIT化の推進など、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。(再掲)【内閣官房、関係省庁】

- ・ 法案の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際整合性を図りつつ、必要に応じて所要の措置を講ずる。(再掲)【内閣官房、関係省庁】

#### ○利活用の促進

- ・ ビッグデータの利活用を行った新たなビジネスの立ち上がり支援等の成果を踏まえ、民間における新たな付加価値等の創出を積極的に推進する。【総務省、経済産業省】
- ・ 各分野(街づくり、公共交通、防災、医療・健康、エネルギー等)における実証プロジェクト等の取組の成果を活かし、新たなサービスの創出を促進する。(再掲)【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省】

#### ○人材育成

- ・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材(データサイエンティスト等)の育成を推進する。(再掲)【文部科学省】

#### ○技術開発

- ・ ビッグデータの利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの収集・蓄積・処理技術の高度化など、共通技術の早期確立を図るとともに新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。具体的には、データ利活用を実現するビッグデータ活用技術(収集・伝送、蓄積、処理、利活用・分析など)について、各省の役割を明確にしたうえで各省が連携し、様々なデータから有益な情報・知見をリアルタイムで抽出できる応用技術を確立し、確立した技術の市場展開を図りつつ国際標準化提案を行い、日本発の技術確立を推進するとともに、情報を流通・循環させ、分野を超えて情報が活用されることにより、新事業・新サービスの創出を促進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ ID連携トラストフレームワークの普及・推進を行う。【総務省、経済産業省】

#### 【長期(2019年度~2021年度)】

##### ○ビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備

(利活用環境の整備)

- ・ 法律の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際整合性を図りつつ、必要に応じて所要の措置を講ずる。(再掲)【内閣官房、関係省庁】

##### ○利活用の促進

- ・ ビッグデータの利活用を行った新たなビジネスの立ち上がり支援等の成果を踏まえ、民間における新たな付加価値等の創出を積極的に推進する。【総務省、経済産業省】



- ・ 各分野（街づくり、公共交通、防災、医療・健康、エネルギー等）における実証プロジェクト等の取組の成果を活かし、新たなサービスの創出を促進する。（再掲）【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省】

#### ○人材育成

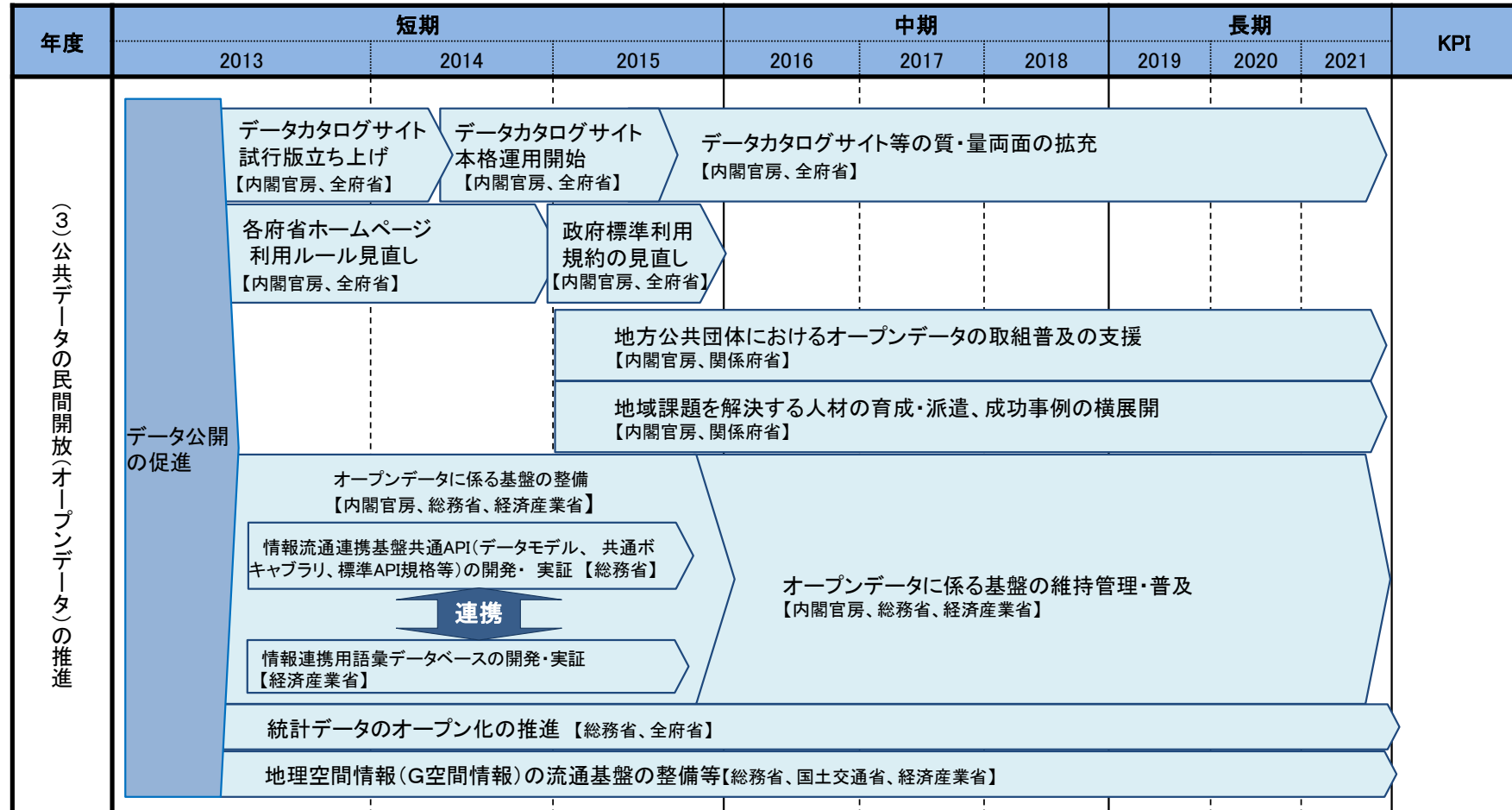
- ・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材（データサイエンティスト等）の育成を推進する。（再掲）【文部科学省】

#### ○技術開発

- ・ ビッグデータの利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの収集・蓄積・処理技術の高度化など、共通技術の早期確立を図るとともに新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。具体的には、データ利活用を実現するビッグデータ活用技術（収集・伝送、蓄積、処理、利活用・分析など）について、各省の役割を明確にしたうえで各省が連携し、様々なデータから有益な情報・知見をリアルタイムで抽出できる技術の社会実装（実用化）を実施するとともに、情報を流通・循環させ、分野を超えて情報が活用されることにより、新事業・新サービスの創出を促進する。  
【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ ID連携トラストフレームワークの普及・推進を行う。【総務省、経済産業省】

(3) 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進

実施スケジュール（1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会）



## 実施スケジュール（1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(3) 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進  データの利活用促進          海外展開への取組			ニーズの把握、掘り起し 【内閣官房、関係府省】							
			普及・啓発に向けた取組 【内閣官房、関係府省】							
			オープンデータ100の収集・配信 【内閣官房、関係府省】							
			オープンデータ伝道師の任命・派遣活動等を支援する 仕組みの検討 【内閣官房、関係府省】	オープンデータ伝道師の任命・派遣活動等の支援実施 【内閣官房、関係府省】						
			大学のみならず小中学校、高等学校等における発達段階に応じたオープンデータの利活用の推進 【内閣官房、文部科学省、関係府省】							
			APIの利用ニーズの把握、APIの整備、総合カタログの提供 【内閣官房、総務省、全府省】							
			情報流通連携基盤共通API及び情報連携用語彙データベースの開発・実証、公共クラウドの構築、取組に関する考え方の整理等による自治体が保有する公共データのオープンデータ化の支援 【内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省】							
			中堅企業のビジネスに関する活用事例集の作成 【内閣官房、総務省、経済産業省】							
			不動産総合データベースの整備【国土交通省】							
			地理空間情報(G空間情報)を通じた新サービスの創出及び防災・地域活性化の推進 【総務省、国土交通省、経済産業省】							
			海外展開への取組検討【内閣官房】							

**【目標（マイルストーン含む）】**

- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人等が保有する公共データのオープンデータとしての公開が一般化し、広範にその利活用が行われる社会を実現する。
- ・ 2015 年度末には、他の先進国と同水準の公開内容を実現する。

**【短期（2015 年度～2016 年度）】**

○オープンデータの公開の促進

- ・ データカタログサイト等公的機関が提供する等オープンデータの質・量両面での拡充を行う。各府省においてホームページに掲載していないデータも含む公開の促進、機械判読性に適したファイル形式での公開、英語等外国語コンテンツの充実等、データカタログサイトの公開情報の質・量両面での拡充を図るほか、独立行政法人・公益企業等におけるオープンデータの推進、各府省庁の KPI 項目や目標値の設定・見直し等を行う。

**【内閣官房、全府省】**

- ・ 現在、政府標準利用規約（1.0 版）に準拠している各府省庁のホームページの利用ルールについて、電子行政オープンデータ実務者会議の検討結果を踏まえ、CC-BY と互換性のあるライセンスを念頭に見直しを行う。【内閣官房、全府省】
- ・ 国際ランキングにおける評価の対象分野となっているデータの積極的な公開のほか、評価実施主体に対する評価項目の見直しの提案、オープンデータ関係の国際会議等への参加等を通じた我が国の国際的な評価の向上を図る。【内閣官房、関係府省】
- ・ 地方公共団体におけるオープンデータの取組を普及するための支援策を実施する。地方公共団体が公開するオープンデータ（公共クラウドのデータを含む）を国のデータカタログサイトから横断検索できる機能及び仕組みを構築するとともに、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」の普及促進を図りつつ、データを公開するに当たってのデータ形式の標準化（情報の分類方法、タグ付けの方法）を図る。【内閣官房、関係府省】
- ・ オープンデータの取組を介したコミュニティ活動の推進や、データの分析等を通じた地域課題の解決等を推進する民間有識者等の人材の派遣や育成を行うとともに、既にオープンデータに取り組んでいる地方公共団体の成功事例の横展開を図る。さらに、法令等に基づき地方公共団体が作成するデータのうち公開の可否が不明確な案件につき整理を行い、未公開データの公開を促進する。【内閣官房、関係府省】
- ・ オープンデータに係る基盤の整備を行う。総務省は、2015 年度に産学官と連携しつつ、国・地方公共団体・独立行政法人等がオープンデータ化を行う際の参考となる「オープンデータガイド」の改訂に向けた検討等を行う。経済産業省は、国際的な連携を踏まえた情報連携用語彙データベース（基本語彙の定義等をまとめたデータベース）に関して、2014 年度に開発したパイロットシステムの地方公共団体における適用評価等を踏まえつつ 2015 年度までに本格版を開発・実証する。総務省及び経済産業省で成果を連携しつつ実証を進め、実証成果はデータカタログでも活用する。【内閣官房、総務省、経済産業省】

- ・ 統計におけるオープンデータの高度化を図る。2015 年度に統計情報データベースのデータを拡充するとともに、オープンデータの先進化（LOD でのデータ提供）のため、地方公共団体と連携したオープンデータモデル事業を実施する。オンライン調査システムに関し 2015 年度にスマートフォン等への対応に着手する。【総務省、全府省】
- ・ 各府省庁の Web サイトで提供するデータベースについて、API の利用ニーズ調査の結果に基づき、ニーズの高いものから優先的に API 機能の整備を行う。政府等が提供する API について、その機能や利用方法を解説する総合カタログを整備し、電子政府の総合窓口（e-Gov）、データカタログサイトで提供する。【内閣官房、総務省、全府省】
- ・ 2020 年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、観光、防災等の地域の情報のニーズが高まると考えられることなどから、公共団体が保有する公共データについて、情報流通連携基盤共通 API 及び情報連携用語彙データベースの開発・実証、公共クラウドの構築や成功事例の整理等により、オープンデータ化を支援する。【内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省】
- ・ G 空間×ICT の推進による新サービスの創出、防災・地域活性化を図る。関係府省と連携して、G 空間プラットフォームの構築、データ等の整備及び流通基盤の構築を行う。【総務省、国土交通省】
- ・ G 空間社会の実現に向けた取り組みの推進を図る。基盤地図情報・電子国土基本図の更新・提供、地理空間情報ライブラリーの運用、GNSS 連続観測システム（電子基準点）の構築・運用と地殻変動の即時把握を行う。【国土交通省】
- ・ 地理空間情報（G 空間情報）の 1 つである地質情報の整備を図る。我が国の 75%の整備が完了している 5 万分の 1 地質図幅については完備を目指し引き続き整備を行うとともに、全国の整備が完了した 20 万分の 1 地質図幅についても最新の地質情報に基づき改訂を進め、オープンデータ化を推進する。海洋地質図、火山地質図等の地質情報についても、重要な地域より順次整備を進める。【経済産業省】

#### ○オープンデータの利活用促進

- ・ オープンデータに関するニーズの把握や掘り出しについて、データカタログサイト等を通じた匿名の投稿を可能とするほか、開発者フォーラムの設置などによるニーズの収集・フィードバック等を行う。【内閣官房、関係府省】
- ・ 利活用に係る評価指標のあり方について検討を行う。利活用の進捗について適切に評価できる KPI を検討、設定し、さらに継続的に KPI を計測できる仕組みを構築する。【内閣官房】
- ・ オープンデータの普及啓発に向けた取組を行う。オープンデータの普及・啓発を行う NPO 等の民間団体と連携し、典型的な利活用成功事例をユースケースとして収集・類型化する（オープンデータ 100）。また、オープンデータの利活用成功事例の横展開の推進等を担う民間有識者等をオープンデータ伝道師として任命し、その活動の支援を行うとともに、その際にこの利活用成功事例を活用し、成功事例のみでなく、課題認識や成功のカギを握ったノウハウの横展開によって、公的機関や民間企業での利活用を啓発する。【内閣官房、関係府省】

- ・ オープンデータの利活用を一層促進するために、データカタログサイトの機能追加・改善について検討し、必要な予算要求を行う。【内閣官房、総務省】
- ・ 大学のみならず、小中学校、高等学校において、発達段階を踏まえたオープンデータの利活用を推進することを通じて、IT を利活用できる人材の育成に努める。【内閣官房、文部科学省、関係府省】
- ・ 総務省は、国・地方公共団体・公益企業等の協力を得ながら、産学官と連携し、コンテスト、シンポジウム、優秀事例の表彰のほか、オープンデータを活用したビジネス創出に向けた利活用ニーズの高いデータに関する検討、地域経済の活性化・地域課題の解決を目的としたデータ活用環境の整備と専門知識を有する人材の派遣に関する検討等を実施する。経済産業省は、オープンデータの活用を通じた地域活性化の推進に向け、データを活用して地域課題を解決するソーシャルビジネスの事例創出や地域の IT ベンチャー等の取組データ活用を後押しするためのビジネスマッチングの支援等を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省】
- ・ 国・地方公共団体が保有するデータの活用による中堅企業のビジネスの可能性の拡大について産業分野ごとにケーススタディを行い、活用事例集を作成し、周知する。【内閣官房、総務省、経済産業省】
- ・ G 空間×ICT の推進による新サービスの創出、防災・地域活性化を図る。関係府省と連携して、G 空間防災システムの効果的な成果展開に向けた、Lアラートと G 空間情報の連携推進等の実証プロジェクトを行う。【総務省】
- ・ G 空間社会の実現に向けた総合的な課題の検討、地理空間情報（G 空間情報）を活用した新サービスの展開のための実証事業の実施、人材育成を行う。【国土交通省】
- ・ 地質情報について、ユーザ（専門家、一般市民、地方公共団体関係者等）のレベルに合わせたコンテンツや解説を充実するなど、わかりやすく使いやすい地質情報の提供を図るとともに、地質情報閲覧システムを、地質情報等や他機関データも含めて総合的に検索・閲覧可能な、地質関連情報全般を束ねるようなポータルシステムに改良する。なお、実施の際は G 空間プラットフォームとの連携を図る。また、民間での更なる 2 次利用の促進のために、地質データと他種データとの統合によって創出された新たな価値やビジネスの例を調査・収集する。【経済産業省】
- ・ 不動産に係る周辺地域の地価公示、防災関連情報等のオープンデータを含む公共機関の情報や、不動産の性能・品質等の市場に分散している不動産取引に必要な情報を効率的に収集・管理し、宅建業者や消費者に提供する不動産総合データベースを整備するため、プロトタイプシステムの試行運用・検証を行う。【国土交通省】

#### ○海外展開への取組

- ・ オープンデータの国際展開の推進に係る取組として、オープンデータを推進している諸外国の政府・団体・NPO 等との政策や事例の共有化を図りつつ、積極的に海外展開を図るための方策として、オープンデータの利活用に関するアプリやシステム、ノウハウのパッケージ化等のオープンデータを切り口とした新しいシステムや事業のアジア等での提案、発信を推進する。【内閣官房】

## 【中期（2017年度～2018年度）】

### ○オープンデータの公開の促進

- ・ 引き続きデータカタログサイト等公的機関が提供するオープンデータの質・量両面での拡充を行い、KPIを踏まえた取組の改善を継続的に行う。【内閣官房、全府省】
- ・ 引き続き、地方公共団体におけるオープンデータの取組の普及のための支援を行う。国のデータカタログサイトから地方公共団体のオープンデータも幅広く横断検索できる状況を実現する。【内閣官房、関係府省】
- ・ オープンデータに係る基盤の維持管理を行うとともに、普及を図る。【内閣官房、総務省、経済産業省】
- ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。また、オンライン調査システムに関し、スマートフォン等に対応できるようにする。【総務省、全府省】
- ・ 各府省庁の Web サイトで提供するデータベースについて、引き続きニーズの高いものから優先的に API 機能の整備を行い、政府等が提供する API については、その機能や利用方法を解説する総合カタログを、電子政府の総合窓口（e-Gov）、データカタログサイトで提供する。【内閣官房、総務省、全府省】
- ・ G 空間×ICTによる G 空間防災システム等及び G 空間プラットフォーム構築の成果を引き継ぎ、実証事業の成功モデルを海外も含めて広く実装する。【総務省】
- ・ G 空間社会の実現に向けた取り組みの推進を図る。基盤地図情報・電子国土基本図の更新・提供、地理空間情報ライブラリーの運用、GNSS 連続観測システム（電子基準点）の構築・運用と地殻変動の即時把握を行う。【国土交通省】
- ・ 引き続き、地質情報の整備を図る。【経済産業省】

### ○オープンデータの利活用促進

- ・ 引き続き、利活用成功事例の収集・類型化とその活用等により、オープンデータの公的機関や民間企業での利活用を啓発する。【内閣官房、関係府省】
- ・ G 空間社会の実現を図るため、実証プロジェクトの成果の国内外への展開を推進する。【総務省】
- ・ 実証等の成果の普及を図るとともに、さらに G 空間社会の実現に向けた取り組みを推進する。【国土交通省】
- ・ 地質情報について、引き続きその提供と併せ、民間での更なる 2 次利用の促進のために、地質データと他種データとの統合によって創出された新たな価値やビジネスの例を周知・共有する。【経済産業省】
- ・ 不動産総合データベースについて、本格運用開始に向けたシステムの検討・開発を行い、本格運用を開始する。【国土交通省】

### ○海外展開への取組

- ・ 引き続きオープンデータの海外展開への取組を推進する。【内閣官房】

## 【長期（2019年度～2021年度）】

### ○オープンデータの公開の促進

- ・ 引き続き、データカタログサイト等公的機関が提供するオープンデータの質・量両面での拡充を行い、KPIを踏まえた取組の改善を継続的に行う。【内閣官房、全府省】
- ・ 引き続き、地方公共団体におけるオープンデータの取組の普及のための支援を行う。【内閣官房、関係府省】
- ・ オープンデータに係る基盤の維持管理を行うとともに、普及を図る。【内閣官房、総務省、経済産業省】
- ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。【総務省、全府省】
- ・ 各府省庁のWebサイトで提供するデータベースについて、引き続きAPI機能の整備等を行う。【内閣官房、総務省、全府省】
- ・ G空間社会の実現を図るため、関係府省と連携して、データ等の整備、G空間プラットフォームの利活用及び地理空間情報（G空間情報）活用の全国普及を推進する。【総務省、国土交通省】
- ・ G空間社会の実現に向けた取り組みの推進を図る。基盤地図情報・電子国土基本図の更新・提供、地理空間情報ライブラリーの運用、GNSS連続観測システム（電子基準点）の構築・運用と地殻変動の即時把握を行う。【国土交通省】
- ・ 引き続き、地質情報の整備を図る。【経済産業省】

### ○オープンデータの利活用促進

- ・ 引き続きオープンデータの普及啓発に向けた取組を行う。【内閣官房、関係府省】
- ・ 地方公共団体の保有する公共データのオープンデータ化を支援する。【内閣官房、関係府省】
- ・ G空間社会の実現を図るため、実証プロジェクトの成果の国内外への展開を推進する。【総務省】
- ・ 実証等の成果の普及を図るとともに、さらにG空間社会の実現に向けた取り組みを推進する。【国土交通省】
- ・ 地質情報について、引き続きその提供と併せ、民間での利活用を図る。【経済産業省】

### ○海外展開への取組

- ・ 引き続きオープンデータの海外展開への取組を推進する。【内閣官房】



## 2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

### (1) 地方創生 IT 利活用促進プランの推進

#### 実施スケジュール (2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会)

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(1) 地方創生 IT 利活用促進プランの推進	利活用促進プランの推進		「地方創生IT利活用促進プラン」の策定【内閣官房、関係府省庁】	「地方創生IT利活用促進プラン」の推進、適宜見直し【内閣官房、関係府省庁】						<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方版総合戦略での引用件数</li> <li>・成功事例等の参照件数</li> <li>・人材支援の活用状況</li> </ul>
	国・地方公共団体間における情報共有基盤の創設、ビッグデータを活用した分析ツールの提供		「情報共有プラットフォーム(仮称)」の検討、仮立ち上げ【内閣官房、関係府省庁】	「情報共有プラットフォーム(仮称)」運用開始、機能等適宜見直し【内閣官房、関係府省庁】						
				地域経済分析システム(RESAS)及び地域の産業・雇用創造チャートの活用推進、必要に応じて機能等修正【内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省】						
			「防災分野へのSNS活用」の知見を活用した手引きの第一版作成【内閣官房、関係府省庁】	手引きの適宜見直し、優良事例の表彰やPRを実施【内閣官房、関係府省庁】						
				地域サービスイノベーションクラウドの構築を支援【総務省】			適宜見直しを行い、効率的・効果的に推進【総務省】			
				国・地方公共団体のシステム調達に関する調査と改善案の検討【内閣官房、総務省】	クラウドや共同利用等の検討・立ち上げの支援と、国・地方公共団体で調達事例・ノウハウを共有する仕組みの構築【内閣官房、総務省】	システム調達事例の蓄積と共有、調達したシステムの横展開や共同利用等の推進【内閣官房、総務省】				

## 実施スケジュール（2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
(1) 地方創生IT活用促進プランの推進	国・地方公共団体におけるIT利活用に係る行政サービスの向上	<p>・主な機能・内容の検討及び所要のシステム構築・制度見直し 【内閣官房、総務省及び関係府省庁】 自己情報表示、情報提供等記録表示、プッシュ型サービス、ワンストップサービス、電子私書箱、電子決済サービス 等（再掲）</p>			<p>・順次、サービス提供を開始【内閣府、総務省及び関係省庁】 自己情報表示情報提供等記録表示、プッシュ型サービス、引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス 電子私書箱、電子決済サービス 等（再掲）</p>						
		<p>個人番号カード及び法人番号を用いた政府調達における契約までの一貫した電子化に向けた制度的措置及びシステム構築に関する検討【総務省】（再掲）</p>			<p>運用開始（地方公共団体での利用可能化）【総務省】（再掲）</p>			<p>法人番号を活用した企業情報を電子的に照会・取得できる環境の整備【総務省】</p>			
		<p>観光地や防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を促進するとともに、関係事業者、団体等の参画による推進体制を構築、エリアオーナーへの無料公衆無線LAN環境の整備の働きかけ、認証手続きの簡素化・一元化の検討や海外への周知・情報発信に向けた施策の実施【総務省】（再掲）</p>			<p>整備促進や認証手続きの簡素化等の施策を引き続き推進し、訪日外国人が十分満足しうる無料公衆無線LAN環境を実現【総務省】（再掲）</p>						
	国・地方公共団体におけるオープンデータとその利活用の推進	<p>地方公共団体におけるオープンデータの取組普及の支援【内閣官房、関係府省】（再掲）</p>									
		<p>地域課題を解決する人材の育成・派遣、成功事例の横展開【内閣官房、関係府省】（再掲）</p>									
		<p>普及・啓発に向けた取組【内閣官房、関係府省】（再掲）</p>									
		<p>オープンデータ100の収集・配信 【内閣官房、関係府省】（再掲）</p>									
		<p>オープンデータ伝道師の任命・派遣活動等を支援する仕組みの検討 【内閣官房、関係府省】（再掲）</p>			<p>オープンデータ伝道師の任命・派遣活動等を支援実施 【内閣官房、関係府省】（再掲）</p>						
		<p>地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等【総務省、国土交通省、経済産業省】（再掲）</p>									
		<p>地理空間情報（G空間情報）を通じた新サービスの創出及び防災・地域活性化の推進【総務省、国土交通省、経済産業省】（再掲）</p>									

## 実施スケジュール（2. ITを活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会）

年度	短期			中期			長期			KPI		
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021			
(1) 地方創生IT活用促進プランの推進	農林水産業・観光業分野等における事例の収集とガイドラインの検討等	農林水産業、観光業分野等の重点分野におけるIT活用に関する事例集(ガイドラインを含む)を整備【内閣官房、関係府省庁】									<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の有効性(産業波及効果)</li> <li>・実証プロジェクト並びにその普及モデルの経済的自立性・継続性</li> <li>・国内外への展開地域</li> </ul>	
		先行モデルの実証によるITを活用した街づくりの共通的な基盤と成功モデルの構築【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】	成功モデルの国内外への展開(離島は他離島への展開も含む)【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】									
		普及展開体制の整備【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】										
	地方公共団体のIT化に係る相談・支援体制の整備	地方公共団体のIT化に係る実態の把握、相談・支援の仕組みの検討【内閣官房、関係府省庁】			政府CIO等による地方公共団体のIT化支援【内閣官房、関係府省庁】							
	地方公共団体等に対する人材派遣等											

## 実施スケジュール（2. ITを活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(1) 地方創生 IT活用促進 プランの推進  地方における 起業家等への 支援			地域ITスタートアップファンド創設等の環境整備【内閣官房、経済産業省、関係府省】（再掲）	適宜見直しを行い、効率的・効果的に推進【総務省、経済産業省】（再掲）						
			ベンチャー創出に向けた環境整備【内閣官房、総務省、経済産業省】（再掲）							
			表彰を通じたベストプラクティス普及【総務省、経済産業省】（再掲）			適宜見直しを行い、効率的・効果的に推進【総務省、経済産業省】（再掲）				
			IT利活用技術の研究開発支援、データサイエンティストを含む若手人材の育成【総務省】							
			専門家からの助言等を行う支援体制の整備やPoCの取組支援の仕組みを構築【総務省】							
		中小企業支援ポータルサイトの整備【経済産業省】（再掲）	中小企業におけるクラウド等のIT利活用の促進【総務省、経済産業省】（再掲）			地域のITコンサル人材と中小企業支援機関のネットワークや整備した体制を通じ、中小企業におけるIT利活用を促進する。【総務省、経済産業省】（再掲）				
		ITクラウドを活用した地域中小企業の経営支援基盤の確立【経済産業省】（再掲）								
		学習サイト開設及びオープン講義の運用などデータサイエンスに関する学習機会の拡大とビッグデータを活用できる人材の育成【総務省】（再掲）								
		起業意識を醸成するイベント等の企画・設計【総務省、経産省】（再掲）	突出したIT人材の発掘、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベルIT人材の発掘・支援【内閣官房、総務省、経産省、文科省】（再掲）							
		地方におけるプログラミングコンテスト等に対する後援、大臣賞の付与等の推進【内閣官房、経済産業省、関係府省庁】								
	意欲と能力のあるIT人材に対する実践的研修機会の検討【内閣官房、文科省、経産省】（再掲）			検討した実践的研修機会の提供【内閣官房、文科省、経産省】（再掲）			提供された実践的研修機会に関する効果検証と改善【内閣官房、文科省、経産省】（再掲）			

## 実施スケジュール（2. ITを活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(1) 地方創生IT活用促進プランの推進 地方におけるIT教育・人材教育の推進		学校・公民館等を学びの場とした、情報の利活用力育成のモデル構築、普及促進【総務省、文科省】(再掲)		国民全体(層別)の情報の利活用力向上に向けた教育について実効性の高いモデルの検討及び継続的な改善【総務省、文科省、経産省、消費者庁】(再掲)						
			子供や保護者の情報の利活用力についての教育の充実【総務省、文科省】(再掲)							
			初等・中等教育段階からプログラミング、情報セキュリティ等のIT教育の充実【総務省、文科省】(再掲)					IT教育の全国展開【総務省、文科省】(再掲)		
		学校のIT環境の整備(短期目標の設定とその達成)【総務省、文科省】(再掲)				学校のIT環境(整備(計画の見直し及び新たな目標の設定とその達成)【総務省、文科省】(再掲)				
		NPO等による情報の利活用力向上に資する活動支援策検討【内閣官房、総務省、経産省、文科省】(再掲)			NPO等による情報の利活用力向上に資する活動支援実施【内閣官房、総務省、経産省、文科省】(再掲)			NPO等による情報の利活用力向上に資する活動支援策評価、改善、普及【内閣官房、総務省、経産省、文科省】(再掲)		
		指導案・教材データベース構築に向けた検討【文科省】(再掲)	データベースの設計・開発・運用開始【文科省】(再掲)							
			ICT支援員の育成・確保に向けた検討(再掲)			ICT支援員の育成・確保に向けた取組の実施(再掲)				
			校務の情報化の推進(再掲)							
		遠隔教育等の推進に向けた環境整備【文科省】(再掲)	遠隔教育等の普及推進【文科省】(再掲)							
		遠隔教育等IT活用の課題検証、試行【文科省】(再掲)								
		「デジタル教科書・教材」の位置づけ・制度に関する課題整理【文科省】(再掲)			「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討【文科省】(再掲)			「デジタル教科書・教材」の導入・普及促進に向けた環境整備【総務省、文科省】(再掲)		
		子供や教員が利用しやすいデジタル教科書・教材の開発・標準化【総務省、文科省】(再掲)								
		産業界人材と教員の交流、異業種経験などの取組(モデル)検討【内閣官房、文科省、経産省】(再掲)			検討した取組(モデル)の検証【内閣官房、文科省、経産省】(再掲)			取組の普及展開、評価、改善【内閣官房、文科省、経産省】(再掲)		
		職種転換を含めた就業支援など、ITを活用した人材シフトの支援のための仕組みの課題整理・検討【厚労省、経産省】(再掲)			ハローワークの機能強化を含めた、人材シフト支援のための仕組みの設計や試行など就業支援や職種転換のための環境整備【厚労省、経産省】(再掲)					

## 実施スケジュール（2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
(1) 地方創生IT利活用促進プランの推進	地方における働き方改革の推進(テレワーク等)	「国家公務員テレワーク・ロードマップ」の策定【内閣官房、全府省庁】(再掲)	「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づく各施策の実施【内閣官房、全府省庁】(再掲)								
		ニーズの把握、課題整理、具体的施策の検討【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等】(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーチャルオフィス等のツールを活用し、地方へUターン(ターン)しても、サテライトオフィス等での就労を可能とする「ふるさとテレワーク」の推進や普及展開等</li> <li>・離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備</li> <li>・地域におけるNPO法人などの人的資源の有効活用等【総務省、経済産業省等】(再掲)</li> </ul>								
ITを活用した地域コミュニティの活性化	ITを活用した地域コミュニティの活性化	社会的課題の解決に向けた4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用の可能性検討を健康・医療・介護分野、教育分野/国民のIT利活用促進、情報化による地域の活性化等の分野について行【総務省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省】(再掲)	各分野での利活用方策の具体化の検討【総務省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省】(再掲)			各分野での利活用方策の推進(再掲)			各分野での利活用方策の全国普及、及び海外展開(再掲)		
		学校・公民館等を学びの場とした、情報の利活用力育成のモデル構築、普及促進【総務省、文科省】(再掲)	4K・8K技術の医療及び教育分野での利活用方策の検討(再掲)			医療及び教育分野に必要な技術の確立(再掲)					
		民間活力による地域見守りモデルに関する検討【内閣官房】(再掲)	テレビ等を活用しつつ、民間活力による地域見守りモデルの普及策の検討【内閣官房、関係省庁】(再掲)								
			SNS、ビッグデータ等の民間情報の活用と多くの主体での情報共有【内閣官房、関係府省】(再掲)			方策・仕組みの検討と早期に取組可能な部分の実施			検討結果を踏まえた取組の推進		
											・検討の状況に応じて、追記予定

## 実施スケジュール（2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(1) 地方創生IT利活用促進プランの推進	障壁等の解消など、IT利活用促進に係る新たな法律の制定		安全・安心な情報の流通を担う代理機関(仮称)の創設に向けた検討【内閣官房、関係省庁】(再掲)  マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の手続の電子化・ワンストップ化に向けた検討【内閣官房、関係省庁】(再掲)  シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置についての検討【内閣官房、関係省庁】(再掲)	適用範囲・運用等に係る継続的な見直し 【内閣官房、関係省庁】(再掲)			適用範囲・運用等に係る継続的な見直し 【内閣官房、関係省庁】(再掲)			
	地方創生に資する特区制度(近未来技術実証に関する国家戦略特区等)の活用		近未来技術実証に関する国家戦略特区の枠組みの中での制度運営を検討【内閣府】							

**【目標（マイルストーン含む）】**

- ・ 2015 年度以降、持続的な地域活性化モデルとして、成功モデルの国内外への普及展開を図る。

**【短期（2015 年度）】**

○地方創生 IT 利活用促進プランの推進

- ・ 地方公共団体による「地方版総合戦略」の円滑な策定・実行に寄与する「地方創生 IT 利活用促進プラン」（平成 27 年 6 月〇〇日 IT 総合戦略本部決定）に基づき、『情報共有基盤・ガイドライン等の整備』、『人材・産業活性化支援』、『IT 利活用障壁の解消』などの重点的な取組を実行するとともに、これを広く展開し、推進する。【内閣官房、関係府省庁】

○国・地方公共団体間等における情報共有基盤の創設、ビッグデータを活用した分析ツールの提供

- ・ 国と地方公共団体等の間における意見交換の場を提供する仕組み（「情報共有プラットフォーム（仮称）」）を検討し、年内目途に仮立ち上げを目指す。【内閣官房、関係府省庁】
- ・ 地域経済分析システム（RESAS）及び地域の産業・雇用創造チャートの活用を推進するとともに、必要に応じて機能等の修正を行う。【内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省】
- ・ SNS 等で発信されたその地域の魅力に関する情報などのビッグデータについて、「防災分野への SNS 活用」の知見を活用し、分析手法等に関する手引きの第一版の作成を年内目途に目指す。【内閣官房、関係府省庁】

○国・地方公共団体における IT 利活用に係る行政サービスの向上

- ・ 地方公共団体の保有する情報システム資産を中小企業の業務支援システムに活用した官民連携による利用者本位の地域サービスイノベーションを促進する。【総務省】
- ・ 国・地方公共団体のシステム調達に関する調査と改善案を検討する。【内閣官房、総務省】
- ・ 主な機能・内容（自己情報表示、情報提供等記録表示、プッシュ型サービス、引っ越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス、電子私書箱、電子決済サービス等）に係る検討を行い、所要のシステム構築や制度見直しを進める。（再掲）【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 官民のオンラインサービスをシームレスな連携（e-Tax、ねんきんネット、その他民間サービス等）を可能とするため、利便性の向上とセキュリティの確保のバランスがとれた認証機能や認証連携の仕組みを検討・構築する。（再掲）【内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁】
- ・ 国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末やテレビ等、利用チャネル及び認証手段の



拡大に向けた検討を行う。特に CATV については、次世代セットトップボックス等への個人番号カードの読み取り機能の実装に向けた取組を推進する。(再掲)【内閣官房、総務省及び関係府省庁】

- ・ 法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体で上述システムの利用を可能とする。(再掲)【総務省】
- ・ 地域の企業等における国・地方公共団体等との契約・手続きに関し、その書類作成・送付・立ち合い等の負担を軽減するため、個人番号カード及び法人番号等を活用して、国・地方公共団体等に関し横断的に資格審査・入札・契約を電子的に処理し得る環境を整備する。また、地域の企業等における申請手続きに係る負担を軽減するため、法人番号を活用して、行政組織間で、当該番号に対応した企業情報を電子的に照会・取得できる環境の整備を推進する。【総務省】
- ・ 観光地や防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進するとともに、関係事業者、団体等の参画による推進体制を構築し、エリアオーナーに対する無料公衆無線 LAN 環境の整備の働きかけ、無料公衆無線 LAN の認証手続きの簡素化・一元化の検討及び無料公衆無線 LAN 環境に関する海外への周知・情報発信に向けた施策を行う。(再掲)【総務省】

#### ○国・地方公共団体におけるオープンデータとその利活用の推進

- ・ 地方公共団体におけるオープンデータの取組を普及するための支援策を実施する。地方公共団体が公開するオープンデータ(公共クラウドのデータを含む)を国のデータカタログサイトから横断検索できる機能及び仕組みを構築するとともに、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」の普及促進を図りつつ、データを公開するに当たってのデータ形式の標準化(情報の分類方法、タグ付けの方法)を図る。(再掲)【内閣官房、関係府省】
- ・ オープンデータの取組を介したコミュニティ活動の推進や、データの分析等を通じた地域課題の解決等を推進する民間有識者等の人材の派遣や育成を行うとともに、既にオープンデータに取り組んでいる地方公共団体の成功事例の横展開を図る。さらに、法令等に基づき地方公共団体が作成するデータのうち公開の可否が不明確な案件につき整理を行い、未公開データの公開を促進する。(再掲)【内閣官房、関係府省】
- ・ オープンデータの普及啓発に向けた取組を行う。オープンデータの普及・啓発を行う NPO 等の民間団体と連携し、典型的な利活用成功事例をユースケースとして収集・類型化する(オープンデータ 100)。また、オープンデータの利活用成功事例の横展開の推進等を担う民間有識者等をオープンデータ伝道師として任命し、その活動の支援を行うとともに、その際にこの利活用成功事例を活用し、成功事例のみでなく、課題認識や成

功のカギを握ったノウハウの横展開によって、公的機関や民間企業での利活用を啓発する。(再掲)【内閣官房、関係府省】

- ・ 総務省は、国・地方公共団体・公益企業等の協力を得ながら、産学官と連携し、コンテスト、シンポジウム、優秀事例の表彰のほか、オープンデータを活用したビジネス創出に向けた利活用ニーズの高いデータに関する検討、地域経済の活性化・地域課題の解決を目的としたデータ活用環境の整備と専門知識を有する人材の派遣に関する検討等を実施する。経済産業省は、オープンデータの活用を通じた地域活性化の推進に向け、データを活用して地域課題を解決するソーシャルビジネスの事例創出や地域の IT ベンチャー等の取組データ活用を後押しするためのビジネスマッチングの支援等を行う。(再掲)【内閣官房、総務省、経済産業省】
- ・ G 空間×ICT の推進による新サービスの創出、防災・地域活性化を図る。関係府省と連携して、G 空間防災システムの効果的な成果展開に向けた、L アラートと G 空間情報の連携推進等の実証プロジェクトを行う。(再掲)【総務省】
- ・ G 空間社会の実現に向けた総合的な課題の検討、地理空間情報 (G 空間情報) を活用した新サービスの展開のための実証事業の実施、人材育成を行う。(再掲)【国土交通省】
- ・ 地質情報について、ユーザ (専門家、一般市民、地方公共団体関係者等) のレベルに合わせたコンテンツや解説を充実するなど、わかりやすく使いやすい地質情報の提供を図るとともに、地質情報閲覧システムを、地質情報等や他機関データも含めて総合的に検索・閲覧可能な、地質関連情報全般を束ねるようなポータルシステムに改良する。なお、実施の際は G 空間プラットフォームとの連携を図る。また、民間での更なる 2 次利用の促進のために、地質データと他種データとの統合によって創出された新たな価値やビジネスの例を調査・収集する。(再掲)【経済産業省】

#### ○農林水産業・観光業分野等における事例の収集とガイドラインの検討等

- ・ 農林水産業、観光業分野等の重点分野に関し、変革意欲のある地方公共団体の取組の参考となるよう、各地域における IT 利活用に係る取組を収集し、他地域が参考になるような事例集 (ガイドラインを含む) として、各府省庁の支援施策等と併せて、インターネット上に整備する。【内閣官房、関係府省庁】
- ・ 2015 年度以降は、実証プロジェクトにおいて得られた成果について、実証プロジェクトから社会実装に切り替え、その地域で継続した事業運営を推進することで、その地域においての地域経済の活性化等を推進する。また、実証プロジェクトにおいて得られた成果や地方創生に資する先進的な地域情報化の優良事例 (成功モデル) については、①具体的な成果が上がっている分野、②今後の普及展開が見込める分野について、受益者の範囲や事業性の観点を踏まえて重点化し、国内外 (他離島への展開も含む) への普及展開を行い、自立的・持続的な事業運営 (事業化) を図ることを通じて、他地域においての地域経済の活性化等を推進するとともに、マイナンバー制度の導入を見据え、複数分野のサービス等の連携、新たな社会サービスの創出のインフラとなる公的個人認証サービスの活用を推進する。【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省庁】
- ・ 2015 年度以降、産学官の街づくり関係者が普及展開方策等を検討するための体制を整

備・継続するとともに、地域や社会が抱える課題を解決する新しいアイデアや技術を持つ若手やベンチャー企業の発掘・育成や具体的、実務的ノウハウ等を有する IT 人材の派遣を引き続き実施することを通じて、地域の活性化を促進する。【総務省】

#### ○地方公共団体の IT 化に係る相談・支援体制の整備

- ・ 変革意欲のある地方公共団体に対して、政府 CIO や成功経験者等がアドバイスし、支援できる仕組みを整備する【内閣官房、関係府省庁】

#### ○地方公共団体等に対する人材派遣等

- ・ 地方公共団体に対して、IT に習熟し、熱意ある人材を、例えば民間団体・NPO 等を通じて、地方公共団体等に派遣し、地方公共団体における行政情報システムの改革、オープンデータの推進など、課題の解決・街づくりに係る各種 IT を利活用した取組等を推進する仕組みを検討する。【内閣官房、関係府省庁】
- ・ 地元を活性化したいと考える人材の有効活用の方策として、各地方公共団体別に有志を募った「ふるさとサポーター制度（仮称）」の仕組みを検討する。【内閣官房、関係府省庁】
- ・ 関連する既存の人材派遣制度（地域情報化アドバイザー派遣事業、ICT 地域マネージャー派遣事業、戦略的 CIO 育成支援事業等）などとの連携も視野に入れつつ、地方公共団体等が仕組みを利用しやすいような仕組み（ワンストップ化などを含む）を検討する。【内閣官房、関係府省庁】

#### ○地方における起業家・ベンチャー企業、中小・小規模事業者に対する支援

- ・ 地域 IT スタートアップファンド創設等の環境整備のための自治体、民間支援機関、関係政府機関からなる協議会を設立する。（再掲）【内閣官房、経済産業省、関係府省】
- ・ 将来性のある人材・事業・アイデア等の発掘・育成のため、未踏 IT 人材発掘・育成事業を強化し、ストックオプション等の金融的手法を活用したベンチャーの起業を加速する新たな方式を導入する準備を行う。（再掲）【経済産業省】
- ・ 専門家等によるノウハウを活用し、ベンチャー企業等による革新的な技術シーズやアイデアを用いた事業化等の挑戦に対し、常時応募可能な支援（研究開発費用等の一部補助）を行う。（再掲）【総務省】
- ・ 地方の IT 起業家人材の発掘・展開のための大学ネットワークを構築する。（再掲）【経済産業省】
- ・ 起業段階にある IT ベンチャーの事業性等評価を実施し、一定の基準を超える優れた事例に関して表彰を行う。併せて、優れた IT 経営を実現し、かつ、他の中小企業等が IT 経営に取り組む際に参考となるような中小企業等の事例を発掘し、その中でも先進的な事例を表彰する。また、IT を利活用してイノベーションを創出し、新たな製品やサービスを生み出した企業等を、関係省庁の連携により実施している情報化月間の一環である「情報化促進貢献個人等表彰」にて表彰する。これらの取組を通じて得られた事例を

ベストプラクティスとして普及・展開させるとともに、革新的事業の創出を図る。（再掲）【総務省、経済産業省】

- ・ 変革意欲のある地域において地域課題の解決を図り、IT分野における先進的な技術やアイデアを活用して新事業の創出を目指すベンチャー・中小企業等に対して、IT利活用技術の研究開発支援、データサイエンティストを含む若手人材の育成を推進するとともに、専門家からの助言等を行う支援体制の整備や概念検証（PoC: Proof of Concept）の取組支援の仕組みを構築する。【総務省】
- ・ 中小企業におけるクラウド等のIT利活用の促進のため、地域のITコンサル人材の質の向上を図るとともに、コンサル人材と中小企業支援機関をネットワーク化することで、中小企業によるクラウド等のIT利活用の芽を広く掘り起こす体制を整備する。また、2015年中を目処に、これらの体制も活用し、中小企業のIT利活用のベストプラクティスの展開や、クラウド事業者やブロードバンド事業者等も参画したクラウド利活用等の普及啓発の促進体制を、整備する。さらに、中小企業や中小企業支援機関が、企業におけるIT活用状況を評価できるツールを構築し、普及を図る。（再掲）【総務省、経済産業省】
- ・ 2015年から、突出したIT人材の発掘や、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベルIT人材の発掘・支援及び表彰を行う。（再掲）【内閣官房、総務省、経済産業省、文部科学省】
- ・ 全国規模や地方で開催されるプログラミングコンテストに対して関係省庁による後援や、大臣賞の付与等を行う。（再掲）【内閣官房、経済産業省、関係府省庁】
- ・ 意欲と能力のあるIT人材に、国内外で実践的研修機会を提供するために、官民が協力した仕組みを検討する。（再掲）【内閣官房、文部科学省、経済産業省】
- ・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材（データサイエンティスト等）の育成を推進する。（再掲）【文部科学省】
- ・ データサイエンス普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイトを開設し、ウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義（「データサイエンス・オンライン講座」）を立ち上げる。（再掲）【総務省】

#### ○地方におけるIT教育・人材教育の推進

- ・ 学校・公民館等を学びの場とした情報の利活用力育成のためのモデルを構築し、普及を促進する。（再掲）【総務省、文部科学省】
- ・ 子供や保護者の情報の利活用力について、教育の充実を図る。（再掲）【総務省、文部科学省】
- ・ 初等・中等教育段階からプログラミングや情報セキュリティ等のIT教育の充実を図る。（再掲）【内閣官房、総務省、文部科学省】
- ・ 学校のIT環境の整備（超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線LAN等の通信環境など）を行う。（再掲）【総務省、文部科学省】
- ・ NPO等による情報の利活用力向上に資する活動に対する支援策を検討する。（再掲）【内閣官房、総務省、経済産業省、文部科学省】

- ・ 教員の IT 利活用を支援するための支援員の育成・確保に向けた検討を行う。（再掲）【文部科学省】
- ・ 校務の情報化を推進するための取組を実施する。（再掲）【文部科学省】
- ・ 遠隔教育等 IT の利活用について課題検証や実践事例の普及促進等に取り組む。（再掲）【文部科学省】
- ・ 2015 年度から「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討を実施する。（再掲）【文部科学省】
- ・ 子供や教員が利用しやすいデジタル教科書・教材の開発及び標準化を実施する。（再掲）【総務省、文部科学省】
- ・ 指導案・教材データベースの運用を行い、データベースのさらなる充実を図ると同時に広報活動による普及展開を促進する。（再掲）【文部科学省】
- ・ 学校教育の中に産業界の知見を取り入れていくために、産業界人材と教員の交流、異業種経験などの取組（モデル）を検討する。（再掲）【内閣官房、文部科学省、経済産業省】
- ・ 職種転換を含めた就業支援など、IT を活用した人材シフトの支援のための仕組みの課題整理・検討を行い、その検討を踏まえ、具体的な施策の導入に向けた取組に着手する。（再掲）【厚生労働省、経済産業省】

#### ○地方における働き方改革の推進（テレワーク等）

- ・ 「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づく各施策を実施する。（再掲）【内閣官房、全府省庁】
- ・ いつもの仕事をどこにいてもできるよう、バーチャルオフィス等の孤独感を感じさせないツールを活用し、地方へ U ターン（I ターン）しても、自宅やサテライトオフィス/テレワークセンターでの就労を可能とする雇用型・自営型テレワーク（ふるさとテレワーク）を推進する。具体的には、地域特有の各課題に対応した地域実証モデル、及び地域実証モデルの他地域への展開を視野に入れた共通基盤モデルを構築する。あわせて、①離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備、②地域における NPO 法人などの人的資源の有効活用などを図る。（再掲）【総務省、経済産業省等】
- ・ 未就職の若者や、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等が、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験を活かした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇等の諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とする、IT を活用したハローワーク等の就職支援機能強化の一環として、ハローワークの保有する求人情報の民間人材ビジネスや地方自治体に対するオンラインでの提供を、2014 年度中に開始した。また、必要なシステム改修を行い、2015 年 9 月以降一般的なインターネット回線・汎用パソコンを利用し、求人情報提供端末を安価・簡易に利用可能とする。さらに、「雇用のマッチングと成長産業へのシフト」をさらに促進するため、IT を活用したハローワーク等の就職支援機能強化に関する課題整理を行い、さらなる具体的方策の検討を行う。方策の検討を踏まえて、具体的な施策の導入に向けた取り組みを行う。（再掲）【厚生労働省等】

- ・ 2014 年度までに検討した結果を基に、健康・医療・介護分野、教育分野／国民の IT 利活用の促進、情報化による地域の活性化等の各分野における 4K・8K、スマートテレビ等、高度な放送・通信連携サービス等の利活用方策の具体化検討を行う。特に、医療及び教育分野については、4K・8K 技術を活用して遠隔医療や教育の質の向上を図るための利活用方策の具体化を行う。（再掲）【総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

#### ○IT を活用した地域コミュニティの活性化

- ・ 地域における高齢者等がコミュニティにおいて活躍することができるよう、IT リテラシの向上等を含む活動を支援するべく、例えば「IT 講師」等に関する認定といった仕組みを検討する。【内閣官房】
- ・ 簡易なアクセス手段であるテレビ等を活用しつつ、民間活力による地域見守りモデルに関する検討及び普及策の検討を行う。（再掲）【内閣官房、関係省庁】
- ・ SNS、ビッグデータ等の民間の情報を防災・減災に活用する方策や多くの主体で防災・減災情報を位置情報等を活用して共有する仕組みについて検討を行い、早期に取組可能な部分から取組を行うとともに、平時から地域コミュニティを活用した災害時の連係を促進し、それらの成果について普及・啓発する。（再掲）【内閣官房、関係府省】

#### ○障壁等の解消など、IT 利活用促進に係る新たな法律の制定

- ・ 安全・安心な情報の流通を担う代理機関（仮称）の創設に向けた検討。（再掲）【内閣官房、関係省庁】
- ・ マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の手続の電子化・ワンストップ化に向けた検討。（再掲）【内閣官房、関係省庁】
- ・ シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置についての検討。（再掲）【内閣官房、関係省庁】

#### ○地方創生に資する特区制度（近未来技術実証に関する国家戦略特区等）の活用

- ・ IT の利活用に伴った新たなビジネスモデルを検討する際に、近未来技術実証に関する国家戦略特区等を活用した検討を促す。【内閣府】

#### 【中期（2016 年度～2018 年度）・長期（2019 年度～2021 年度）】

※再掲以外の項目のみ記載

#### ○地方創生 IT 利活用促進プランの推進

- ・ 関係府省庁と連携しつつ「地方創生 IT 利活用促進プラン」を推進するとともに、必要に応じて本プランの見直しを実施する。【内閣官房、関係府省庁】

#### ○国・地方公共団体間等における情報共有基盤の創設、ビッグデータを活用した分析ツールの提供

- ・ 「情報共有プラットフォーム（仮称）」の本格運用を開始し、必要に応じて機能等の修正を行う。【内閣官房、関係府省庁】

- ・ 地域経済分析システム（RESAS）及び地域の産業・雇用創造チャートの活用を推進するとともに、必要に応じて機能等の修正を行う。【内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省】
- ・ SNS 等で発信されたその地域の魅力に関する情報などのビッグデータに関する分析手法等に関する手引きを適宜見直すとともに、分析等に関する優良事例の表彰や PR を実施する。【内閣官房、関係府省庁】

#### ○国・地方公共団体における IT 利活用に係る行政サービスの向上

- ・ 適宜見直しを行いつつ、引き続き自治体の保有する情報システム資産を中小企業の業務支援システムに活用した官民連携による利用者本位の地域サービスイノベーションを促進していく。【総務省】
- ・ クラウドや共同利用等の検討・立ち上げの支援と、国・地方公共団体で調達事例・ノウハウを共有する仕組みを構築し、システム調達事例の蓄積と共有、調達したシステムの横展開や共同利用等を推進する。【内閣官房、総務省】
- ・ 地域の企業等における申請手続きに係る負担を軽減するため、法人番号を活用して、行政組織間で、当該番号に対応した企業情報を電子的に照会・取得できる環境の整備を推進する。【総務省】

#### ○農林水産業・観光業分野等における事例の収集とガイドラインの検討等

- ・ 農林水産業、観光業分野等の重点分野に関し、変革意欲のある地方公共団体の取組の参考となるよう、IT 総合戦略本部において、各地域における IT の利活用に係る取組を収集し、他地域が参考になるような事例集（ガイドラインを含む）として、各府省の支援施策等と併せて、インターネット上に整備する。【内閣官房、関係府省庁】
- ・ 実証プロジェクト以外の地域での成功事例の新しいビジネスモデルも踏まえた成功モデルを抽出し、実証プロジェクトで得られた成功モデルと合わせて国内外（他離島への展開も含む）への普及展開を行い、他地域においての地域経済の活性化等を推進する。【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】

#### ○地方公共団体の IT 化に係る相談・支援体制の整備

- ・ 変革意欲のある地方公共団体に対して、政府 CIO や成功経験者等がアドバイスし、支援できる仕組みを整備する。【内閣官房、関係府省庁】

#### ○地方公共団体等に対する人材派遣等

- ・ 政府 CIO や成功経験者等が地方公共団体を訪問した上で、アドバイスし、かつ進捗のフォローを行う。【内閣官房、関係府省庁】

#### ○地方における起業家・ベンチャー企業等の支援

- ・ 変革意欲のある地域において地域課題の解決を図り、IT 分野における先進的な技術やアイデアを活用して新事業の創出を目指すベンチャー・中小企業等に対して、IT 利活用技

術の研究開発支援、データサイエンティストを含む若手人材の育成を推進するとともに、専門家からの助言等を行う支援体制の整備や概念検証（PoC: Proof of Concept）の取組支援の仕組みを構築する。【総務省】

○コミュニティ支援（人材・産業化支援）

- ・ 「IT講師」等を養成、地域コミュニティに派遣する。【内閣官房】

○地方創生に資する特区制度（近未来技術実証に関する国家戦略特区等）の活用

- ・ ITの利活用に伴った新たなビジネスモデルを検討する際に、近未来技術実証に関する国家戦略特区等を活用した検討を促す。【内閣府】

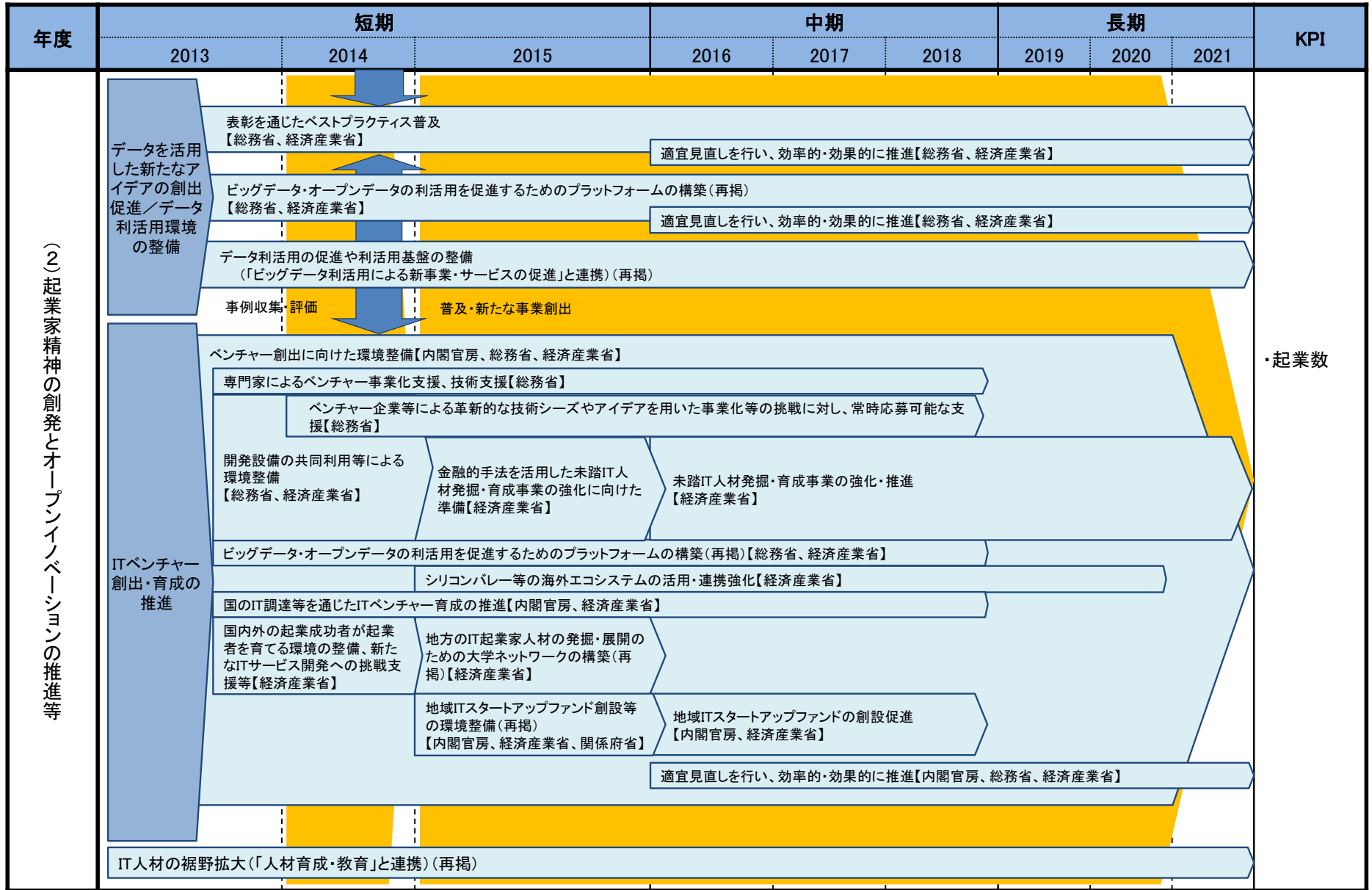


(2) 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等

実施スケジュール (2. ITを活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会)

年度	短期			中期			長期			KPI			
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021				
(2) 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等	全体	「アントレ×ITパッケージ」の策定	施策の実施、及び適宜施策の追加及び見直し								・支援策の活用状況		
	ITを活用した起業家精神の創発／ネットワーク化の推進	ITを活用した起業家支援活動の各種ネットワーク化を含む推進のあり方について検討【内閣官房、経済産業省】		地方のIT起業家人材の発掘・展開のための大学ネットワークの構築【経済産業省】									
		ビッグデータ・オープンデータの利活用を促進するためのプラットフォームの構築【総務省、経済産業省】			適宜見直しを行い、効率的・効果的に推進【総務省、経済産業省】								
		リスクマネー供給の仲介機能を強化【金融庁】			適宜見直しを行い、効率的・効果的に推進【金融庁】								
		中小企業支援ポータルサイトの整備【経済産業省】		中小企業におけるクラウド等のIT利活用の促進		地域のITコンサル人材と中小企業支援機関のネットワークや整備した体制を通じ、中小企業におけるIT利活用を促進する。【総務省、経済産業省】							
		ポータルサイト開設、運用開始	アプリケーション拡充(業務連携支援、公的申請支援等)	・地域のITコンサル人材の質の向上 ・中小企業等によるIT利活用の芽を広く掘り起こす体制の整備									
		ITクラウドを活用した地域中小企業の経営支援基盤の確立【経済産業省】		・中小企業や中小企業支援機関が企業におけるIT活用状況を評価できるツールの構築・普及 ・支援ポータルサイト等の充実を含む、攻めのIT利活用のベストプラクティスの普及【総務省、経済産業省】									
		経営支援基盤のあり方について調査研究等を実施	調査研究を踏まえ、ITクラウドを活用した地域中小企業の経営支援基盤の確立に向けた取組を推進										
		融資・税制優遇によるIT利活用促進【総務省、経済産業省】											
				地域ITスタートアップファンド創設等の環境整備【内閣官房、経済産業省、関係府省】		適宜見直しを行い、効率的・効果的に推進【総務省、経済産業省】							
事例収集・評価		普及・新たな事業創出											

## 実施スケジュール（2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会）



**【目標（マイルストーン含む）】**

- ・新事業、新サービスを創出する IT ベンチャーの起業や世界レベルで競争力のある専門企業群を実現する。
- ・ベンチャーを含む、中小企業の競争力強化、活性化。

**【短期（2015 年度）】**

○全体

- ・ 2014 年度にとりまとめた「起業家精神を創発する IT 関連施策パッケージ（副題：「アントレ×IT パッケージ」）に係る施策を実行するとともに、地方の現場においても利用しやすいように全体像の体系等を含む、本パッケージの見直しを実施する。その際、「ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進」、「人材育成・教育」のそれぞれの項目の施策と連携する。【内閣官房、関係府省】

○IT を活用した起業家精神の創発／ネットワーク化の推進

- ・ 地方の IT 起業家人材の発掘・展開のための大学ネットワークを構築する。【経済産業省】
- ・ ビッグデータ・オープンデータの利活用を促進するためのプラットフォームの構築を行う。【総務省、経済産業省】
- ・ クラウドファンディングといった IT を活用した資金調達手法の利用促進を含めたリスクマネー供給の仲介機能を強化するため、2014 年度における改正金融商品取引法の成立・公布と、それに基づく関係政令及び内閣府令の整備の開始を踏まえ、引き続き、投資型クラウドファンディングに係る制度整備に努める。【金融庁】
- ・ 地域 IT スタートアップファンド創設等の環境整備のための自治体、民間支援機関、関係政府機関からなる協議会を設立する。【内閣官房、経済産業省、関係府省】
- ・ 中小企業における情報化投資を構成する設備資金、ソフトウェアの取得、デジタルコンテンツの制作、上映等に係る運転資金について、株式会社日本政策金融公庫の融資制度を継続する。併せて、中小企業等が一定の IT 投資等を行った場合に、税額控除又は特別償却の選択適用が可能な税制措置の運用を継続する。これらを通じて、中小企業の IT 利活用を促進し、我が国産業の競争力を底上げする。【総務省、経済産業省】
- ・ 中小企業におけるクラウド等の IT 利活用の促進のため、地域の IT コンサル人材の質の向上を図るとともに、コンサル人材と中小企業支援機関をネットワーク化することで、中小企業によるクラウド等の IT 利活用の芽を広く掘り起こす体制を整備する。また、2015 年中を目処に、これらの体制も活用し、中小企業の IT 利活用のベストプラクティスの展開や、クラウド事業者やブロードバンド事業者等も参画したクラウド利活用等の普及啓発の促進体制を、整備する。さらに、中小企業や中小企業支援機関が、企業における IT 活用状況を評価できるツールを構築し、普及を図る。【総務省、経済産業省】

○データを活用した新たなアイデアの創出促進／データ利活用環境の整備

- ・ 起業段階にある IT ベンチャーの事業性等評価を実施し、一定の基準を超える優れた事例に関して表彰を行う。併せて、優れた IT 経営を実現し、かつ、他の中小企業等が IT 経営に取り組む際に参考となるような中小企業等の事例を発掘し、その中でも先進的な事例を表彰する。また、IT を利活用してイノベーションを創出し、新たな製品やサービスを生み出した企業等を、関係省庁の連携により実施している情報化月間の一環である「情報化促進貢献個人等表彰」にて表彰する。これらの取組を通じて得られた事例をベストプラクティスとして普及・展開させるとともに、革新的事業の創出を図る。【総務省、経済産業省】
- ・ ビッグデータ・オープンデータの利活用を促進するためのプラットフォームの構築を行う。（再掲）【総務省、経済産業省】

#### ○IT ベンチャー創出・育成の推進

- ・ 2013 年度に整備した、IT ベンチャーに対する、サービス・機器開発から事業立ち上がりまでを支援する ICT ベンチャー支援プラットフォームの周知を図っていくとともに、適切な運営を行う。【総務省】
- ・ 専門家等によるノウハウを活用し、ベンチャー企業等による革新的な技術シーズやアイデアを用いた事業化等の挑戦に対し、常時応募可能な支援（研究開発費用等の一部補助）を行う。【総務省】
- ・ 地方の IT 起業家人材の発掘・展開のための大学ネットワークを構築する。（再掲）【経済産業省】
- ・ 地域 IT スタートアップファンド創設等の環境整備のための自治体、民間支援機関、関連政府機関からなる協議会を設立する。（再掲）【内閣官房、経済産業省、関係府省】
- ・ 将来性のある人材・事業・アイデア等の発掘・育成のため、未踏 IT 人材発掘・育成事業を強化し、ストックオプション等の金融的手法を活用したベンチャーの起業を加速する新たな方式を導入する準備を行う。【経済産業省】
- ・ 新事業創出環境を整備するために、ビッグデータ・オープンデータの利活用を促進するためのプラットフォームの構築を行う。（再掲）【総務省、経済産業省】
- ・ シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクトを推進する。【経済産業省】
- ・ 国の IT 調達におけるベンチャーの参入や、バイドール契約の適用について、実態把握・促進を図るための方策を検討しガイドライン等の形に取りまとめる。【内閣官房、経済産業省】

#### 【中期（2016 年度～2018 年度）・長期（2019 年度～2021 年度）】

##### ○全体

- ・ 引き続き、「起業家精神を創発する IT 関連施策パッケージ（副題：「アントレ×IT パッケージ）」に係る施策を実行するとともに、適宜本パッケージの見直しを行う。【内閣官房、関係府省】

##### ○IT を活用した起業家精神の創発／ネットワーク化の推進

- ・ ビッグデータ・オープンデータの利活用を促進するためのプラットフォームの構築を行う。【総務省、経済産業省】
- ・ クラウドファンディングといった IT を活用した資金調達手法の利用促進を含めたリスクマネー供給の仲介機能を強化する。【金融庁】
- ・ 中小企業における情報化投資を構成する設備資金、ソフトウェアの取得、デジタルコンテンツの制作、上映等に係る運転資金について、株式会社日本政策金融公庫の融資を継続する。【総務省、経済産業省】
- ・ 地域の IT コンサル人材と中小企業支援機関のネットワークなど、整備した体制にて、中小企業におけるクラウド等の IT 利活用を促進する。【総務省、経済産業省】
- ・ 施策の実施に当たっては、適宜見直しを行いつつ、効率的・効果的な推進を図る。【内閣官房、総務省、経済産業省、金融庁】

#### ○データを活用したアイデアの創出の促進／データ利活用環境の整備

- ・ 起業段階にある IT ベンチャーの事業性等評価を実施し、一定の基準を超える優れた事案に関して表彰を行う。併せて、優れた IT 経営を実現し、かつ、他の中小企業等が IT 経営に取り組む際に参考となるような中小企業等の事例を発掘し、その中でも先進的な事例を表彰する。また、IT を利活用してイノベーションを創出し、新たな製品やサービスを生み出した企業等を、関係省庁の連携により実施している情報化月間の一環である「情報化促進貢献個人等表彰」にて表彰する。これらの取組を通じて得られた事案をベストプラクティスとして普及・展開させるとともに、革新的事業の創出を図る。【総務省、経済産業省】
- ・ ビッグデータ・オープンデータの利活用を促進するためのプラットフォームの構築を行う。（再掲）【総務省、経済産業省】
- ・ 施策の実施に当たっては、適宜見直しを行いつつ、効率的・効果的な推進を図る。【総務省、経済産業省】

#### ○IT ベンチャー創出・育成の推進

- ・ 事業実施面のアドバイスを行うメンター制度とともに、技術面における評価支援が行える IT 専門家の人材バンクの活用を推進する。【総務省】
- ・ 専門家等によるノウハウを活用し、ベンチャー企業等による革新的な技術シーズやアイデアを用いた事業化等の挑戦に対し、常時応募可能な支援（研究開発費用等の一部補助）を行う。【総務省】
- ・ 地域スタートアップファンドの創設を促進する。【内閣官房、経済産業省】
- ・ 将来性のある人材・事業・アイデア等の発掘・育成のため、未踏 IT 人材発掘・育成事業を強化し、ストックオプション等の金融的手法を活用したベンチャーの起業を加速する新たな方式を導入する。また、同事業の対象をソフトウェア開発のみならず、IT を活用した革新的なものづくりやビジネス開発に拡大する。【経済産業省】
- ・ 併せて、新事業創出環境を整備するために、ビッグデータ・オープンデータの利活用を促進するためのプラットフォームの構築を行う。（再掲）【総務省、経済産業省】

- ・ シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクトを推進する。【経済産業省】
- ・ 国の IT 調達等におけるベンチャーの参入やバイドール契約の適用について引き続き促進し、フォローアップを行う。【内閣官房、経済産業省】
- ・ 施策の実施に当たっては、適宜見直しを行いつつ、効率的・効果的な推進を図る。【内閣官房、総務省、経済産業省】

(3) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現

実施スケジュール（2. ITを活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会）

年度	短期			中期			長期			KPI		
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021			
(3)雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現	実証事業、課題抽出のための調整 【総務省、厚生労働省】		ITを活用した柔軟な働き方や適切な評価が可能となる新たなモデル確立のための実証事業 【総務省、厚生労働省】			テレワーク推奨モデルの本格的構築・普及		2020年までに ・テレワーク導入企業数3倍（2012年度比） ・雇用型在宅型テレワーカー数10%以上 ・女性就業率の向上			・テレワーク導入企業数 ・雇用型在宅型テレワーカー数の割合 ・ITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化	
	ニーズの把握、課題の検討【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等】			・バーチャルオフィス等のツールを活用し、地方へUターン（ターン）しても、サテライトオフィス等での就労を可能とする「ふるさとテレワーク」の推進や普及展開等 ・離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備 ・地域におけるNPO法人などの人的資源の有効活用 等【総務省、経済産業省等】								
	普及に関するニーズの把握、課題整理、必要な見直し 【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】		週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等の推進に向けた課題解決策の検討による具体的な普及促進、啓発活動【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】									
			・在宅勤務導入支援のための専門家派遣 ・在宅勤務制度の導入・促進の好事例の収集・相談等の実施【総務省・厚生労働省】									
			ITスキル習得の支援、セミナーの開催等の普及促進、啓発活動【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】									
			「在宅勤務ガイドライン」などの周知・啓発、在宅就業者や発注企業等への支援【総務省、厚生労働省】									
			国家公務員のテレワークに係るロードマップの策定 【内閣官房、全府省庁】			「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づく各施策の実施【内閣官房、全府省庁】						
	実態把握、調査・分析手法等の検討 【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】		テレワークの普及状況の把握・定量的分析（雇用型在宅型テレワーク、テレワーク導入企業数） 【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】									
	ハローワークの求人情報の民間人材ビジネス、自治体に対するオンライン提供に向け、平成25年12月に導入マニュアルをハローワークインターネットサービスに公表【厚生労働省】		利用受付・システム改修等			ハローワークの求人情報の民間人材ビジネス、自治体に対するオンラインでの提供【厚生労働省】			システム改修後の運用開始			
	求職者情報の提供に関するニーズの把握 【厚生労働省】		労使、有識者からの意見を踏まえた課題整理、具体的施策の検討【厚生労働省】			ITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化【厚生労働省等】						
ハローワーク業務・システムの見直し 【厚生労働省】		雇用のマッチングと成長産業へのシフト										

**【目標（マイルストーン含む）】**

- ・ 2016 年までに、労働者に優しいテレワーク推奨モデルの構築・普及を図る。
- ・ 2020 年には、テレワーク導入企業を 2012 年度比で 3 倍、週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の 10%以上にし、また、こうした取り組みを含めた女性の就業支援等により、第一子出産前後の女性の継続就業率を 55%、25 歳から 44 歳までの女性の就業率を 73%まで高める。

**【短期（2015 年度）】**

○テレワークの普及・促進

- ・ テレワーク推奨モデルを産業界と連携して支援し、2016 年までにその本格的な構築・普及を図るため、テレワーク制度の本格的導入を希望する企業を全国から募集し、IT を活用した柔軟な働き方や適切な評価が可能となる新たなモデル確立のための実証事業、システム利用や就業規則等の運用ルール策定に係る専門家派遣や相談窓口の設置等の支援策をパッケージで提供を行い、2016 年度までにテレワーク推奨モデルを構築し、その本格的な普及を図る。【総務省、厚生労働省、経済産業省等】
- ・ いつもの仕事をどこにいてもできるよう、バーチャルオフィス等の孤独感を感じさせないツールを活用し、地方へ Uターン（Iターン）しても、自宅やサテライトオフィス/テレワークセンターでの就労を可能とする雇用型・自営型テレワーク（ふるさとテレワーク）を推進する。具体的には、地域特有の各課題に対応した地域実証モデル、及び地域実証モデルの他地域への展開を視野に入れた共通基盤モデルを構築する。あわせて、①離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備、②地域における NPO 法人などの人的資源の有効活用などを図る。【総務省、経済産業省等】
- ・ テレワークの普及に関し、企業におけるテレワーク導入や、週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等の推進のため、活用する側のニーズを把握するとともに、普及を阻む課題を調査・抽出・整理し、情報通信技術面、運用面及び展開拠点の構築面等での課題解決策を取りまとめ、具体的な普及促進、啓発活動を実施する。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ テレワークの導入に向けたシステム構築、労務管理、業務改革等導入支援のための専門家派遣を実施する。【総務省、厚生労働省】
- ・ テレワークを含む IT を活用した多様な働き方についての周知・普及のため、在宅勤務制度の導入・促進の好事例の収集・相談窓口の設置等を実施する。【総務省、厚生労働省、経済産業省】
- ・ カリキュラム開発や eラーニングなどによる IT スキル習得の支援やセミナーの開催、テレワークの実態の紹介等による普及促進、啓発活動を実施する。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ 「在宅勤務ガイドライン」、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」及び「テレワークセキュリティガイドライン」の周知・啓発、在宅就業者や発注企業等に向けた情報提供やセミナーの開催、相談対応等の支援を実施する。【総務省、厚生労働省】



- ・ 「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づく各施策を実施する。【内閣官房、全府省庁】
- ・ 「創造宣言」における目標及び KPI を達成するため、週 1 日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査・把握する。その際に実態を的確に把握するための手法等必要な検討を行った上で、テレワークの普及状況調査を行う。また、今後の普及促進方策を効率的、効果的に進めるためにテレワークの導入企業や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及状況について定量的分析を行うとともに、テレワークの定義・分類を踏まえつつ新たな KPI の設定・見直し等についても検討を行う。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

#### ○就労支援

- ・ 未就職の若者や、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等が、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験を活かした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇等の諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とする、IT を活用したハローワーク等の就職支援機能強化の一環として、ハローワークの保有する求人情報の民間人材ビジネスや地方自治体に対するオンラインでの提供を、2014 年度中に開始した。また、必要なシステム改修を行い、2015 年 9 月以降一般的なインターネット回線・汎用パソコンを利用し、求人情報提供端末を安価・簡易に利用可能とする。さらに、「雇用のマッチングと成長産業へのシフト」をさらに促進するため、IT を活用したハローワーク等の就職支援機能強化に関する課題整理を行い、さらなる具体的方策の検討を行う。方策の検討を踏まえて、具体的な施策の導入に向けた取り組みを行う。【厚生労働省等】

#### 【中期（2016 年度～2018 年度）】

##### ○テレワークの普及・促進

- ・ テレワーク制度の本格的導入を希望する企業を全国から募集し、IT を活用した柔軟な働き方や適切な評価が可能となる新たなモデル確立のための実証事業、システム利用や就業規則等の運用ルール策定に係る専門家派遣や相談窓口の設置等の支援策をパッケージで提供を行い、2016 年までにテレワーク推奨モデルを構築し、その本格的な普及を図る。【総務省、厚生労働省、経済産業省等】
- ・ いつもの仕事をどこにいてもできるよう、バーチャルオフィス等の孤独感を感じさせないツールを活用し、地方へ U ターン（I ターン）しても、自宅やサテライトオフィス/テレワークセンターでの就労を可能とする雇用型・自営型テレワーク（ふるさとテレワーク）を推進する。具体的には、2015 年度までに構築したモデルを活用し、ふるさとテレワークを導入する自治体への支援や普及展開を行う。あわせて、①離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備、②地域における NPO 法人などの人的資源の有効活用などを図る。【総務省、経済産業省等】
- ・ テレワークの導入に向けたシステム構築、労務管理、業務改革等導入支援のための専門

家派遣について、適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ継続して実施する。

【総務省、厚生労働省】

- ・ テレワークを含む IT を活用した多様な働き方についての周知・普及のため、在宅勤務制度の導入・促進の好事例の収集・相談窓口の設置等適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ効率的・効果的な推進を図る。【総務省、厚生労働省、経済産業省】
- ・ テレワークの普及に関し、企業におけるテレワーク導入や、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等の推進のため、活用する側のニーズを把握するとともに、普及を阻む課題を調査・抽出・整理し、情報通信技術面、運用面及び展開拠点の構築面等での課題解決策を把握した上、具体的な普及促進、啓発活動を実施する。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ カリキュラム開発や e ラーニングなどによる IT スキル習得の支援やセミナーの開催、テレワークの実態の紹介等による普及促進、啓発活動を継続して実施する。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ 「在宅勤務ガイドライン」、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」及び「テレワークセキュリティガイドライン」の周知・啓発、在宅就業者や発注企業等に対する支援について、適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ、引き続き効率的・効果的な推進を図る。【総務省、厚生労働省】
- ・ 「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づく各施策を実施する。【内閣官房、全府省庁】
- ・ 「創造宣言」における目標及び KPI を達成するため、週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査を実施する。  
また、今後の普及促進方策を効率的、効果的に進めるため継続的にテレワークの導入企業数や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及状況について定量的分析を行う。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

#### ○就労支援

- ・ 未就職の若者や、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等が、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験を活かした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇等の諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とするため、ハローワークの求人情報のオンラインでの提供を含む IT を活用したハローワーク等の就職支援機能の強化に向けた具体的方策を実施することにより、「雇用のマッチングと成長産業へのシフト」をさらに促進し、働く意欲を持つ人々の就労支援を行う。【厚生労働省等】

【長期（2019年度～2021年度）】

#### ○テレワークの普及・促進

- ・ いつもの仕事をどこにいてもできるよう、バーチャルオフィス等の孤独感を感じさせないツールを活用し、地方へ U ターン（I ターン）しても、自宅やサテライトオフィス/テ

テレワークセンターでの就労を可能とする雇用型・自営型テレワーク（ふるさとテレワーク）を推進する。具体的には、2015年度までに構築したモデルを活用し、ふるさとテレワークを導入する自治体への支援や普及展開を行う。あわせて、①離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備、②地域におけるNPO法人などの人的資源の有効活用などを図る。【総務省、経済産業省等】

- ・ テレワークの導入に向けたシステム構築、労務管理、業務改革等導入支援のための専門家派遣について、適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ継続して実施する。【総務省、厚生労働省】
- ・ テレワークを含むITを活用した多様な働き方についての周知・普及のため、在宅勤務制度の導入・促進の好事例の収集・相談窓口の設置等適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ引き続き効率的・効果的な推進をはかる。【総務省、厚生労働省、経済産業省】
- ・ テレワークの普及に関し、企業におけるテレワーク導入や、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等の推進のため、活用する側のニーズを把握するとともに、普及を阻む課題を調査・抽出・整理し、情報通信技術面、運用面及び展開拠点の構築面等での課題解決策を把握した上、具体的な普及促進、啓発活動を実施する。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ カリキュラム開発やeラーニングなどによるITスキル習得の支援やセミナーの開催、テレワークの実態の紹介等による普及促進、啓発活動の実施について、適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ、引き続き効率的・効果的な推進を図る。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ 「在宅勤務ガイドライン」、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」及び「テレワークセキュリティガイドライン」の周知・啓発、在宅就業者や発注企業等に対する支援について、適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ、引き続き効率的・効果的な推進を図る。【総務省、厚生労働省】
- ・ 「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づく各施策を実施する。【内閣官房、全府省庁】
- ・ 「創造宣言」における目標及びKPIを達成するため、週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査を実施する。また、今後の普及促進方策を効率的、効果的に進めるため継続的にテレワークの導入企業数や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及状況について定量的分析を行う。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

#### ○就労支援

- ・ 未就職の若者や、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等が、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験を活かした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇等の諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とするため、ハローワークの求人情報のオンラインでの提供を含むITを活用したハローワー

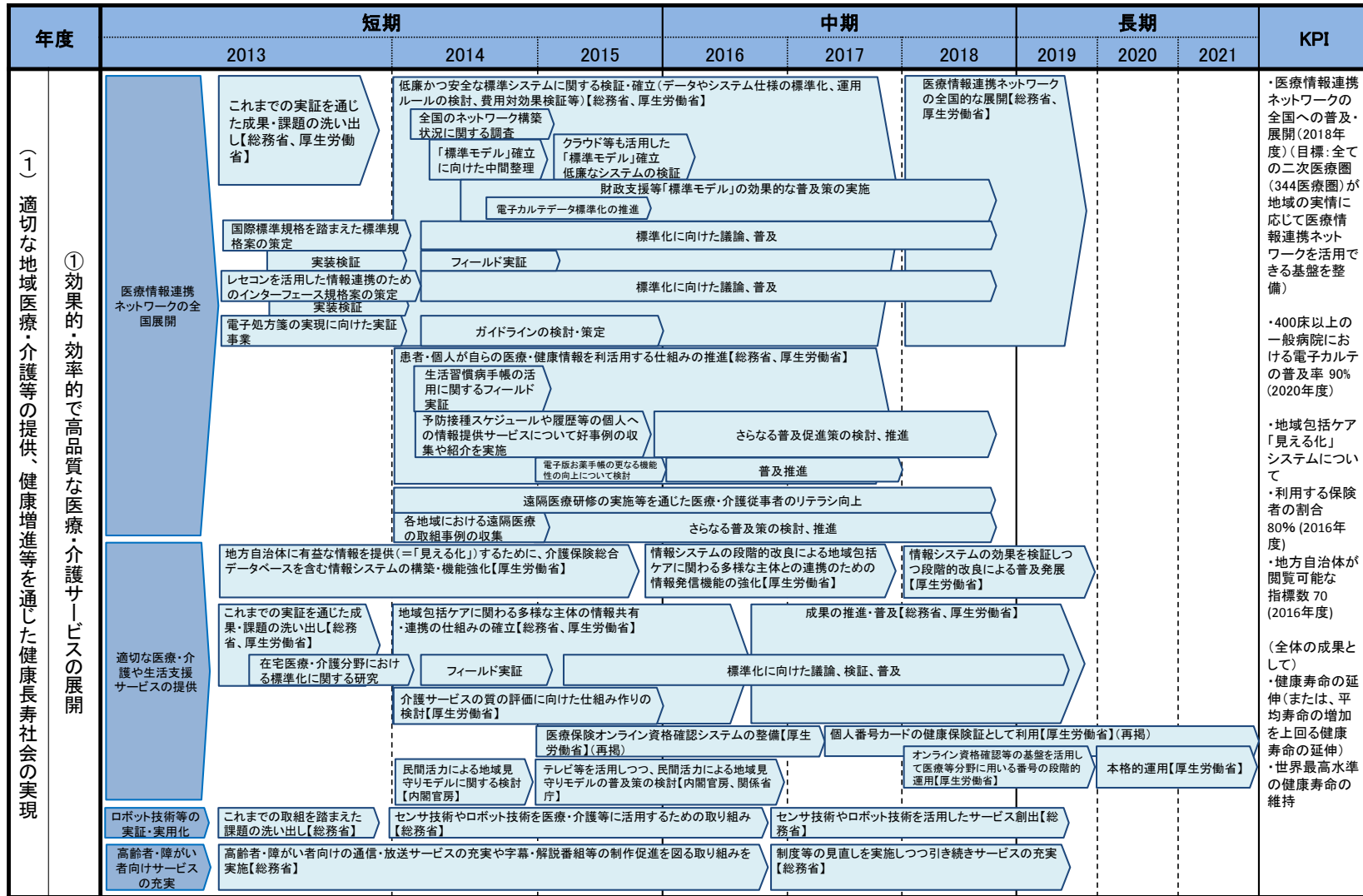
ク等の就職支援機能の強化に向けた具体的方策を実施し、適宜課題を整理の上、必要な見直しを行いつつ、効率的・効果的な推進を図る。【厚生労働省等】

### 3. IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会

#### (1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現

##### ① 効果的・効率的で高品質な医療・介護サービスの展開

### 実施スケジュール (3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会)



**【目標（マイルストーン含む）】**

- ・ 導入システムの費用対効果・持続性を踏まえた医療情報連携ネットワークを 2018 年度までに全国へ普及・展開する。
- ・ 利用者の実態に即した適切な医療・介護や生活支援サービスを実現する。

**【短期（2015 年度）】**

○医療情報連携ネットワークの全国展開

- ・ 医療・介護・健康分野のデータを、本人や遠隔医療・在宅医療・介護を含めた医療従事者等の関係者間において連携・共有・利用するための、医療情報連携ネットワークについて、低廉かつ安全な標準システムに関する検証等を行う。これまでの実証を通じた成果・課題の洗い出し、当該システムの目的の明確化、検証すべき項目の整理等を踏まえ、2014 年度より引き続き、データやシステム仕様の標準化、運用ルールの検討やシステム関連コストの大幅な低廉化に関する検証等を行う。具体的には、2014 年度に全国のネットワーク構築状況に関する調査を行ったほか、今後は、各地域の特性を活かしつつ、医療情報連携ネットワークの普及を促進するため、クラウド等も活用し、持続可能性や相互運用性、最低限備えるべき情報連携項目等を示した「標準モデル」の確立に向けた検討・それを踏まえた低廉なシステムの検証を進めるほか、財政支援等の政策的枠組みと整合性を図りながら普及促進を進める。【総務省、厚生労働省】
- ・ 電子カルテデータ標準化の普及促進を図るため、独立行政法人国立病院機構において、電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大していけるよう汎用的な手順書を作成し、公開する。【厚生労働省】
- ・ 医療情報連携ネットワークの普及のため、2014 年度のフィールド実証における二次医療圏を超えて情報共有を行う仕組みや、アンケートによる実証事業の評価等、医療従事者等に有用な情報を厚生労働省のホームページにおいて一元的に公開し、広域な医療情報連携に必要な標準的な規格等の普及を推進する。また、2013 年度に行った各医療機関で広く普及しているレセプトコンピュータに登録された診療情報を共有可能とするためのインターフェース規格案の策定など、標準化に向けた議論を継続して進めるとともに、標準規格の普及を図る。そのほか、電子処方箋について、実現に向けた実証事業を実施したうえで、ガイドラインの検討・策定に取り組む。【厚生労働省】
- ・ 患者・個人が自らの医療・健康情報を利活用する仕組みを推進する。具体的には、2014 年度のフィールド実証における電子版疾病管理手帳の仕組みや、アンケートによる実証事業の評価等、医療従事者等に有用な情報を厚生労働省のホームページにおいて一元的に公開し、患者・個人が医療情報を活用できる仕組みの普及を図るほか、予防接種スケジュールや履歴等の個人への情報提供サービスについて、好事例の収集や紹介を実施する。また、患者自身が服薬情報をいつでも、どこでも入手し、薬局薬剤師等から適切な服薬指導等を受けられるよう、2015 年度中に電子版お薬手帳の更なる機能性の向上について検討を行う。【総務省、厚生労働省】
- ・ 2014 年度に取りまとめた遠隔医療の取組事例等を活用し、引き続き、医療・介護事業者等を対象とした遠隔医療研修を実施することにより、遠隔医療の更なる普及を図る。

【厚生労働省】

○適切な医療・介護や生活支援サービスの提供

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地方自治体が有益な情報を利活用しやすいように、介護保険総合データベースの機能強化と情報システムの構築を行う。【厚生労働省】
- ・ 在宅医療・介護の情報連携について、地域包括ケアに関わる多様な主体間における情報共有・連携に必要な技術的要件や運用ルール等について、2014年度のフィールド実証による検証結果を踏まえ、標準規格策定に向けて必要な議論・検証を更に進める。  
【総務省、厚生労働省】
- ・ 2014年度に実施した「介護保険サービスにおける質の評価に関する調査研究事業」の公表結果を踏まえ、介護サービスの質の評価に向けた仕組みづくりを引き続き検討する。  
【厚生労働省】
- ・ 2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする。(再掲)【厚生労働省】
- ・ オンライン資格確認等の基盤を活用した医療等分野に用いる番号の仕組みの検討を行う。  
【厚生労働省】
- ・ 簡易なアクセス手段であるテレビ等を活用しつつ、民間活力による地域見守りモデルに関する検討及び普及策の検討を行う。【内閣官房、関係省庁】

○ロボット技術等の実証・実用化

- ・ これまでの取組を踏まえた課題の洗い出しを行った上でセンサ技術やロボット技術を医療・介護や生活支援サービスに活用するための取組を行う。【総務省】

○高齢者・障がい者向けサービスの充実

- ・ 高齢者や障がい者を含む誰もが公共分野のホームページ等を利用できるように、ウェブアクセシビリティ指針等を踏まえた既存の取組を通じて、ウェブアクセシビリティのさらなる維持・向上を図る。【総務省】
- ・ アクセシビリティに配慮した高齢者・障がい者向け通信・放送サービスの充実や字幕・解説番組等の制作促進を図る取組を実施する。【総務省】

【中期（2016年度～2018年度）】

○医療情報連携ネットワークの全国展開

- ・ 医療情報連携ネットワークの全国展開に向けて、低廉かつ安全な標準システムに関する検証等を引き続き実施し、標準システム仕様の確立を行う。その上で、確立した仕様の普及や運用ルールの普及等を通じて、2018年度までに医療情報連携ネットワークの全国的な展開を行う。具体的には、2016年度から2017年度にかけて、クラウド等も活用した「標準モデル」のさらなる発展・精緻化を行うほか、引き続き、財政支援等の政策的枠組みと整合性を図りながら普及促進を進める。【総務省、厚生労働省】
- ・ 引き続き、データやシステム等の各種規格について標準化に向けた議論を進めるととも

に、標準規格の普及を図る。【厚生労働省】

- ・ 予防接種の情報提供サービスについて、さらなる普及促進策の検討、推進を行う。【厚生労働省】
- ・ 患者自身が服薬情報をいつでも、どこでも入手し、薬局薬剤師等から適切な服薬指導等を受けられるよう、電子版お薬手帳について、2018 年度までを目標とする医療情報連携ネットワークの全国各地への普及とあわせて国民への普及を進める。【厚生労働省】
- ・ 遠隔医療について、遠隔医療研修の実施等を通じた医療・介護従事者のリテラシの向上や、さらなる普及策の検討、推進に努める。【厚生労働省】

#### ○適切な医療・介護や生活支援サービスの提供

- ・ 国民・地方自治体にとって有益な情報を利活用しやすいように、調査研究を行い、その成果も踏まえながら、介護保険総合データベースの機能強化と情報システムの段階的改良により、地域包括ケアに関わる多様な主体との情報共有・連携を推進するため、情報発信機能を強化する。【厚生労働省】
- ・ 検証を踏まえ、地域包括ケアに関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みを確立し、成果の推進・普及を行う。このため、在宅医療・介護分野の情報連携において、標準規格策定に向けた議論・検証を進める。【総務省、厚生労働省】
- ・ 2017 年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする。（再掲）【厚生労働省】
- ・ 2018 年度からオンライン資格確認等の基盤を活用して医療等分野に用いる番号の段階的運用を開始し、2020 年までに本格運用を目指す。【厚生労働省】
- ・ 簡易なアクセス手段であるテレビ等を活用しつつ、民間活力による地域見守りモデルの普及策の検討を行う。【内閣官房、関係省庁】

#### ○ロボット技術等の実証・実用化

- ・ 引き続きセンサ技術やロボット技術を医療・介護や生活支援サービスに活用するための取組を進め、センサ技術やロボット技術を活用したサービスの創出を促進する。【総務省】

#### ○高齢者・障がい者向けサービスの充実

- ・ アクセシビリティへの取り組みが持続的かつ発展的な広がりとなるよう、字幕・解説番組等の普及にかかる行政指針の改定等、必要に応じて関連制度等の見直しを行うとともに、引き続き高齢者・障がい者向け通信・放送サービスの充実等の取組を実施する。【総務省】

#### 【長期（2019 年度～2021 年度）】

##### ○医療情報連携ネットワークの全国展開

- ・ 医療情報連携ネットワークの全国的な普及・展開を通じて、効率的・効果的で高品質な医療介護サービスを実現する。【総務省、厚生労働省】



#### ○適切な医療・介護や生活支援サービスの提供

- ・ 他システムとの連携を視野にいれながら、情報システムの効果を検証しつつ、介護保険総合データベースの機能強化と情報システムの段階的改良により、国民・地方自治体が有益な情報をより利活用しやすいように普及発展する。【厚生労働省】
- ・ 利用者の実態に即した適切な医療介護や多様な生活支援サービスの普及により、地域で安心して暮らせる持続的な体制整備や新サービスの創出を促進する。【総務省、厚生労働省】
- ・ 在宅医療・介護分野の情報連携において、引き続き、標準化に向けた議論を進めるとともに、標準規格の普及・検証を図る。【総務省、厚生労働省】
- ・ 2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする。(再掲)【厚生労働省】
- ・ 2020年までにオンライン資格確認等の基盤を活用して医療等分野に用いる番号の本格運用を目指す。【厚生労働省】

#### ○ロボット技術等の実証・実用化

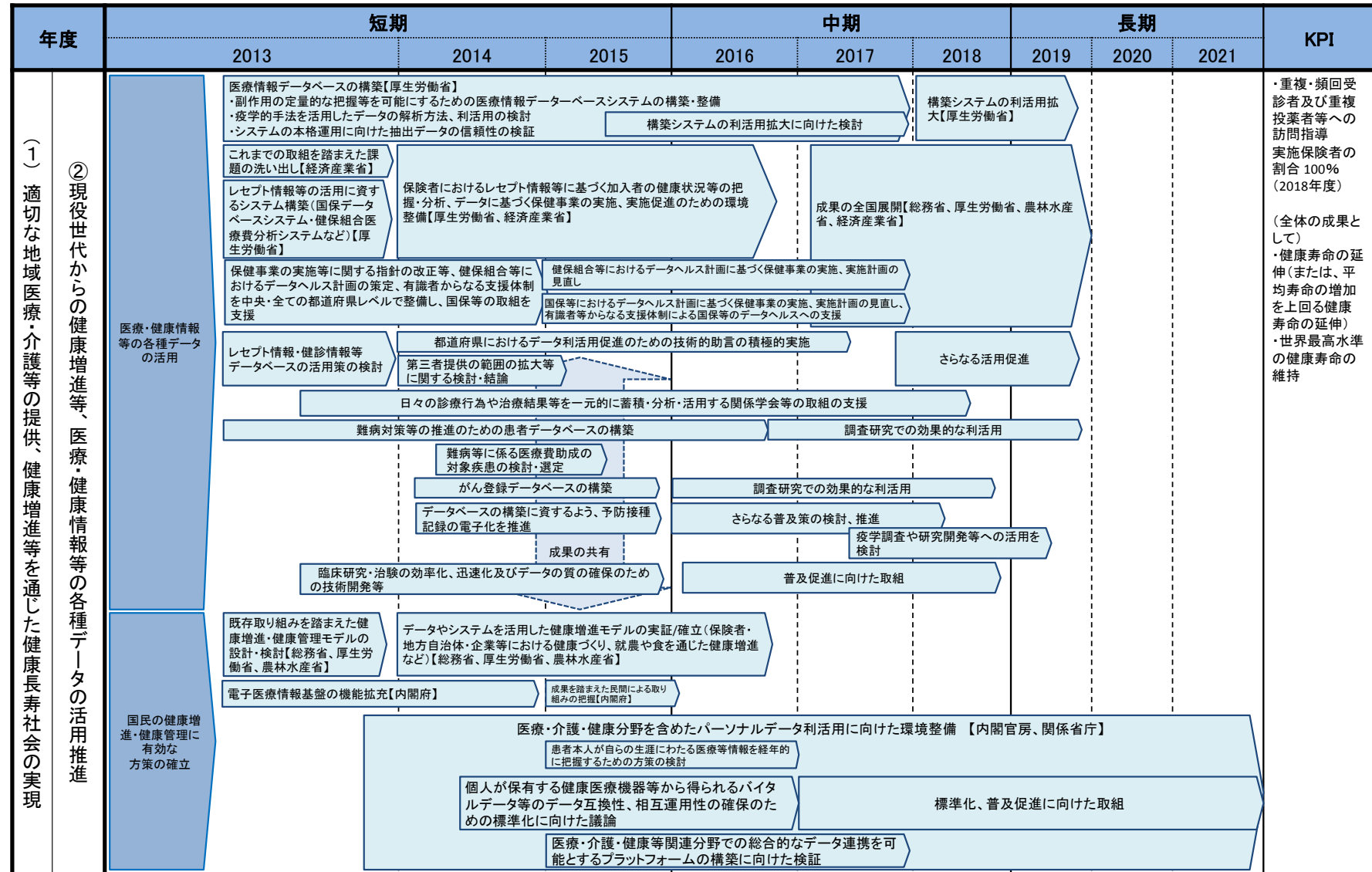
- ・ 引き続きセンサ技術やロボット技術を活用したサービス創出の促進を通じて、地域で安心して暮らせる持続的な体制整備や新サービスの創出を促進する。【総務省】

#### ○高齢者・障がい者向けサービスの充実

- ・ アクセシビリティへの取り組みが持続的かつ発展的な広がりとなるよう、引き続き高齢者・障がい者向けの通信・放送サービスの充実等の取組を実施し、高齢者・障がい者の社会参画と生活の質の向上を促進する。【総務省】

② 現役世代からの健康増進等、医療・健康情報等の各種データの活用推進

実施スケジュール（3. ITを活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会）



・重複・頻回受診者及び重複投薬者等への訪問指導  
実施保険者の割合 100%  
(2018年度)

(全体の成果として)  
・健康寿命の延伸(または、平均寿命の増加を上回る健康寿命の延伸)  
・世界最高水準の健康寿命の維持

**【目標（マイルストーン含む）】**

- ・ 2016 年度までに、健診データやレセプトデータ等を用いて地域や企業における国民の健康増進・健康管理に有効な方策を確立する。それを踏まえて全国展開を図る。
- ・ 適切な医療の提供のための取り組みを推進する。
- ・ 患者本人が自らの生涯にわたる医療等情報を経年的に把握できる仕組みを実現する。

**【短期（2015 年度）】**

○医療・健康情報等の各種データの活用

- ・ 医療情報データベースのシステム構築を引き続き進めるとともに、順次、標準形式での電子カルテデータ等の蓄積やデータのバリデーションを行いつつ試行運用を実施する。併せて、データベースの利活用者や利活用目的の範囲等、本格運用に向けた利活用のあり方について検討を行う。【厚生労働省】
- ・ 医療保険者が、レセプト・健診情報等のデータを活用し、加入者に対して効果的かつ効率的な保健事業を実施できるよう、被用者保険においては、2013 年度の「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（告示）の改正を踏まえ、全ての健康保険組合及び全国健康保険協会に対し、2015 年度からレセプト・健診情報等を活用した「データヘルス計画」に基づいた事業を実施するよう求めている。国民健康保険等においては、2013 年度の「保健事業の実施等に関する指針」（告示）の改正等を踏まえ、市町村国保等が、2014 年度より実施しているデータヘルス計画の作成・公表を更に進め、順次、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づく保健事業を実施することを推進する。また、市町村国保等におけるレセプト・健診情報等のデータ分析に基づく保健事業を支援するために中央・都道府県レベルで整備した有識者等からなる支援体制による支援を行う。【厚生労働省】
- ・ また、健康保険組合を通じた予防活動の取り組みを推進するため、これまでの取り組みを踏まえた課題の洗い出しを行ったうえで、医療・健診情報の分析・保健事業の実施を促進するための環境整備に向けた取組を実施する。【厚生労働省、経済産業省】
- ・ レセプト情報・特定健診等情報データベースを活用した分析等を行う際には、高いセキュリティレベルが確保された大規模な分析機器や施設が必要であるため、セキュリティ環境が整ったオンサイトセンターを整備し、同データの利活用の促進を図る。レセプト情報・健診情報等データベースについて、2013 年度に民間利用を試行的に行った結果を踏まえ、2014 年度中に第三者提供の範囲の拡大等に関する検討の結論を得るとともに、同年度以降、都道府県におけるデータ利活用促進のための技術的助言を積極的に実施する。【厚生労働省】
- ・ 日々の診療行為や治療結果等を一元的に蓄積・分析・活用する関係学会等の取組を支援する。【厚生労働省】
- ・ 難病対策等の推進のための患者データベースについて、構築を推進する。【厚生労働省】
- ・ がん登録データベースについて、構築を推進する。【厚生労働省】
- ・ 予防接種施策に活用できるデータベースの構築に資するよう、予防接種記録の電子化を推進する。【厚生労働省】

- ・ 臨床研究・治験の効率化、迅速化及びデータの質の確保のための技術開発を推進する。  
【厚生労働省】

#### ○国民の健康増進・健康管理に有効な方策の確立

- ・ 保険者や地方自治体・企業が、システムや健診データ・レセプトデータ等を活用した国民の健康増進・健康管理の仕組みについて、これまでの ICT を活用した健康づくりモデルの実証も踏まえつつ、2014 年度から引き続き 2015 年度も、保険者や地方自治体・企業によるデータやシステムを活用した健康増進モデルや、高齢者の就農や食を通じた健康増進モデルの実証を行う。【総務省、厚生労働省、農林水産省】
- ・ 医療・健康情報等の利活用による新たなビジネスモデルの創出に向けて、これまで実施してきた電子医療情報基盤（沖縄県那覇市）の機能拡充や運用に係るガイドライン等の策定や、データ分析に係る統計手法等の検討を踏まえ、民間による事業化に向けた取組の把握に努める。【内閣府】
- ・ 患者本人が自らの生涯にわたる医療等情報を経年的に把握できるようにするための方策について、2016 年度末までに検討を行う。【内閣官房、総務省、厚生労働省】
- ・ 医療・介護・健康分野を含めたパーソナルデータ利活用に向けた環境整備（個人が保有する健康医療機器等から得られるバイタルデータ等のデータ互換性、相互運用性の確保に向けた標準化、データ連携基盤の実現、医療機関・保険者での参照・活用モデル確立）のための議論、検討を行う。【内閣官房、関係省庁】
- ・ 増大傾向にある医療・介護・健康等のニーズに対応するため、2015 年度より医療・介護・健康等関連分野での総合的なデータ連携を可能とするプラットフォームの構築に向けた検証を行う。【総務省】

#### 【中期（2016 年度～2018 年度）】

##### ○医療・健康情報等の各種データの活用

- ・ 医療情報データベースについて、試行運用期間の実績を踏まえ、引き続き本格運用に向けた利活用のあり方について検討を行い、製薬企業等による民間利用を可能とするなど利活用範囲を拡大した本格運用を開始する。また、引き続きデータの蓄積を進め、データベースの量及び質の向上を図る。【厚生労働省】
- ・ 保険者において、レセプト等データを分析し、加入者の健康づくりの推進や医療費の適正化等に取り組む好事例の全国展開を推進する。【厚生労働省、経済産業省】
- ・ 引き続き 2017 年度にかけて、データヘルス計画に基づく取組を実施する。【厚生労働省】
- ・ レセプト情報・特定健診等情報データベースを活用した分析等を行う際には、高いセキュリティレベルが確保された大規模な分析機器や施設が必要であるため、セキュリティ環境が整ったオンサイトセンターを整備し、同データの利活用の促進を図る。レセプト情報・健診情報等データベースについて、引き続き、都道府県におけるデータ利活用促進のための技術的助言を積極的に実施するとともに、さらなる活用促進に努める。【厚生労働省】
- ・ 日々の診療行為や治療結果等を一元的に蓄積・分析・活用する関係学会等の取組を支援

する。【厚生労働省】

- ・ 難病対策等の推進のための患者データベースを構築し、調査研究での効果的な利活用を図る。(※)

(※) 難病対策等の推進のための患者データベースについては、難病患者等に対する医療費助成の申請の際に、患者（申請者）のデータを登録する仕組みのため、本データベースの構築が完了する時期については、医療費助成の対象疾病が決定され、必要なシステムの整備を行った後となる。

- ・ がん登録データベースについて、調査研究での効果的な利活用を図る。【厚生労働省】
- ・ 予防接種記録の電子化について、さらなる普及策の検討・推進を行うとともに、将来的に疫学調査や研究開発等に活用できるよう検討を行う。【厚生労働省】
- ・ 臨床研究・治験の効率化、迅速化及びデータの質の確保のための技術について、普及・促進に向けた取組を行う。【厚生労働省】

#### ○国民の健康増進・健康管理に有効な方策の確立

- ・ 健康増進モデルについて、引き続き実証を行い、2016年までに国民の健康増進・健康管理に有効な方策を確立し、成果の全国的な展開を図る。【総務省、厚生労働省、農林水産省】
- ・ 医療・健康情報等の利活用による新たなビジネスモデルの創出について、実証結果を踏まえ、民間による事業化に向けた取り組みの把握に努める。【内閣府】
- ・ 患者本人が自らの生涯にわたる医療等情報を経年的に把握できるようにするための方策について、2016年度末までに検討を行う。【内閣官房、総務省、厚生労働省】
- ・ 医療・介護・健康分野を含めたパーソナルデータ利活用に向けた環境整備（個人が保有する健康医療機器等から得られるバイタルデータ等のデータ互換性、相互運用性の確保に向けた標準化、データ連携基盤の実現、医療機関・保険者での参照・活用モデル確立）のための議論、検討を踏まえた取組を推進する。【内閣官房、関係省庁】
- ・ 増大傾向にある医療・介護・健康等のニーズに対応するため、医療・介護・健康等関連分野での総合的なデータ連携を可能とするプラットフォームの構築に向けた検証を行う。【総務省】

#### 【長期（2019年度～2021年度）】

##### ○医療・健康情報等の各種データの活用

- ・ 医療情報データベースについて、引き続きデータの蓄積を続けるとともに、地域連携の推進等により関連データベース間でのデータの相互利用を可能とするなど、より有用性の高いデータベースの整備を目指し、データの更なる充実に努める。【厚生労働省】
- ・ 保険者における、各種データを活用した加入者の健康づくりの推進や医療費の適正化等を一層推進する。【厚生労働省、経済産業省】
- ・ レセプト情報・健診情報等データベースについて、引き続き、さらなる活用促進に努める。【厚生労働省】
- ・ 難病対策等の推進のための患者データベースについて、調査研究での効果的な利活用を図る。【厚生労働省】

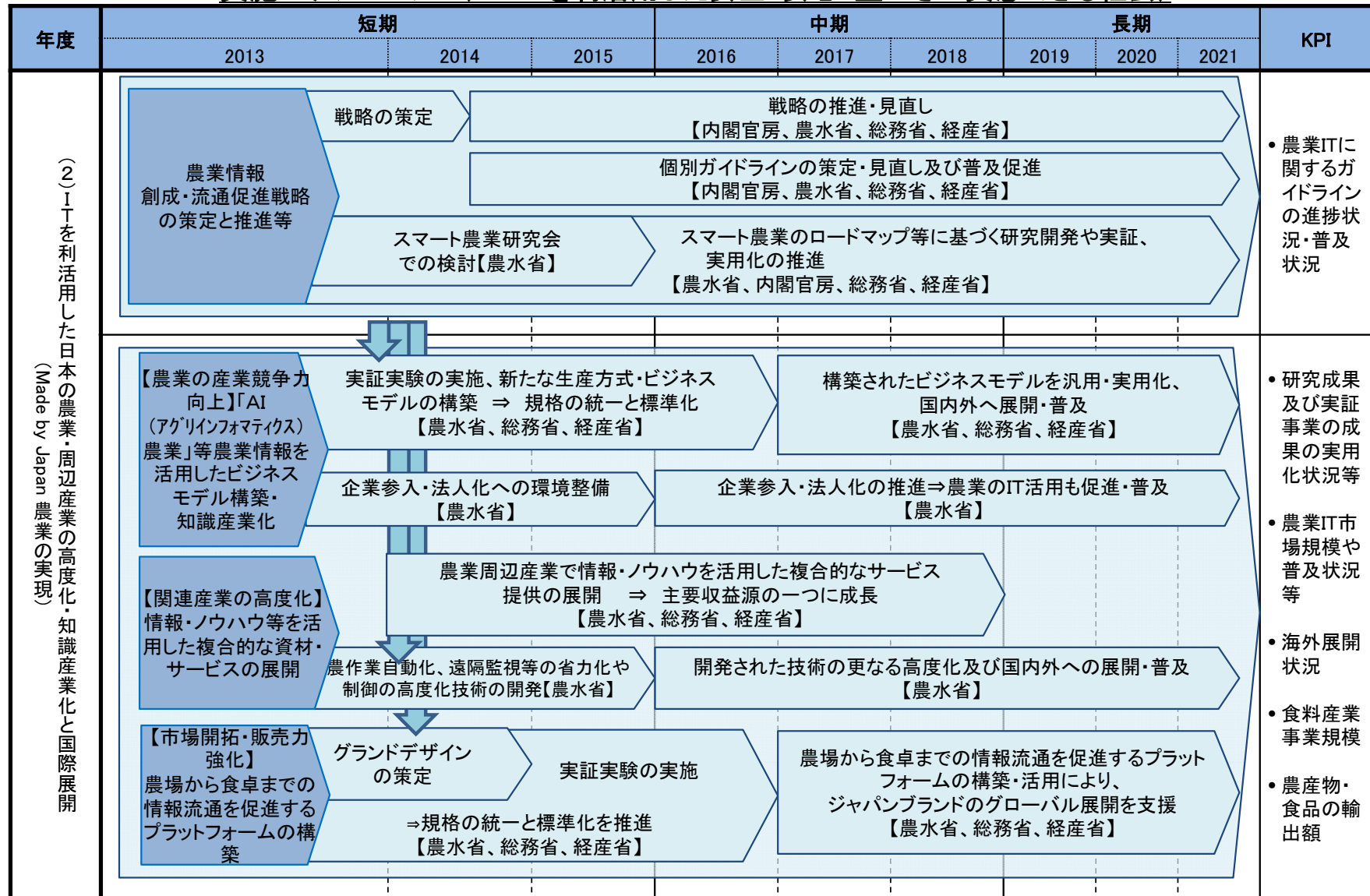
- ・ 予防接種記録の電子化について、引き続き、疫学調査や研究開発等への活用について検討を行う。【厚生労働省】

○国民の健康増進・健康管理に有効な方策の確立

- ・ 確立した健康増進モデルについて、引き続き普及展開を図り、データを利活用した健康増進管理や疾病予防を推進するとともに、新サービス・新産業の創出を図る。【総務省、厚生労働省、農林水産省】

(2) IT を利活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開 (Made by Japan 農業の実現)

実施スケジュール (3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会)



#### 【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 農業情報の更なる流通を通じた利活用促進を図るため、農業情報の相互運用性等を確保するための標準化や情報の取扱い等に関する基本的な考え方を整理、策定した農業情報創成・流通促進戦略を踏まえ、率先して取り組むべきものから相互運用性の確保や農業情報の適正な利活用を図るための具体策等の検討に順次取り組み、検討が進んだものから普及・促進に向けた取組を行う。
- ・ 2014年度末に策定した2種類の個別ガイドライン（試行版）と標準化の取組の中長期の目標を示す「標準化ロードマップ」について農業関係者、農業IT関係者等への普及を図るとともに、当該関係者の意見を踏まえ、試行版を適宜見直して本格運用版を策定する。さらに、残された領域に係る新たな個別ガイドラインについては、引き続き、有識者等の意見を踏まえて順次策定に取り組む。
- ・ 2015年度までに、企業の農業参入、農業経営の法人化の推進やこれらに資する農地情報の整備等の環境整備を進めて、農業経営の新規参入、後継者の円滑な確保や大規模化を促進する。
- ・ 2016年までに、篤農家の知恵を含む各種農業情報を活用した新たな生産方式「AI（アグリインフォマティクス）農業」を構築する。
- ・ 2017年度以降、「AI農業」等で生産された農産物と技術の海外展開を行う。
- ・ 2018年までに、農業関連の周辺産業において、「AI農業」等の取組で得られた情報・ノウハウを商品とセットで販売する等複合的なサービスを展開し、業界の主要収益源の一つに成長。
- ・ 2020年度には農林水産物等輸出額が1兆円を突破。

#### 【短期（2015年度）】

##### ○「農業情報創成・流通促進戦略」の策定と推進等

- ・ 農業関連の情報の創成及び更なる流通を通じた利活用促進を図ることにより、農業の産業競争力向上、関連産業の高度化、市場開拓・販売力の強化に資するため、農業関連情報の相互運用性・可搬性を確保するための標準化や、情報の取扱い等に関する基本的な考え方を整理、策定した農業情報創成・流通促進戦略を踏まえ、率先して取り組むべきものから相互運用性の確保等の検討に順次取り組み、検討が進んだものから普及・促進に向けた取組を行う。【内閣官房、農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 2014年度末に策定した2種類の個別ガイドライン（試行版）と標準化の取組の中長期の目標を示す「標準化ロードマップ」について農業関係者、農業IT関係者等への普及を図るとともに、当該関係者の意見を踏まえ、試行版を適宜見直して本格運用版を策定する。さらに、残された領域に係る新たな個別ガイドラインについては、引き続き、有識者等の意見を踏まえて順次策定に取り組む。【内閣官房、農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 標準化の推進等農業情報創成・流通促進戦略に基づく各種の取組について、民間の農業IT関係企業等とも連携し、更に民間における取組を支援しつつ、立案から実施、普及に至る取組のサイクルの継続を図るほか、農業情報の適正な利活用を図るための具体策と



して農業 IT システムの規約のあり方の検討等を行う。【内閣官房、農林水産省、総務省、経済産業省】

- ・ ICT やロボット技術を活用して超省力・高品質生産を実現する農業（スマート農業）について、農林水産省に設置された「スマート農業の実現に向けた研究会」において 2014 年 3 月に取りまとめたスマート農業の将来像や実現に向けたロードマップ並びに日本経済再生本部において 2015 年 2 月に決定された「ロボット新戦略」等に基づき複数台同時走行技術等の農機の自動走行に関する研究開発や導入実証等を推進するほか、安全確保策等の残された課題の検討を進め、研究会の最終とりまとめを行うとともに、これらの結果も活用しつつビジネスモデルの構築等を図る実証等を実施する。【農林水産省、内閣官房、総務省、経済産業省】

○農業情報の創成・流通促進による農業の産業競争力向上（「AI 農業」等農業情報を活用したビジネスモデル構築・知識産業化等）

- ・ 2014 年度の実証事業において AI システムが非熟練者の学習及び収益向上に効果が認められたことを踏まえ、今後のビジネス展開に向けて、知財の整理を実施する。また、この他の実証事業の成果も含め、他地域、他作物、他農法への展開可能性を検討し、その展開状況をフォローアップする。【農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 2015 年 4 月から稼働した農地情報公開システムをさらに使い勝手のよいものになるよう改善していくことで、担い手への農地集積・集約化、企業の農業参入、農業経営の法人化の推進のための環境整備を実施する。【農林水産省】

○農業情報の創成・流通促進による関連産業の高度化（情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの展開等）

- ・ 農業資材・機械等の農業周辺産業において、「AI 農業」等の取組で得られ、流通した情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの展開を図る。【農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 農作業の自動化、遠隔監視等の省力化や制御の高度化技術の開発を行う。【農林水産省】

○農業情報の創成・流通促進による市場開拓・販売力の強化（農場から食卓までの情報流通を促進するプラットフォームの構築）

- ・ 生産者の出荷情報等の流通に関する実証事業を通じて課題を整理し、規格の統一、実装化・標準化に向けた取組を開始する。【農林水産省、総務省、経済産業省】

【中期（2016 年度～2018 年度）】

○「農業情報創成・流通促進戦略」の策定と推進等

- ・ 農業情報創成・流通促進戦略及び標準化ロードマップを踏まえ、個別ガイドライン策定に取り組んだ分野以外についても農業分科会等の議論を踏まえ、引き続き検討を行う。【内閣官房、農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 取りまとめた個別ガイドラインの普及促進を図る。また、こうした動きを踏まえた民間

における標準化の取組を支援する。【内閣官房、農林水産省、総務省、経済産業省】

- ・ スマート農業について、研究会で取りまとめた将来像や実現に向けたロードマップに基づき研究開発、実証等を進め、農業機械の複数台同時作業等を順次農業現場に導入する。【農林水産省、内閣官房、総務省、経済産業省】

○農業情報の創成・流通促進による農業の産業競争力向上（「AI 農業」等農業情報を活用したビジネスモデル構築・知識産業化等）

- ・ 企業の農業参入や農業経営の法人化の推進を図り、農業の IT 活用も促進する。【農林水産省】
- ・ 構築されたビジネスモデルを汎用化・実用化し、国内外への展開を開始する。【農林水産省、総務省、経済産業省】

○農業情報の創成・流通促進による関連産業の高度化（情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの展開等）

- ・ 農業資材・機械等の農業周辺産業において、「AI 農業」等の取組で得られ、流通した情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの展開を図る。【農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 農作業の自動化、遠隔監視等の省力化技術の開発を行うとともに、国内外への展開を図る。【農林水産省】

○農業情報の創成・流通促進による市場開拓・販売力の強化（農場から食卓までの情報を促進するプラットフォームの構築）

- ・ 実証事業を通じて課題を整理し、規格の統一、実装化・標準化に向けた取組を推進する。【農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 農産物・食品に関する情報の流通を促進するためのプラットフォームを構築、活用することにより、ジャパンプランドの農産物・食品のグローバル展開を支援する。【農林水産省、総務省、経済産業省】

【長期（2019 年度～2021 年度）】

○農業情報の創成・流通促進による農業の産業競争力向上（「AI 農業」等農業情報を活用したビジネスモデル構築・知識産業化等）

- ・ 個別ガイドラインの普及により標準化を促進し、データに基づくスマート農業を農業関係者に幅広く普及展開させる。自動走行トラクタの複数台同時走行技術等を農業現場で普及展開させる。【農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 構築されたビジネスモデルの汎用化・実用化を推進し、国内外へ幅広く普及展開させる。【農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 農作業の自動化、遠隔監視等の省力化技術として多くの分野でのロボットを導入し、国内外へ広く普及する。【農林水産省】
- ・ 企業の農業参入や農業経営の法人化の推進を図り、農業の IT 活用も促進する。【農林水

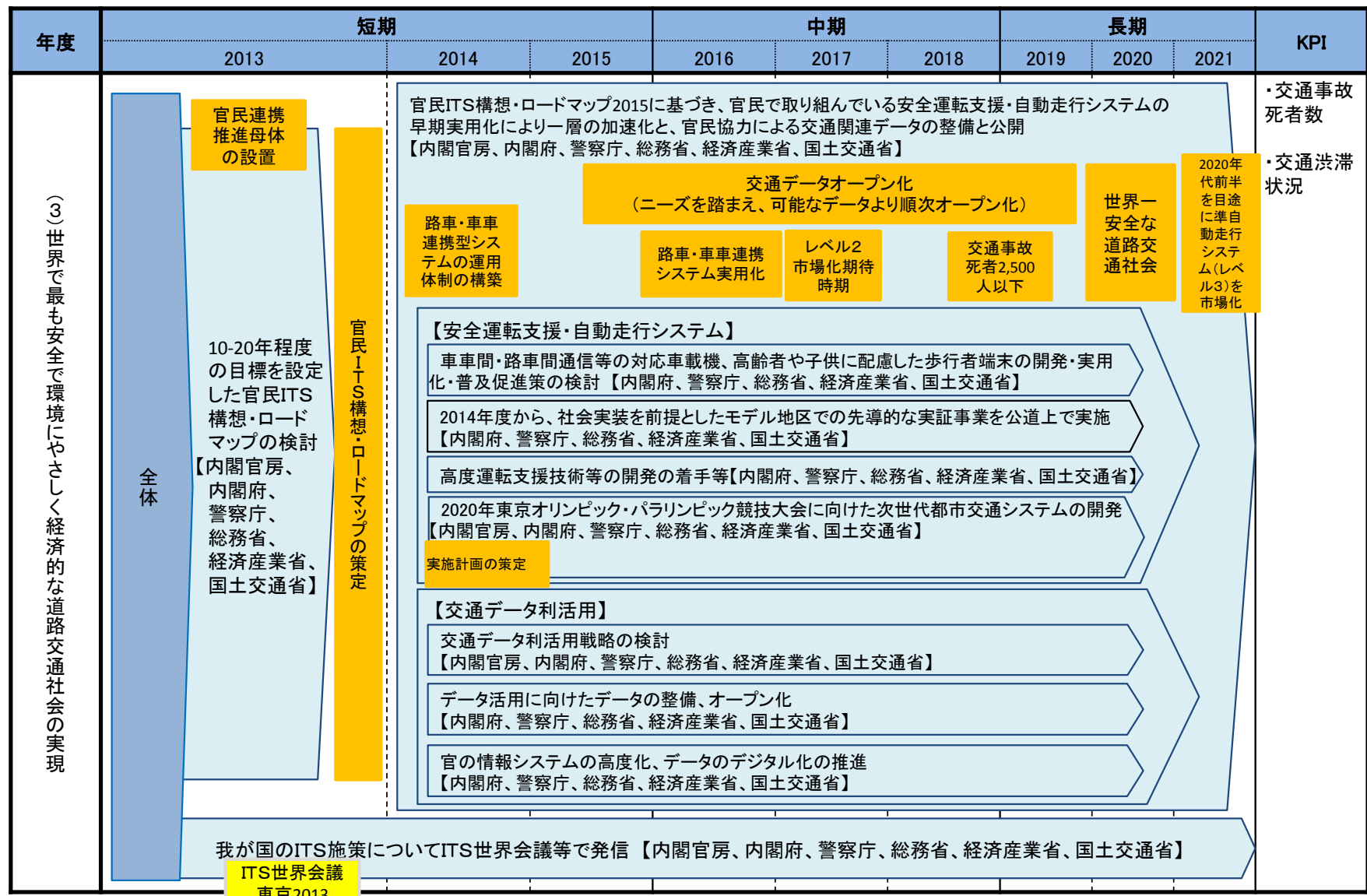
産省】

○農業情報の創成・流通促進による市場開拓・販売力の強化（農場から食卓までの情報を促進するプラットフォームの構築）

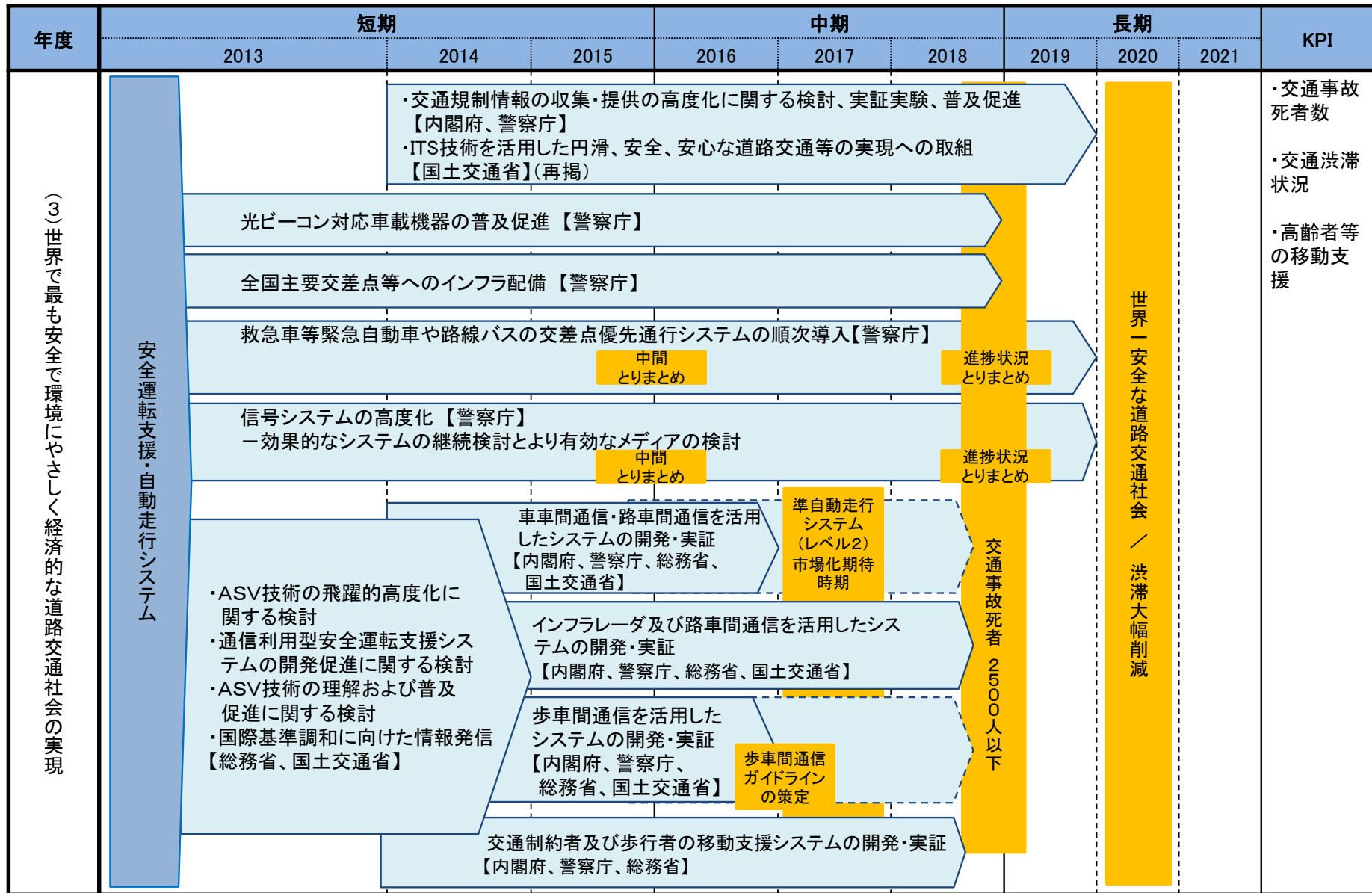
- ・ 農産物・食品に関する情報の流通を促進するためのプラットフォームを活用することにより、ジャパブランドの農産物・食品のグローバル展開を加速させる。【農林水産省、総務省、経済産業省】

(3) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現

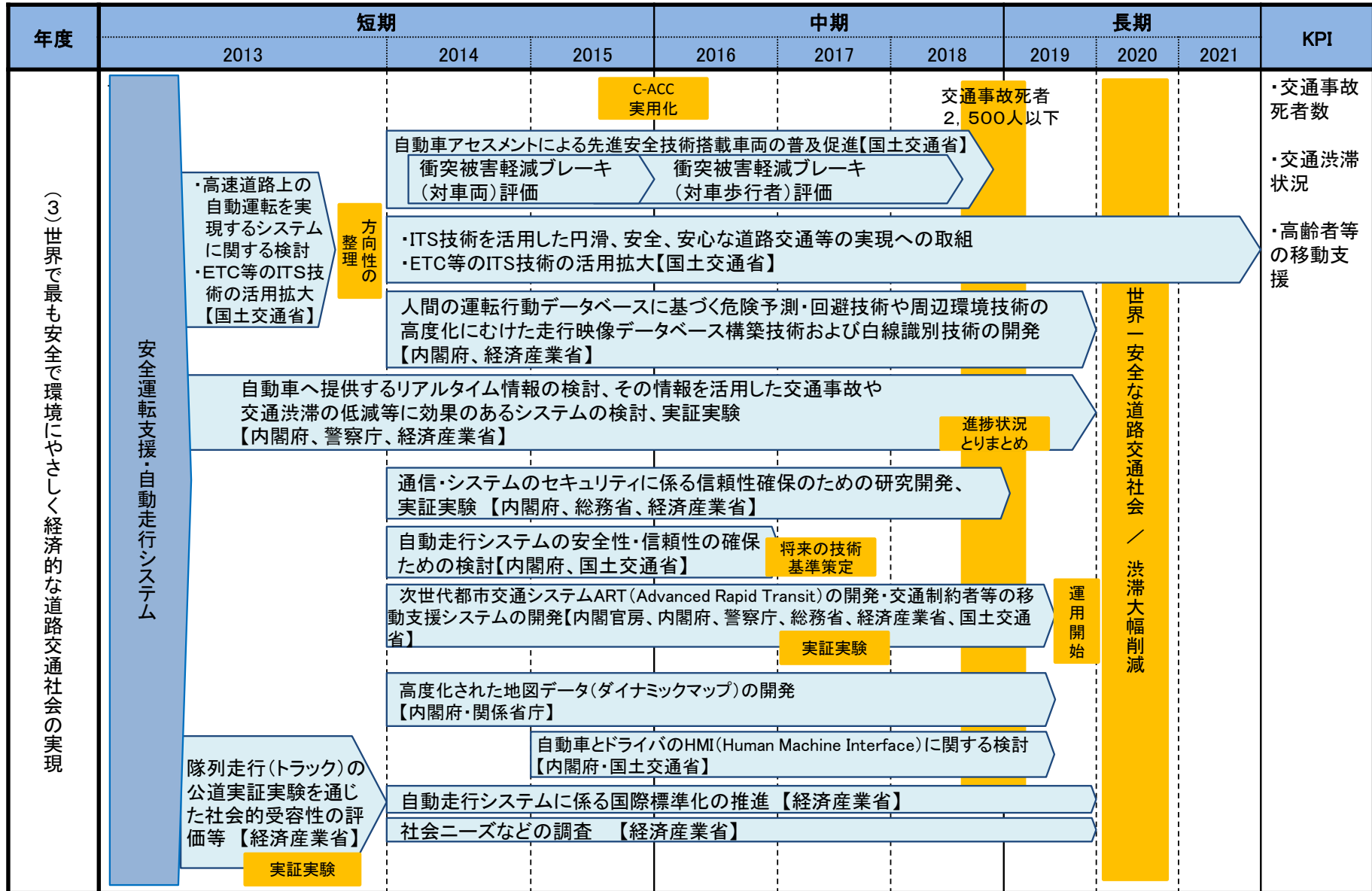
実施スケジュール (3. ITを活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会)



### 実施スケジュール（3. ITを活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会）



### 実施スケジュール（3. ITを活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会）



## 実施スケジュール（3. ITを活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会）

年度	短期			中期			長期		KPI		
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020		2021	
(3)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現	安全運転支援・自動走行システム						交通事故死者 2,500人以下			・交通事故死者数  ・交通渋滞状況  ・高齢者等の移動支援	
			交通事故データの分析、シミュレーション技術の開発、CO2排出量可視化技術の開発 【内閣府・経済産業省】								
			完全自動走行システム(レベル4等)に向けた社会の在り方等の検討(ニーズ、ビジネスモデル等)、必要に応じて制度面等の検討 【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】								
			交通データオープン化 (ニーズを踏まえ、可能なデータより順次オープン化)								
	交通データ活用(渋滞対策・安全対策等)	プローブ情報を活用した信号制御モデル事業【警察庁】	プローブ情報等の自動車から得られる情報の活用及び収集、提供に関する検討 【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省】						世界一安全な道路交通社会 ／ 渋滞大幅削減		
		ビックデータ(プローブ情報等)を活用し、きめ細やかな対策を講ずることによる 既存ネットワークの最適利用に向けて検討 【国土交通省】									
		交通規制情報の収集・提供の高度化に関する検討、実証実験、普及促進 【内閣府、警察庁】									
		交通安全対策・渋滞対策・災害対策等に有効となるデータの整理・検討 【警察庁、国土交通省】									
				有効となるデータの明確化	有効となるデータの集約・配信に係る課題整理・判断 【警察庁、総務省、国土交通省】		状況とりまとめ	有効となるデータの集約・配信の検討 【警察庁、総務省、国土交通省】			

### 実施スケジュール（3. ITを活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(3) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現	交通データ活用(渋滞対策・安全対策等)	自動車関連情報の利活用による新サービスの創出・産業革新のための取組等を盛り込んだ「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」の策定・公表【国土交通省】	「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」(2015年1月23日策定)に基づき、個人情報保護制度の改正にあわせた自動車関連情報の取扱方針の検討・策定とともに、自動車関連情報の利活用による新サービスの創出・産業革新等を推進するため、具体的なサービスメニュー等の実現に向けた効果検証や実証的試行サービス等を実施【国土交通省】	<ul style="list-style-type: none"> <li>実現すべきサービスメニュー等</li> <li>・安全OBDに対応した車両の故障診断の容易化</li> <li>・テレマティクス等を活用した新たな保険サービス</li> <li>・自動車の履歴情報を収集・活用したトレーサビリティ・サービス</li> <li>・検査と整備に係る情報の相関分析等を通じた検査・整備の高度化・効率化</li> </ul>	自動車関連情報の利活用のための環境整備等を図り、自動車関連情報の利活用による新サービスの創出・産業革新等を推進【国土交通省】			<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故死者数</li> <li>・交通渋滞状況</li> <li>・高齢者等の移動支援</li> </ul>		
		「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン」を策定【国土交通省】	歩行者移動支援サービスの普及促進及び視覚障がい者へのサービス、災害時のサービスの利活用の検討【国土交通省】	とりまとめ 検討	オープンデータ環境下での歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた環境整備【国土交通省】	世界一安全な道路交通社会 / 渋滞大幅削減				
		人の移動ニーズを正確に把握することで、利用者にとって最適な車と公共交通機関を組み合わせた移動手段の提案が可能となるシステムの検討【国土交通省】	とりまとめ 検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの構築</li> <li>・ビジネスモデルの導入・普及促進【国土交通省】</li> </ul>						
			<ul style="list-style-type: none"> <li>連携</li> <li>地方の路線バス事業を支援するためビッグデータを活用した汎用的な新しいビジネスモデルを策定【国土交通省】</li> </ul>							



### 実施スケジュール（3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(3)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現	スマートモビリティ			ロボット技術等を活用した超小型モビリティ等の開発・普及拡大に向けた検討【国土交通省】			とりまとめ 検討			・交通事故死者数 ・交通渋滞状況 ・高齢者等の移動支援
				ロボット技術等を活用した超小型モビリティ等の開発・普及拡大【国土交通省】			高齢者や障がい者にとって安全・安心かつ円滑な移動が可能となる社会			

### 【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 2014 年度から、社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を公道上で実施するとともに、高度運転支援技術等の開発に着手する。
- ・ 2018 年目途に、交通事故死者数 2,500 人以下とする。
- ・ 2020 年までに、世界で最も安全な道路交通社会を実現するとともに、交通渋滞を大幅に削減する。
- ・ 2017 年までを目途に、準自動走行システム（レベル 2）を、2020 年代前半を目途に、レベル 3 を市場化する。また完全自動走行システムの試用開始時期を見据え、実現に向けた技術開発等に取り組む。

### 【短期（2015 年度）】

#### ○全体

- ・ 10～20 年程度の目標を設定した官民 ITS 構想・ロードマップ 2015 に基づき、官民で取り組んでいる安全運転支援・自動走行システムの早期実用化のより一層の加速化と、官民協力による交通関連データの整備と公開を推進する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 車車間・路車間通信等の対応車載機や、高齢者や子供に配慮した歩行者端末の開発・実用化・普及促進策の検討、2014 年度から、社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を公道上で実施し、また高度運転支援技術等の開発を進め、路車・車車連携型システムの実用化について検討を行う。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際しては、路面電車と比較して遜色のない輸送力と機能を有し、かつ、柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システム Bus Rapid Transit（以下、「BRT」という）に、自動走行の技術を取り入れた次世代都市交通システム Advanced Rapid Transit（以下、「ART」という）の実現に向けて必要な調査・検討・技術開発を行う。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 今後重点的に整備すべき交通データの内容、官民の保有するデータのオープン化に向けた手順、官民における情報共有体制等、今後の交通データ利活用戦略を明確化する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 交通データに関しては、官民それぞれにとって必要性の高いデータを中心に、データの活用に向けた整備、オープン化を推進する。その中で、官については、情報システムの高度化、アナログデータのデジタル化を推進する。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 我が国の ITS 施策について、引き続き世界会議等で発信する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

#### ○安全運転支援・自動走行システム

- ・ ASV 技術の飛躍的高度化に関する検討および通信利用型安全運転支援システムの開発促

- 進に関する検討、ASV 技術の理解および普及促進に関する検討、国際基準調和に向けた情報発信を行う。【総務省、国土交通省】
- ・ 車車間・路車間通信、歩車間通信、インフラレーダを活用したシステムの開発・実証を行う。【内閣府、警察庁、総務省、国土交通省】
  - ・ 準自動走行システムの市場化期待時期（レベル2は2017年まで、レベル3は2020年代前半）を見据え、実現に向けて開発等を推進する。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
  - ・ 障がい者や高齢者等の交通制約者の安全・安心かつ円滑な移動の支援を実現する技術開発のための基礎調査を行う。その結果を踏まえて、基礎設計を行う。【内閣府、警察庁、総務省】
  - ・ 交通規制情報の収集・提供の高度化に関する検討、実証実験、普及促進を進める。【内閣府、警察庁】
  - ・ 光ビーコン対応車載機器の普及促進を行う。【警察庁】
  - ・ 全国主要交差点等へのインフラ配備を順次行う。【警察庁】
  - ・ 救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行システムの順次導入を行い、導入状況について中間とりまとめを行う。【警察庁】
  - ・ 信号システムの高度化として、効果的なシステムの継続検討とより有効なメディアの検討を行い、中間とりまとめを行う。また、プローブ情報を活用した信号システムの順次導入を行う。【警察庁】
  - ・ 対車両向け衝突被害軽減ブレーキ等の自動車アセスメントによる先進安全技術搭載車両の普及促進を行う。【国土交通省】
  - ・ ITS 技術を活用した円滑、安全、安心な道路交通等の実現への取組を行う。また、ETC等のITS技術の活用拡大を行う。【国土交通省】
  - ・ 人間の運転行動データベースに基づく危険予測・回避技術や、周辺環境認識技術の高度化、その開発プロセスの効率化や性能評価の基礎となる走行映像データベース構築技術の開発及び白線識別技術の開発を行う。【内閣府、経済産業省】
  - ・ 自動車へ提供するリアルタイム情報の検討、その情報を活用した交通事故や交通渋滞の低減等に効果のあるシステムの検討、実証実験を行う。【内閣府、警察庁、経済産業省】
  - ・ 通信・システムのセキュリティに係る信頼性確保のための研究開発、実証実験を行う。【内閣府、総務省、経済産業省】
  - ・ 自動走行システムが、機能不全や誤作動に陥った場合に、車両側で異常を自動検知し、ドライバ等に対して修理等を促すシステムをはじめ、自動走行システムの安全性・信頼性を高める技術について調査を行う。【内閣府、国土交通省】
  - ・ 次世代都市交通システム ART の実現に向けて必要な調査・検討・研究開発を行う。また交通制約者等の移動支援システムの開発を行う。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
  - ・ 自動走行システムに係る国際標準化の推進、社会ニーズ等の調査を行う。【経済産業省】
  - ・ 自動走行システムの実現に向けて必要となる高度化された地図データ（ダイナミックマップ）の調査・検討・技術開発を行う。【内閣府、関係省庁】

- ・ 自動走行システムにおける、自動車とドライバの Human Machine Interface（以下、「HMI」という）に関する検討を行う。【内閣府・国土交通省】
- ・ 自動走行を実現するための様々な技術が、どの程度交通事故低減等に資するののかを見積もるための、交通事故データの分析、シミュレーション技術の調査・検討・技術開発を行う。さらに、自動走行システムの実現による地域交通 CO2 排出削減効果の可視化技術の検討を行う【内閣府・経済産業省】
- ・ 官民 ITS 構想・ロードマップ 2015 に基づき、完全自動走行システム（レベル 4 のほか、レベル 3 のうちシステムの要請がない限りドライバが周囲の交通状況の監視や操作を行う必要がないと整理する準自動走行システムも含む）に向けた社会の在り方等の検討（ニーズ、ビジネスモデル等）を行うとともに、必要に応じて制度面等の検討を行う。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

#### ○交通データ利活用（渋滞対策・安全対策等）

- ・ 交通安全対策・渋滞対策・災害対策等に有効となる、道路交通情報の集約・配信に係る取り組みに有効となる整理・検討を行う。【警察庁、国土交通省】
- ・ プローブ情報等の自動車から得られる情報の活用及び収集、提供に関する検討を実施する。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省】
- ・ ビッグデータ（プローブ情報等）を活用し、きめ細やかな対策を講ずることによる既存ネットワークの最適利用に向けた検討を行う。【国土交通省】
- ・ 「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」（2015年1月23日策定）に基づき、自動車関連情報の利活用による新サービスの創出・産業の革新等のための具体的な取り組みとして、テレマティクス等を活用した新たな保険サービス、自動車の履歴情報を収集・活用したトレーサビリティ・サービス等の実現に向けた効果検証、実証的試行サービス等を行う。また、個人情報保護制度の改正にあわせ、自動車関連情報の取扱方針の検討を行う。【国土交通省】
- ・ 人の移動ニーズを正確に把握することで、利用者にとって最適な車と公共交通機関を組み合わせた移動手段の提案が可能となるシステムの検討を行い、とりまとめを行う。また、地方自治体や公共交通事業者が利活用できるよう、効率的なデータ収集、分析手法を提案するとともに、地方の路線バス事業を支援するため、ビッグデータを活用した汎用的なビジネスモデルを策定する。【国土交通省】
- ・ 交通規制情報の収集・提供の高度化に関する検討、実証実験、普及促進を進める。【内閣府、警察庁】
- ・ 引き続き、歩行者移動支援サービスの普及促進及び視覚障がい者へのサービス、災害時のサービスの利活用の検討を行い、取りまとめを行う。【国土交通省】

#### ○スマートモビリティ

- ・ ロボット技術等を活用した超小型モビリティ等の開発・普及拡大に向けた検討を行い、取りまとめを行う。【国土交通省】

## 【中期・長期（2016年度～2021年度）】

### ○全体

- ・ 官民 ITS 構想・ロードマップ 2015 に基づき、官民で取り組んでいる安全運転支援・自動走行システムの早期実用化のより一層の加速化と、官民協力による交通関連データの整備と公開を推進する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 車車間・路車間通信等の対応車載機や、高齢者や子供に配慮した歩行者端末の開発・実用化・普及促進策の検討、2014 年度から引き続き社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を公道上で実施し、また高度運転支援技術等の開発を進め、路車・車車連携型システムの運用体制の構築および実用化を行う。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際しては、路面電車と比較して遜色のない輸送力と機能を有し、かつ、柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システム BRT に、自動走行の技術を取り入れた次世代都市交通システム ART の実現に向けて必要な調査・検討・技術開発を行う。東京都の計画と密な連携を図り、2017 年後半を目途に、大会会場アクセス道路等で実証実験を行い、2019 年の開業に取り組む。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 今後重点的に整備すべき交通データの内容、官民の保有するデータのオープン化に向けた手順、官民における情報共有体制等、今後の交通データ利活用戦略を明確化する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 交通データに関しては、官民それぞれにとって必要性の高いデータを中心にデータの活用に向けた整備、オープン化を推進する。その中で、官については、情報システムの高度化、アナログデータのデジタル化を推進する。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 我が国の ITS 施策について、引き続き世界会議等で発信する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

### ○安全運転支援・自動走行システム

- ・ C-ACC の実用化。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 車車間・路車間通信、歩車間通信、インフラレーダを活用したシステムの開発・実証を行い、路車、車車連携型システムの実用化を行う。また、歩車間通信ガイドラインの検討を行い、歩車間通信ガイドラインを策定する。【内閣府、警察庁、総務省、国土交通省】
- ・ 準自動走行システムの市場化期待時期（レベル 2 は 2017 年まで、レベル 3 は 2020 年代前半）を見据え、実現に向けて開発等を推進する。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 障がい者や高齢者等の制約者の安全・安心かつ円滑な移動の支援を実現する技術開発のための基礎調査結果を踏まえて、基礎設計を行い、プレオリンピック開催時（2019 年度）までに歩行者等支援情報通信システム（PIGS）の高度化を行う。【内閣府、警察庁、総務省】

- ・ 交通規制情報の収集・提供の高度化に関する検討、実証実験、普及促進を進める。【内閣府、警察庁】
- ・ 光ビーコン対応車載機器の普及促進を行う。【警察庁】
- ・ 全国主要交差点等へのインフラ配備を順次行う。【警察庁】
- ・ 救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行システムの順次導入を行う。【警察庁】
- ・ 信号システムの高度化として、効果的なシステムの継続検討とより有効なメディアの検討を行う。また、プローブ情報を活用した信号システムの順次導入を行う。【警察庁】
- ・ 対車両に加え、対歩行者向けの衝突被害軽減ブレーキ等の自動車アセスメントによる先進安全技術搭載車両の普及促進を行う。【国土交通省】
- ・ ITS 技術を活用した円滑、安全、安心な道路交通等の実現への取組を行う。また、ETC 等の ITS 技術の活用拡大を行う。【国土交通省】
- ・ 人間の運転行動データベースに基づく危険予測・回避技術や、周辺環境認識技術の高度化、その開発プロセスの効率化や性能評価の基礎となる走行映像データベース構築技術の開発及び白線識別技術の開発を行う。【内閣府、経済産業省】
- ・ 自動車へ提供するリアルタイム情報の検討、その情報を活用した交通事故や交通渋滞の低減等に効果のあるシステムの検討、実証実験を進め、進捗状況を取りまとめる。【内閣府、警察庁、経済産業省】
- ・ 通信・システムのセキュリティに係る信頼性確保のための研究開発、実証実験を行う。【内閣府、総務省、経済産業省】
- ・ 自動走行システムが、機能不全や誤作動に陥った場合に、車両側で異常を自動検知し、ドライバ等に対して修理等を促すシステムをはじめ、自動走行システムの安全性・信頼性を高める技術について調査を行い、将来の技術基準を作成する。【内閣府、国土交通省】
- ・ 次世代都市交通システム ART の実現に向けて必要となる研究開発を実施し、交通制約者等の移動支援システムの開発を行う。東京都の計画と密な連携を図り、2017 年後半を目途に、大会会場アクセス道路等で実証実験を行い、2019 年の開業に取り組む。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 自動走行システムに係る国際標準化の推進、社会ニーズ等の調査を行う。【経済産業省】
- ・ 自動走行システムの実現に向けて必要となる高度化された地図データ（ダイナミックマップ）の調査・検討・技術開発を行う。【内閣府、関係省庁】
- ・ 自動走行システムにおける、自動車とドライバの HMI に関する検討を行い、必要となる技術的要件を確立する。【内閣府・国土交通省】
- ・ 自動走行を実現するための様々な技術が、どの程度交通事故低減等に資するののかを見積もるため、交通事故データの分析、シミュレーション技術の調査・検討・技術開発を行う。さらに、自動走行システムの実現による地域交通 CO2 排出削減効果の可視化技術の開発を行う【内閣府・経済産業省】
- ・ 官民 ITS 構想・ロードマップ 2015 に基づき、完全自動走行システム（レベル 4 のほか、レベル 3 のうちシステムの要請がない限りドライバが周囲の交通状況の監視や操作を行う必要がないと整理する準自動走行システムも含む）に向けた社会の在り方等の検

討（ニーズ、ビジネスモデル等）を行うとともに、必要に応じて制度面等の検討を行う。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

#### ○交通データ利活用（渋滞対策・安全対策等）

- ・ 交通安全対策・渋滞対策・災害対策等に有効となる、道路交通情報の集約・配信に係る取組に有効となるデータの明確化を行い、集約・配信に係る課題整理や判断を行い、状況の取りまとめを行う。また、有効となるデータが存在した場合は、集約・配信の検討を行う。【警察庁、国土交通省】
- ・ プローブ情報等自動車から得られる情報の活用及び収集、提供に関する検討を実施する。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省】
- ・ ビッグデータ（プローブ情報等）を活用し、きめ細やかな対策を講ずることによる既存ネットワークの最適利用に向けた検討を行う。【国土交通省】
- ・ 「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」（2015年1月23日策定）に基づき、自動車関連情報の利活用のための環境整備等を図り、自動車関連情報の利活用による新サービスの創出・産業革新等を推進する。具体的には、個人情報保護制度の改正にあわせ自動車関連情報の取扱方針を策定するとともに、安全 OBD に対応した車両の故障診断の容易化、テレマティクス等を活用した新たな保険サービス、自動車の履歴情報を収集・活用したトレーサビリティ・サービス、検査と整備に係る情報の相関分析等を通じた検査整備の高度化・効率化といったサービス等の実現を図る。【国土交通省】
- ・ 人の移動ニーズを正確に把握することで、利用者にとって最適な車と公共交通機関を組み合わせた移動手段の提案が可能となるシステムの構築を行うとともに、地方自治体や公共交通事業者が利活用できるよう、ビッグデータを活用した汎用的なビジネスモデルの導入・普及を促進する。【国土交通省】
- ・ オープンデータ環境下での歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた環境整備を行う。【国土交通省】
- ・ 交通規制情報の収集・提供の高度化に関する検討、実証実験、普及促進を進める。【内閣府、警察庁】
- ・ 各種交通データについて、ニーズを踏まえ、可能なデータより順次オープン化する。【警察庁、経済産業省、国土交通省】

#### ○スマートモビリティ

- ・ ロボット技術等を活用した超小型モビリティ等の開発・普及拡大を図る。【国土交通省】
- ・ 高齢者や障がい者にとって安心かつ円滑な移動が可能となる社会を実現する。

(4) 世界一安全で災害に強い社会の実現

① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築

実施スケジュール (3. ITを活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会)

年度	短期			中期			長期			KPI									
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021										
①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 (4)世界一安全で災害に強い社会の実現	<b>防災情報インフラ構築</b>									[全体としてのKPI] ・多様な伝達手段の全国普及度合い  ・Lアラートを運用している都道府県の割合  ・市区町村におけるJアラートの自動起動装置の整備率  ・災害リスク情報のオープンデータ化と検索システムの研究開発の高度化 ・協働型地域防災システムの確立のための研究開発の高度化									
											<b>多様な情報通信ネットワーク等の構築【総務省】</b>								
											◆Lアラート等の防災情報通信基盤・端末を用いた情報収集・伝達体制 自治体から住民への伝達体制の構築の推進 → 全国への展開を順次実施								
											◆情報通信インフラの強靱化 耐災害性の高い多重化・多層化等による通信・放送ネットワークの構築推進								
											◆G空間防災システムの構築 G空間防災システム構築実証の実施・成果普及 → 国内外への展開を順次実施								
											◆Jアラートによる緊急情報のリアルタイムでの提供【総務省(消防庁)】 Jアラートにより全市区町村等の情報伝達手段を自動起動できる体制の構築 → Jアラートにより複数の情報伝達手段を自動起動し、全ての住民が、災害等の緊急情報を確実に受け取ることができる体制の構築								
											<b>災害リスク情報の利活用手法の研究開発【文部科学省】</b>								
											◆災害リスク情報共有・検索システム 開発・実証 → 高度化・展開 → 静的・動的情報との統合処理・実証・改良								
											◆協働型地域防災システム 構築 → 実証・改良 → 高度化・展開								



### 実施スケジュール（3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 （4）世界一安全で災害に強い社会の実現	<b>災害現場対応のIT化</b>									[全体としてのKPI] ・多様な伝達手段の全国普及度合い  ・システムを構成する単体ロボットの試作機の完成 ・協調連携技術を導入した試作ロボットの検証実験の実施 ・火災延焼予測シミュレーションプログラム、地震動による被害シミュレーションプログラムの試作及び予測に必要なG空間データの構築 ・ソーシャルメディア災害マップの試作  ・社会インフラの維持管理及び災害対応に関して、その効果・効率の一層の向上を目標に社会インフラ用ロボット技術の開発、直轄現場への導入を行う。
<b>災害現場対応におけるIT利活用【国土交通省】</b> ◆建設ロボット技術の高度化と現場への導入 ニーズ・シーズを踏まえた課題の整理分析と評価手法の検討、現場検証及び評価、開発の推進 ◆災害現場対応のIT化（通信設備等や応急対応等に資する資機材等） 現場応急対応ニーズ把握 資機材等整備と開発 フィールドを活用した技術開発の検証と公共調達先導的導入 災害の被害を最小化できる社会の実現 資機材等による災害対応の実施										

### 実施スケジュール（3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 （4）世界一安全で災害に強い社会の実現	首相官邸HP・SNS等からの情報発信の強化・充実【内閣官房】									[全体としてのKPI] ・多様な伝達手段の全国普及度合い ・首相官邸HPの月間PV数の上昇
	◆災害時におけるデジタルサイネージの利活用拡大【総務省等】									
	運用ガイドラインの検証・国際標準化			運用ガイドラインの普及						
	災害情報提供技術の開発			技術の実証			個人にも最適な一斉配信手法の普及 技術の事業化・展開			
	防災情報収集技術の研究開発【総務省】									
	◆航空機SARによる災害状況把握 詳細設計等			データ判読 フライト実証等 技術開発等			実用化 航空機保有省庁、自治体等での 利活用推進			
	◆高速三次元気象レーダシステム 基盤技術の確立			マルチパラメータフェイズドアレイレーダ システムの確立・検証			利活用 推進			
	災害時の被災・浸水状況把握とスマホ等への情報提供【国土交通省】									
	◆ゲリラ豪雨の観測も可能な新型レーダによる雨量観測 試験運用			新型レーダによる詳細な雨量観測の運用・データ配信の更なる高度化						
	◆SAR等による浸水範囲等の把握			SAR等による浸水範囲等の把握の運用開始			SAR等による浸水範囲等の把握情報の利活用			
	◆大規模な土砂移動の発生の監視を行う大規模土砂移動検知システム			センサ設置・ 通信ネットワーク 整備			全国の通信ネットワークの接続 システムの調整を進めながら、段階的に 性能の向上を図りつつ運用 都道府県などの防災関係機関への 情報発信の高度化			
	◆火山噴火に伴う土砂災害からの警戒避難に資するリアルタイムハザードマップシステム			システム整備・現場での利活用開始			現場での利活用推進			
	◆防災情報の国民への確実な提供 スマホ・タブレットに適した形式での 情報提供の検討及び準備			スマホ・タブレットに適した形式での情報提供の実用化						

### 実施スケジュール（3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会）

年度	短期			中期			長期			KPI										
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021											
①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 （4）世界一安全で災害に強い社会の実現	<b>災害情報提供</b>									[全体としてのKPI] ・多様な伝達手段の全国普及度合い  ・大規模自然災害時にシステムへの報告・登録が想定される防災情報分野のうち、自動化が図られた分野の割合  ・検討の状況に応じて、追記予定										
											◆総合防災情報システムの安定運用【内閣府】 情報を外部に提供する機能の構築	次期システム構築に向けた検討・開発	安定運用 ・防災関係機関との連携強化							
											◆高度なシミュレーションによる地震・津波被害予測【内閣府、文部科学省】 ◆精緻な地震・津波被害予測等に資する最先端のスーパーコンピュータの開発【文部科学省】	◆高度なシミュレーションによる地震・津波被害予測にもとづく避難計画策定への活用及び精緻な地震・津波被害予測等に資する最先端のスーパーコンピュータの開発・運用【文部科学省】								
											◆SNS、ビッグデータ等の民間情報の活用と多くの主体での情報共有【内閣官房、関係府省】 方策・仕組みの検討と早期に取組可能な部分の実施			検討結果を踏まえた取組の推進						
											◆災害時に有効となる道路交通情報の集約・配信に係る取組【警察庁、総務省、国土交通省】(再掲)									
											準天頂衛星システム(4機体制)の構築【内閣府】						準天頂衛星システム(4機体制)の運用			
						準天頂衛星システム(7機体制)の構築 ※2023年度めど確立予定														

#### 【目標（マイルストーン含む）】

- ・災害時にすべての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手可能となる強靱な通信・放送インフラ等を構築する。
- ・2015年度までに、多様なメディアを活用した重層的な情報収集・伝達体制を構築する。
- ・2016年度までに、地理空間情報（G空間情報）を活用した避難誘導や消火活動を導入検証し、2020年度までに導入を実現する。
- ・2018年度までに、無人やリモートで操作できる災害対応ロボット等を導入する。

#### 【短期（2015年度）】

##### ○防災情報インフラ構築

- ・防災情報通信基盤・端末を用いた情報収集・伝達体制の確立に向け、公衆無線 LAN の環境整備、Lアラートの活用等、地方自治体から住民への情報伝達体制の構築を推進する。  
【総務省】
- ・情報通信インフラの強靱化として耐災害性の高い多重化・多層化等による通信・放送ネットワークの構築を推進し、通信サービスを確実に継続するための技術開発を実施する。  
【総務省】
- ・関係府省と連携して、G空間防災システムの効果的な成果展開に向けた、LアラートとG空間情報の連携推進等の実証プロジェクトを行う。【総務省】
- ・Jアラートにより全市区町村等の情報伝達手段を自動起動できる体制を構築する。【総務省（消防庁）】
- ・災害リスク情報をオープンデータ化し誰もが利活用できる環境を構築するために必要なインターフェースや検索システムの構築に向けて、実証・改良から高度化・展開まで行う。【文部科学省】
- ・地方自治体等が地域に必要な災害リスク情報を呼び出し、地域特性を考慮した地域固有の防災対策を自ら計画・実行できる手法と、それを支援する情報システム（以下、協働型地域防災システムという）について研究開発し、実証・改良を行う。【文部科学省】

##### ○災害現場対応のIT化

- ・地理空間情報（G空間情報）を活用した特殊災害対応ロボット・無人走行放水車の開発に向けて、まず無線中継システム等を活用したロボットの技術開発・導入を行う。【総務省（消防庁）】
- ・災害現場対応におけるIT利活用として、危険な現場において無人で安全に調査・施工するため等の建設ロボット技術の高度化と現場への導入に向け、民間企業や大学等により開発されたロボットを公募し、現場検証及び評価を通じ、開発・改良を促進する。【国土交通省】
- ・災害現場対応におけるIT利活用として、現場応急対応ニーズ把握を行うとともに、ITを活用した被災状況の迅速な把握のための手法を検討し、次期衛星通信機材へり映像伝送や衛星通信電話等の資機材の整備・開発や、電子防災情報システムの構築と試行運用を

行う。【国土交通省】

- ・ 準天頂衛星システム（4機体制）を構築する。【内閣府】

#### ○災害情報提供

- ・ 平時から首相官邸 HP・SNS 等からの情報発信の強化・充実を図る。【内閣官房】
- ・ 高度なシミュレーションを利用し精緻な地震・津波被害予測を実現【内閣府、文部科学省】
- ・ また精緻な地震・津波被害予測等に資する最先端のスーパーコンピュータの開発【文部科学省】
- ・ 災害対策に必要な広域地形情報を収集する技術開発として航空機搭載型の合成開口レーダ（SAR）を詳細設計し、フライト実証等技術開発を実施する。【総務省】
- ・ 災害対策に必要な広域天候情報を収集する高速三次元気象レーダシステムの基盤技術を確立する。【総務省】
- ・ 総合防災情報システムの安定運用を図り、政府における災害発生状況の把握や、迅速・的確な意志決定を支援する。また、次期システムの構築に向けた検討を行う。【内閣府】
- ・ ゲリラ豪雨の観測も可能な新型レーダによる詳細な雨量観測の運用を実施し、データ配信のさらなる高度化を図る。【国土交通省】
- ・ 合成開口レーダ（SAR）等を用いて浸水範囲等の把握の運用を開始する。【国土交通省】
- ・ 大規模な土砂移動の発生の監視を行うため、センサ設置、通信ネットワークの整備等を行い、大規模土砂移動検知システムの構築を進めていく。【国土交通省】
- ・ 火山噴火に伴う土砂災害の際に地方自治体や住民へ地域別の危険度等を知らせ避難に資するためのリアルタイムハザードマップシステムを、それぞれの現場に整備し、現場での利活用を開始していく。【国土交通省】
- ・ 災害時に有効となる、道路交通情報の集約・配信に係る取組に有効となる整理・検討を行う。（再掲）【警察庁、国土交通省】
- ・ 防災情報の国民への確実な提供に向けてスマホ・タブレットに適したデータ形式での情報提供に向けたシステムの検討及び準備を行う。【国土交通省】
- ・ SNS、ビッグデータ等の民間の情報を防災・減災に活用する方策や多くの主体で防災・減災情報に位置情報等を活用して共有する仕組みについて検討を行い、早期に取組可能な部分から取組を行うとともに、平時から地域コミュニティを活用した災害時の関係を促進し、それらの成果について普及・啓発する。【内閣官房、関係府省】

【短期（2015年度）・中期（2016年度～2018年度）】

#### ○災害現場対応の IT 化

- ・ 地理空間情報（G 空間情報）を活用した避難誘導や消防活動に向け、災害シミュレーション技術の開発を行う。【総務省（消防庁）】

#### ○災害情報提供

- ・ 災害時におけるデジタルサイネージ利活用拡大に向け、デジタルサイネージ運用ガイド

ラインの普及や、デジタルサイネージを活用した災害情報提供技術の事業化・展開を行う。また、災害情報等の一斉配信手法を確立するためデジタルサイネージシステムの相互運用性を確保するための要件整理等を実施する。【総務省等】

- ・ 2020 年東京大会なども見据え、デジタルサイネージやクラウド技術を活用し、多言語表示等個人の属性に応じた最適な情報提供を実現するための環境を構築する。【総務省】

#### 【中期（2016 年度～2018 年度）】

##### ○災害現場対応の IT 化

- ・ 地理空間情報（G 空間情報）を活用した特殊災害対応ロボット・無人走行放水車の開発に向けて、リモート操作等による協調連携技術を応用した半自律無人走行放水車の開発・導入を行う。【総務省（消防庁）】
- ・ 災害現場対応における IT 利活用として、建設ロボット技術の高度化と現場への導入を実施する。具体的には工事現場等を活用した技術開発の検証と公共調達における先導的導入を実施する。【国土交通省】
- ・ 準天頂衛星システム（4 機体制）の構築・運用を行う。【内閣府】

##### ○災害情報提供

- ・ 災害対策に必要な広域地形情報を収集する技術開発として航空機搭載型の合成開口レーダ（SAR）の実用化の実施後、航空機保有している省庁や地方自治体等への利活用推進を行う。【総務省】
- ・ 災害対策に必要な広域天候情報を収集する高速三次元気象レーダシステムの技術開発の一環として、雨粒を正確に観測することを可能とするマルチパラメーターフェイズドアレイレーダシステムの確立・検証を行う。【総務省】
- ・ 災害情報等の一斉配信手法を確立するためデジタルサイネージシステムの相互運用性を確保するための要件整理等を実施する。【総務省】
- ・ 2020 年東京大会なども見据え、デジタルサイネージやクラウド技術を活用し、多言語表示等個人の属性に応じた最適な情報提供を実現するための環境を構築する。【総務省】

#### 【中期（2016 年度～2018 年度）・長期（2019 年度～2021 年度）】

##### ○防災情報インフラ構築

- ・ 防災情報通信基盤・端末を用いた情報収集・伝達体制の確立に向け、公衆無線 LAN の環境整備、L アラートの活用等により構築された地方自治体から住民への情報伝達の仕組みを順次全国に展開する。【総務省】
- ・ 情報通信インフラの強靱化として耐災害性の高い多重化・多層化等による通信・放送ネットワークの構築を推進する。【総務省】
- ・ G 空間×ICT による G 空間防災システム等及び G 空間プラットフォーム構築の成果を引き継ぎ、実証事業の成功モデルを海外も含めて広く実装する。【総務省】
- ・ J アラートにより複数の情報伝達手段を自動起動し全ての住民が災害等の緊急情報を確実に受け取ることができる体制を構築する。【総務省（消防庁）】

- ・ 災害リスク情報をオープンデータ化し誰もが利活用できる環境を構築するために必要なインターフェースや検索システムの構築に向けて、ハザードマップ等の静的情報とセンサ等動的情報との統合処理を行い、実証・改良を行う。【文部科学省】
- ・ 協働型地域防災システムについて研究開発し、高度化・展開を行う。【文部科学省】
- ・ 高度なシミュレーションを利用した精緻な地震・津波被害予測を実現し、きめ細やかな避難計画の策定に活用及び精緻な地震・津波被害予測等に資する最先端のスーパーコンピュータの開発・運用を行う。【文部科学省】
- ・ 大規模な土砂移動の発生の監視を行う大規模土砂移動検知システムによる監視を段階的に性能の向上を図りつつ始めるとともに、検知精度の向上等、都道府県などの防災関係機関への情報発信の高度化を図る。【国土交通省】
- ・ リアルタイムハザードマップシステムのそれぞれの現場への整備をさらに推進するとともに、現場での利活用を推進する。【国土交通省】

#### ○災害現場対応の IT 化

- ・ IT を活用した被災状況の迅速な把握や応急対策等に資する電子防災情報システムや、次期衛星通信機材へリ映像伝送や衛星通信電話等の資機材等を用いて災害対策を実施するとともに、更なる高度化を図る。【国土交通省】

#### ○災害情報提供

- ・ 総合防災情報システムの安定運用を図り、政府における災害発生状況の把握や、迅速・的確な意志決定を支援する。また、防災関係機関との連携を図る。【内閣府】
- ・ ゲリラ豪雨の観測も可能な新型レーダによる詳細な雨量観測の運用を実施し、データ配信のさらなる高度化を図る。【国土交通省】
- ・ 合成開口レーダ（SAR）等を用いて浸水範囲等の把握情報の利活用を行う。【国土交通省】
- ・ 災害時に有効となる、道路交通情報の集約・配信に係る取り組みに有効となるデータの明確化を行い、集約・配信に係る課題整理や判断を行い、状況の取りまとめを行う。また、有効となるデータが存在した場合は、集約・配信の検討を行う。（再掲）【警察庁、総務省、国土交通省】
- ・ 防災情報の国民への確実な提供に向けてスマホ・タブレットに適したデータ形式での情報提供の実用化を行う。【国土交通省】
- ・ SNS、ビッグデータ等の民間の情報を防災・減災に活用する方策や多くの主体で防災・減災情報に位置情報等を活用して共有する仕組みについて、検討結果を踏まえた取組を推進するとともに、平時から地域コミュニティを活用した災害時の関係を促進し、それらの成果について普及・啓発する。【内閣官房、関係府省】

#### 【長期（2019 年度～2021 年度）】

##### ○災害現場対応の IT 化

- ・ （準天頂衛星 4 機体制確保以降）特殊災害対応ロボット・無人走行放水車の自動的な連携を行う研究開発を実施する。【総務省（消防庁）】

- ・（準天頂衛星4機体制確保以降）G空間上においてリアルタイムな災害情報と位置情報を踏まえた被害シミュレーション・分析を行うシステムを開発する。【総務省（消防庁）】
- ・災害対応等における建設ロボット技術の高度化と現場への導入を通じて、災害による被害を最小化できる社会を実現する。【国土交通省】
- ・準天頂衛星システム（7機体制）を構築する。2023年度目途に運用を開始する。【内閣府】

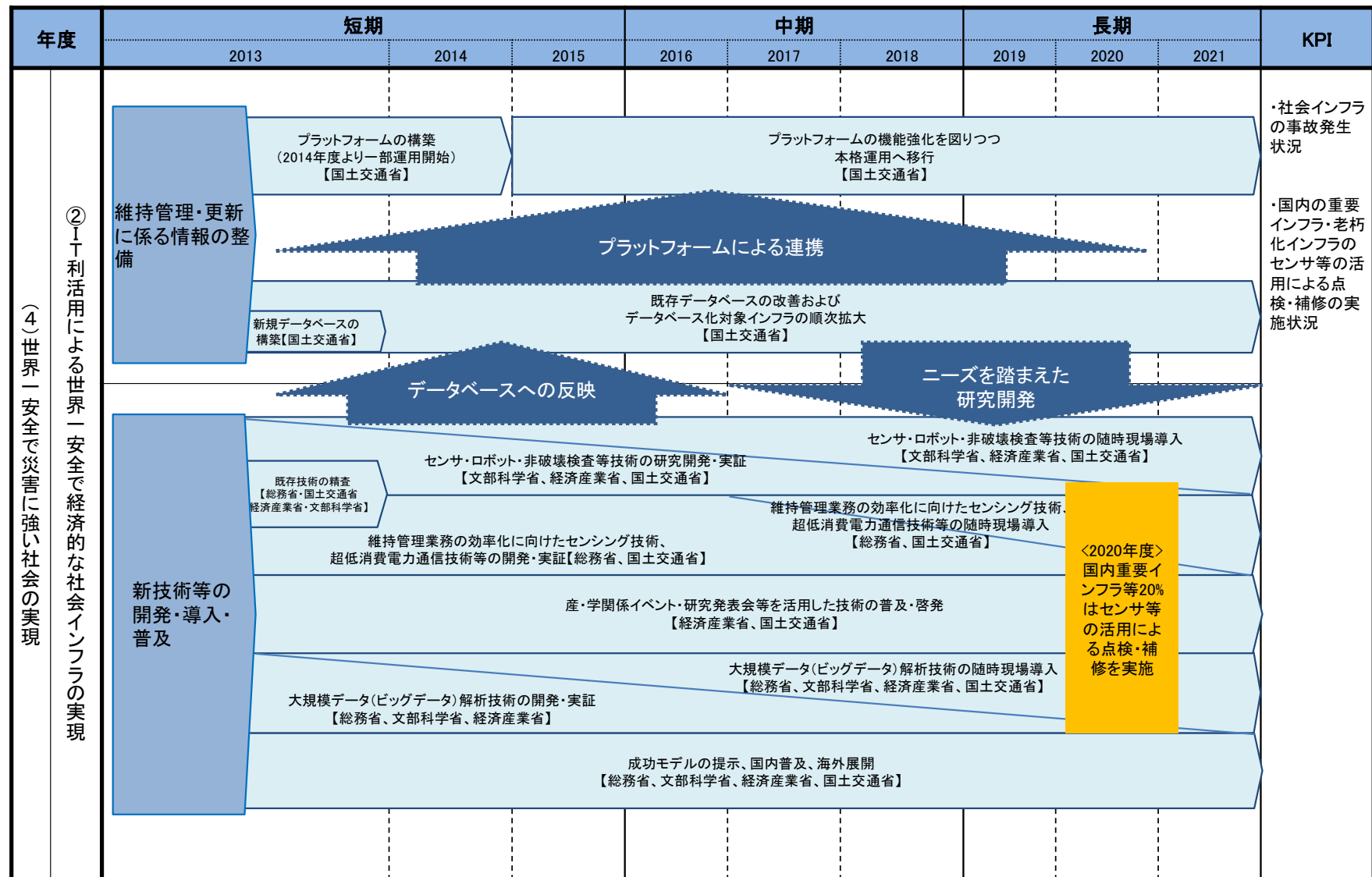
#### ○災害情報提供

- ・災害対策に必要な広域天候情報を収集する高速三次元気象レーダシステムの技術開発の一環として、雨粒等の動きの立体観測を可能とする協調制御型レーダシステムを確立させ、既存のレーダシステム利用者等に向けて利活用を推進する。【総務省】



② IT 利活用による世界一安全で経済的な社会インフラの実現

実施スケジュール (3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会)



【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 社会インフラ各施設の現況等のデータベース化を推進し、プラットフォームを構築し、2014年度から一部運用開始、2015年度から本格運用へ移行する。
- ・ 世界最先端の高精度分析手法の確立に向け、2020年度まで、産官学が連携して、社会インフラの劣化状況等の把握に関する技術の現場導入を図る。
- ・ 2020年度までには、国内の重要インフラ・老朽化インフラの20%はセンサ等の活用による点検・補修を行う。

【短期（2015年度）・中期（2016年度～2018年度）】

○維持管理・更新に係る情報の整備

- ・ 社会インフラの維持管理・更新に必要なデータを体系的に把握し、蓄積するため、各施設の現況等のデータのデータベース化を推進する。2013年度に構築した当該データを統一的に扱うプラットフォームを2014年度から一部運用開始、2015年度以降、機能強化を図りつつ、本格運用へ移行する。【国土交通省】

○新技術等の開発・導入・普及

（センサ、ロボット、非破壊検査等技術の研究開発・実証・随時現場導入）

- ・ 劣化・損傷個所の早期発見、維持管理業務の効率化につながるセンサ、ロボット、非破壊検査等の技術の研究開発・実証・随時導入を推進する。また、民間企業や大学等により開発されたロボットを公募し、現場検証及び評価を行い、随時導入を推進する。【文部科学省、経済産業省、国土交通省】

（維持管理業務の効率化に向けたセンシング技術、超低消費電力通信技術等の開発・実証・随時現場導入）

- ・ 社会インフラの維持管理業務の効率化を促進するため、センシング技術、超低消費電力通信技術等の開発・実証を行い2017年頃までの実用化を目指すとともに、引き続きこれらの開発・実証・随時現場導入を行う。【総務省、国土交通省】

（産・学関係イベント・研究発表会等を活用した技術の普及・啓発）

- ・ 随時、産・学関係イベント・研究発表会等を活用した技術の普及・啓発を行う。【経済産業省、国土交通省】

（大規模データ（ビッグデータ）解析技術の開発・実証・随時現場導入）

- ・ センサから大規模データ（ビッグデータ）を収集し、当該データを解析し、損傷を発見・予測する技術の開発・実証・随時現場導入を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

（成功モデルの提示、国内普及、海外展開）

- ・ 各種センサ等からの情報を収集・分析し、その結果に基づき最適な老朽化対策を実施す

るために必要な手法や仕組みを検証する実証プロジェクトを推進し、実証プロジェクトの成果を踏まえ、現場に導入できると判断された技術については随時現場への導入を図り、成功モデルの国内普及、我が国の優れた IT インフラシステムとして海外展開を推進する。【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

【長期（2019 年度～2021 年度）】

○新技術等の開発・導入・普及

（センサ、ロボット、非破壊検査等技術の研究開発・実証・随時現場導入）、

（維持管理業務の効率化に向けたセンシング技術、超低消費電力通信技術等の開発・実証・随時現場導入）、

（産・学関係イベント・研究発表会等を活用した技術の普及・啓発）、

（大規模データ（ビッグデータ）解析技術の開発・実証・随時現場導入）、

（成功モデルの提示、国内普及、海外展開）

- ・ センサ、ロボット、非破壊検査等の技術と大規模データ（ビッグデータ）解析技術とを組み合わせることにより、世界最先端の高精度分析手法の確立に向け、産・学関係イベント・研究発表会等を活用した技術の普及・啓発を図り、2020 年度までに、社会インフラの劣化状況等の把握に関する低廉かつ現場に即した技術の導入を実現する。また、これらの取り組みにより、2020 年度までには、国内の重要インフラ・老朽化インフラの 20%はセンサ等の活用による点検・補修を行うとともに、我が国が、世界共通の課題となりうる社会インフラの老朽化対策のフロントランナーとして、課題解決の成功モデルを構築し、国際展開を図る。【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

(5) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現

実施スケジュール (3. ITを活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会)

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(5) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現	スマートコミュニティの実現			地域や家庭へのエネルギーマネジメントシステムの普及に向けた取り組みの実施【経済産業省、総務省】						・デマンドレスポンスの普及状況
	デマンドレスポンスの実証【経済産業省】 家庭用エネルギーマネジメントシステムに係る標準化【経済産業省】 電力使用情報を活用した新サービスに係る検討【経済産業省】 多様な情報を収集・活用するための通信ネットワーク技術の研究開発等の実施【総務省】	ネガワット取引の実証【経済産業省】								
(5) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現	グリーンICTの推進			クリーンで経済的な社会の実現に向けた国内における取組事例等の調査に基づくベストプラクティス策定【総務省】 クリーンで経済的な社会の実現に向けた事業化・普及促進【総務省、環境省】 ICT活用によるCO2削減効果の評価手法やベストプラクティスの国際標準化等、国際競争力強化に向けた取り組みの実施【総務省】						
	グリーンICTの推進方策の検討・策定【総務省】	クリーンで経済的な社会の実現に向けた国内における取組事例等の調査に基づくベストプラクティス策定【総務省】								

**【目標（マイルストーン含む）】**

- ・ 2015 年度までにネガワット取引に係る実証事業により、ネガワット取引のポテンシャルの見極め等を行う。
- ・ 2016 年目途に全国の各地域において、スマートメーターの普及と効率的・安定的なエネルギーマネジメントの普及を促進する。

**【短期（2015 年度）】**

○エネルギーマネジメントの実現

- ・ 2014 年度におけるネガワット取引の実証や「ネガワット取引に関するガイドライン」の策定等を踏まえ、2015 年度は、本ガイドラインの有効性を検証するとともに、我が国におけるネガワット取引のポテンシャルの見極めや関係事業者のネガワット取引への習熟を目指し、実証事業を実施する。【経済産業省】
- ・ 家庭部門において、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）から得られる電力使用情報を活用した効果・経済性の高い新しいエネルギーマネジメントを実現するため、2014 年度から、大規模な HEMS 情報基盤の構築、当該システムの標準化、プライバシー上の対応策の検討を行い、生活支援サービスなど、エネルギー分野にとどまらない新サービスを創出するための環境整備等を進める。そして、これらの成果を踏まえ、地域や家庭へのスマートメーター、エネルギーマネジメントシステムの普及に向けた取組を実施する。【経済産業省】
- ・ 高度なエネルギーマネジメントの実現に向けて、様々なサービスの要件に応じた適切な処理を可能とする通信ネットワーク技術の研究開発成果を活用し、様々なベンダ製品間との接続性確保に向けた検討や必要な標準化を進めるとともに、電力使用情報以外の情報を加えて集約・活用する高付加価値サービスの実現に係る利活用環境の整備等についての検討を実施する。【総務省】

○グリーン ICT の推進

- ・ グリーン ICT の推進による CO2 排出量の削減に向けて、新たなグリーンデータセンターの推進等、IT 利活用によるクリーンで経済的な社会の実現に向けた国内における実証事業や取組事例について調査を行い、その調査結果をもとにベストプラクティスを策定する。【総務省】
- ・ グリーン ICT の推進による CO2 排出量の削減に向けて、新たなグリーンデータセンターの推進等、IT 利活用によるクリーンで経済的な社会の実現に向けた事業化・普及促進に係る取組を実施する。【総務省、環境省】
- ・ IT 利活用による CO2 削減効果の評価手法やベストプラクティスについて、ITU（国際電気通信連合）にて国際標準化する等、グリーン ICT 分野における国際競争力強化に向けた取組を実施する。【総務省】

**【中期（2016 年度～2018 年度）・長期（2019 年度～2021 年度）】**

#### ○エネルギーマネジメントの実現

- ・ 効率的なエネルギーマネジメントの実現に向けて、2016 年度を目途に行われる予定の電力の小売参入自由化等の法制度整備に併せて、2015 年度までの成果を踏まえ、電力使用情報を活用した新サービスの実現、および地域や家庭へのスマートメーター、エネルギーマネジメントシステムの普及、および需要家の需要削減量を束ねるアグリゲータによる新たなビジネス分野の確立に向けた取組を実施する。【経済産業省】
- ・ 高度なエネルギーマネジメントの実現に向けて、2016 年度を目途に行われる予定の電力の小売参入自由化等の法制度整備に併せて、電力使用情報以外の情報を加えて、多様な情報を用いた高付加価値サービスの実現、および情報通信技術の観点から、地域へのエネルギーマネジメントシステムの普及に資する取組を実施する。【総務省】

#### ○グリーン ICT の推進

- ・ グリーン ICT の推進による CO2 排出量の削減に向けて、新たなグリーンデータセンターの推進等、IT 利活用によるクリーンで経済的な社会の実現に向けた事業化・普及促進に係る取組を実施する。【総務省、環境省】
- ・ IT 利活用による CO2 削減効果の評価手法やベストプラクティスについて、ITU（国際電気通信連合）にて国際標準化する等、グリーン ICT 分野における国際競争力強化に向けた取組を実施する。【総務省】

(6) 次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化

実施スケジュール (3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会)

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(6) 次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化	<b>放送サービス</b> 4K・8K、スマートテレビに関する放送サービスの普及のためのロードマップ策定【総務省、経済産業省】 4K・8K、スマートテレビに関する放送サービスの実証環境の構築推進【総務省、経済産業省】	サッカーワールドカップ開催 124/128度CS等による4K放送及び放送・通信連携サービスの実施 4K試験放送の実施(技術検証・コンテンツ制作環境の整備) 4K・8K推進のためのロードマップ策定【総務省・経済産業省】		オリンピック開催 4K試験放送の実施(チャンネル数拡大・コンテンツの充実) BS等による4K・8K放送及び放送・通信連携サービスの実施 4K・8K試験放送の実施				オリンピック開催 4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組や放送番組とインターネット経由のコンテンツが連動して表示されるスマートテレビに対応したサービスを享受できる環境を実現		・4K・8K放送等の開始を実現するための環境整備の状況: ・【2014】124/128度CS等による4K試験放送開始 ・【2015】124/128度CS等による4K実用放送開始 ・【2016】BSIによる4K・8K試験放送開始 ・【2018】BS等による4K・8K実用放送開始
	<b>対応受信機の普及</b> 対応受信機の開発・普及等に関し、受信機メーカー等と連携【総務省、経済産業省】 4K放送に対応した受信機の開発・普及			4K・8K放送に対応した受信機の開発・普及						
	<b>高度な放送・通信連携サービス等の利活用</b> 社会的課題の解決に向けた4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用の可能性検討を健康・医療・介護分野、教育分野/国民のIT利活用促進、情報化による地域の活性化等の分野について行う【総務省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省】	各分野での利活用方策の具体化の検討【総務省、経済産業省、文部科学省】	4K・8K技術の医療及び教育分野での利活用方策の検討	医療及び教育分野に必要な技術の確立					各分野での利活用方策の全国普及、及び海外展開	・社会的課題の解決に向けた放送・通信連携サービスの利活用の充実度

**【目標（マイルストーン含む）】**

- ・ 2016年にはBSによる4K・8K試験放送を開始する。
- ・ 2018年にはBS等による4K・8K実用放送を開始する。
- ・ 2020年には、4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組や放送番組とインターネット経由のコンテンツが連動して表示されるスマートテレビに対応したサービスを楽しむ環境を実現する。

**【短期（2015年度）】**

○放送サービス

- ・ 2014年度までの4K試験放送に係る取組を踏まえ、124/128度CS等による4K実用放送の実施を推進する。（チャンネル数拡大・コンテンツの充実を行う。）【総務省、経済産業省】
- ・ 訪日外国人等が必要な情報を入手できるようにするため、スマートテレビに対応した放送番組の多言語字幕サービスの試験的な開始を推進する。【総務省】

○受信機普及

- ・ 4K放送及び放送・通信連携サービス対応受信機の開発・普及等に関し、受信機メーカー等と連携を行う。【総務省、経済産業省】

○4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用

- ・ 2014年度までに検討した結果を基に、健康・医療・介護分野、教育分野／国民のIT利活用の促進、情報化による地域の活性化等の各分野における4K・8K、スマートテレビ等、高度な放送・通信連携サービス等の利活用方策の具体化検討を行う。特に、医療及び教育分野については、4K・8K技術を活用して遠隔医療や教育の質の向上を図るための利活用方策の具体化を行う。【総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

**【中期（2016年度～2018年度）】**

○放送サービス

- ・ 引き続き、124/128度CS等による4K実用放送の実施を推進する。（チャンネル数拡大・コンテンツの充実を行う。）【総務省、経済産業省】
- ・ 2016年にBSによる4K・8K試験放送を実施する。
- ・ 2018年までの可能な限りに早期に、BS等による4K・8K実用放送を開始するとともに、スマートテレビに対応したサービスの充実を図る。（チャンネル数拡大・コンテンツの充実を行う。）
- ・ スマートテレビに対応した放送番組の多言語字幕サービスを試験的に開始する。【総務省】

○受信機普及

- ・ 4K・8K放送、及び放送・通信連携サービス対応受信機の開発・普及等に関し、受信機メ



一カ等と連携を行う。【総務省、経済産業省】

○4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用

- ・ 健康・医療・介護、教育／国民の IT 利活用の促進、情報化による地域の活性化等の各分野における 4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用方策の推進を行う。特に、医療及び教育分野への利活用については、2016 年度中に必要な技術確立する。【総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

【長期（2019 年度～2021 年度）】

○放送サービス

- ・ 引き続き、124/128 度 CS 等による 4K 実用放送の実施を推進する。（チャンネル数拡大・コンテンツの充実を行う。）【総務省、経済産業省】
- ・ 引き続き、BS 等による 4K・8K 実用放送の実施を推進するとともに、スマートテレビに対応したサービスの更なる充実を図る。（チャンネル数拡大・コンテンツの充実を行う。）【総務省、経済産業省】
- ・ スマートテレビに対応した放送番組の多言語字幕サービスを開始する。【総務省】

○受信機普及

- ・ 4K・8K 放送及び放送・通信連携サービス対応受信機の普及等に関し、受信機メーカー等と連携を行う。【総務省、経済産業省】

○4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用

- ・ 健康・医療・介護、教育／国民の IT 利活用の促進、情報化による地域の活性化等の各分野における 4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービスの利活用方策の全国普及、及び海外展開を進める。【総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

(7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を捉えた最先端のIT利活用による「おもてなし」の発信

実施スケジュール (3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会)

年度	短期			中期			長期 <span style="background-color: yellow;">オリンピック開催</span>		KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
(7) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの最先端のIT利活用による「おもてなし」の発信の機会を捉え	公共データの民間開放(オープンデータ)の推進(再掲)	オープンデータに係る基盤の整備等データカタログの整備、公開内容の拡大・充実(再掲) オープンデータの普及啓発、自治体が保有する公共データのオープンデータ化の支援等 公共データの利用促進(再掲)							
	次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化(再掲)	4K放送、8K放送の実施、対応受信機普及、高度な放送・通信連携サービス等の利活用方策の検討、推進(再掲) 多言語字幕サービスの実施(再掲)							
	世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現(再掲)	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた戦略の検討・策定と、施策の実施(再掲) <span style="background-color: yellow;">戦略の検討・策定</span>							
	世界最高水準のITインフラ環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入国から、移動、滞在、出国まで一環した行動のシームレス化により誰もが利便性を享受できる環境の構築【総務省】</li> <li>・無料公衆無線LAN環境等通信ネットワークインフラの整備の促進(再掲)</li> <li>・デジタルサイネージやクラウド技術を活用し、多言語表示等個人に最適な情報提供を実現するための環境を構築(再掲)</li> <li>・第5世代移動通信システム(5G)の実現に向けた周波数の高度利用等を可能とする研究開発及び5Gシステム総合実証を推進する。(再掲)</li> </ul>							
	サイバーセキュリティ(再掲)	サイバーセキュリティに関する施策を実施(再掲)							

**【目標（マイルストーン含む）】**

- ・ 2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催で見込まれる国内外からの多数の観光客等を対象に、オープンデータの利用促進、次世代放送・通信サービス、ITSによる道路交通サービス、通信ネットワークインフラの推進、第5世代移動通信システム（5G）の実現、「グローバルコミュニケーション計画」に基づく多言語音声翻訳システムの高度化等に関する施策を、サイバーセキュリティの確保を図りつつ、実施する。

【短期（2015年度）・中期（2016年度～2018年度）・長期（2019年度～2021年度）】

○公共データの民間開放（オープンデータ）の推進

- ・ オープンデータに係る基盤の整備等データカタログの整備、公開内容の拡大・充実を図る。（再掲）
- ・ オープンデータの普及啓発、地方自治体が保有する公共データのオープンデータ化の支援等公共データの利用促進を図る。（再掲）

○次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化

- ・ 4K放送、8K放送の実施、対応受信機の普及、高度な放送・通信連携サービス等の利活用方策の検討、推進を行う。（再掲）
- ・ 多言語字幕サービスを実施する。（再掲）

○世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際しては、応用システムによる大会運営の支援やデモ・試験実証を行い、世界に対して世界最先端のITSをプレイアップするために必要な戦略を立案し、その実施に向けて必要な調査・検討・技術開発を行う。（再掲）

○世界最高水準のITインフラ環境の確保

- ・ 2020年東京大会なども見据え、入国から、移動、滞在、出国まで一貫した行動のシームレス化を目指し、デジタルサイネージやクラウド技術等の活用により、使用言語等個人の属性や所在地等に応じたスマートな情報提供・移動等のサービス提供環境を実現する。

【総務省】

- ・ 観光地や防災拠点等における無料公衆無線LAN環境等通信ネットワークインフラの整備を促進する。（再掲）
- ・ 第5世代移動通信システム（5G）の実現に向けた周波数の高度利用等を可能とする研究開発及び5Gシステム総合実証を推進する。（再掲）
- ・ 2020年東京大会なども見据え、デジタルサイネージやクラウド技術を活用し、多言語表示等個人の属性に応じた最適な情報提供を実現するための環境を構築する。（再掲）

○サイバーセキュリティ

- ・ サイバーセキュリティに関する施策を実施する。(再掲)

#### 4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

##### (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

実施スケジュール（4. ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
(1)安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用	<b>マイナンバー制度の導入</b> ・マイナンバー・法人番号の付番・通知準備【総務省及び国税庁】 → 通知 → ・マイナンバー・法人番号の利用【関係府省庁】 ・情報提供NWS・マイナポータル構築【内閣官房及び総務省】 → ・情報提供NWS・マイナポータルの運用【内閣府及び総務省】										・個人番号カードの発行枚数
	<b>マイナポータルの構築・利活用</b> ・主な機能・内容の検討【内閣官房】 → ・主な機能・内容の検討及び所要のシステム構築・制度見直し【内閣官房、総務省及び関係府省庁】 ・自己情報表示、情報提供等記録表示、プッシュ型サービス、ワンストップサービス、電子私書箱、電子決済サービス等										
	・トラストフレームワークの検討【経済産業省】 → ・利便性の向上とセキュリティ確保のバランスがとれた認証機能や認証連携の仕組みの検討・構築【内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁】										
	・携帯電話・CATVを用いた行政サービスの利用に係る技術的課題の整理【総務省】 → ・利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討【内閣官房、総務省及び関係府省庁】										
	・公共施設等への端末設置や代理利用の整理等いわゆる情報弱者の利用に向けた対応策の検討【内閣官房及び総務省】 → ・順次、対応策を実施【内閣府、総務省及び関係府省庁】										
・順次、サービス提供を開始【内閣府、総務省及び関係府省庁】 自己情報表示 情報提供等記録表示プッシュ型サービス、引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス 電子私書箱、電子決済サービス等											
・順次、官民のオンラインサービスのシームレスな連携を開始【内閣府、総務省及び関係府省庁】 e-Taxやねんきんネット等との連携 民間サービスとの連携等											
・順次、利用チャネル及び認証手段を拡大【内閣府、総務省及び関係府省庁】											
・順次、対応策を実施【内閣府、総務省及び関係府省庁】											

## 実施スケジュール（4. ITを活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
(1)安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用	個人番号カードの普及・利活用の促進										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの交付準備【総務省】</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの交付【総務省】</li> </ul>							個人番号カードの発行枚数
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家公務員身分証の一体化【内閣官房、総務省及び関係省庁】</li> </ul>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証、民間企業の社員証等としての利用検討促進【内閣官房、総務省、文部科学省及び関係省庁】</li> </ul>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>暮らしに係る公的サービス及び国家資格等の資格の証明に係るカード類の一元化に向けた検討・印鑑登録者識別カードや施設利用カード等の個人番号カードへの一体化等、市町村による独自利用の推進【内閣府、総務省及び関係省庁】</li> </ul>										
				<ul style="list-style-type: none"> <li>キャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けた民間事業者との検討【内閣官房、総務省、金融庁及び経済産業省】</li> </ul>							
				<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険オンライン資格確認システムの整備【厚生労働省】</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの健康保険証として利用【厚生労働省】</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政が発行する各種カード（印鑑登録者識別カード、施設利用カード等）との一体化【内閣官房、総務省及び関係省庁】</li> </ul>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現【内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省及び関係省庁】</li> </ul>										
				<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村による独自利用の推進【内閣府、総務省及び関係省庁】</li> </ul>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者による空き領域利用のための必要な整備【内閣府及び総務省】</li> </ul>											
			<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車検査登録事務における公的個人認証機能の活用、提出書類の合理化等の推進</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>提出書類の更なる合理化等のための制度上の措置の検討・実施</li> </ul>					
			<ul style="list-style-type: none"> <li>公的個人認証機能のスマートフォンでの読み取り申請・ダウンロード実現のための技術開発・関係者協議【総務省】</li> </ul>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードを利用した住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者の拡大、対象手続きの拡大の検討【総務省】</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>コンビニ交付実施団体の人口の合計が6千万人を超える</li> </ul>								
			<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体・事業者の参加拡大</li> <li>検討を踏まえ、順次、対象手続きを拡大【総務省】</li> </ul>								
			<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付、海外転出後の継続利用を認める等のサービスに関する検討・実現【総務省及び外務省】</li> </ul>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認手段としての利用に向けた調整・周知【総務省及び関係府省庁】</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において利用【総務省及び関係府省庁】</li> </ul>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>公的個人認証サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しの検討</li> <li>民間利用のユースケースの明確化、民間事業者への利用の働きかけ【内閣官房、総務省及び関係府省庁】</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>検討を踏まえ、順次、行政手続き等の拡大・見直しを実施</li> <li>署名検証者の民間事業者への拡大【総務省及び関係府省庁】</li> </ul>								

## 実施スケジュール（4. ITを活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(1)安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用	法人番号の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等）を公開する際の法人番号の併記及び 所要の関連手続の見直しの検討【内閣官房及び関係省庁】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際の法人番号の併記の徹底【関係府省庁】</li> </ul>							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法人ポータル」の検討・構築【内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方公共団体等の既存の法人情報サイトとの連携【関係府省庁】</li> </ul>							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の法人に係る各種番号との連携による法人情報の利活用方策の検討【内閣府、経済産業省及び関係省庁】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の法人に係る各種番号との連携による法人情報の利活用方策の実施・推進【関係府省庁】</li> <li>・個人事業主及び法人の支店又は事業所への付番のニーズの洗い出し・実現方法の検討【内閣府及び関係省庁】</li> </ul>							
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード及び法人番号を用いた政府調達における契約までの一貫した電子化に向けた制度的措置及びシステム構築に関する検討【総務省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用開始（地方公共団体での利用可能化）【総務省】</li> </ul>						
	マイナンバーの活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対する助言・情報提供等の支援、災害時のマイナンバー利用や総合窓口等の取組加速【内閣府、総務省及び関係省庁】</li> </ul>								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの洗い出し、関係府省における具体的検討・必要な制度改正等【内閣府及び関係省庁】</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;">                     マイナンバーの利用範囲拡大(特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等)等の検討【内閣府及び関係省庁】                 </div>								

### 【目標（マイルストーン含む）】

- ・マイナンバー制度の利活用により、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを提供する「マイナポータル」の実現、実社会やオンラインの本人確認手段となる個人番号カードの普及や、マイナンバー及び法人番号の利活用を図る。

### 【短期（2015年度）】

#### ○マイナンバー制度の導入

- ・2015年10月より個人番号（以下、マイナンバー）・法人番号の付番・通知を行い、2016年1月より利用を開始する。【総務省、国税庁及び関係府省庁】
- ・2017年1月の運用開始に向け、情報提供ネットワークシステム及びマイナポータルの構築を行う。【内閣官房及び総務省】

#### ○マイナポータルの構築・利活用

- ・主な機能・内容（自己情報表示、情報提供等記録表示、プッシュ型サービス、引っ越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス、電子私書箱、電子決済サービス等）に係る検討を行い、所要のシステム構築や制度見直しを進める。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・官民のオンラインサービスをシームレスな連携（e-Tax、ねんきんネット、その他民間サービス等）を可能とするため、利便性の向上とセキュリティの確保のバランスがとれた認証機能や認証連携の仕組みを検討・構築する。【内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁】
- ・国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末やテレビ等、利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討を行う。特にCATVについては、次世代セットトップボックス等への個人番号カードの読み取り機能の実装に向けた取組を推進する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・公共施設等への端末設置や代理利用の整理等、いわゆる情報弱者の利用に向けての対応策の検討を行う。【内閣官房及び総務省】

#### ○個人番号カードの普及・利活用の促進

- ・2016年1月より、個人番号カードの交付を開始する（電子証明書を含めて初回交付無料）。なお、交付に当たっては、顔認証システムも補助的に活用する。【総務省】
- ・2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、併せて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。【内閣官房、総務省、文部科学省及び関係府省庁】
- ・2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。【内閣官房、総務省、金融庁及び経済産業省】



- ・ 2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする。【厚生労働省】
- ・ 印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化等、市町村による独自利用の推進を図る。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。【内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省及び関係府省庁】
- ・ 個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。【総務省】
- ・ 個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行い、コンビニ交付について2016年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。【総務省】
- ・ 住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始をめざし、検討を進める。【総務省及び外務省】
- ・ 公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。【総務省及び関係府省庁】
- ・ 個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、2016年1月より、署名用電子証明書の有効期間を発行後の5回目の誕生日までに延長するとともに、利用者証明用電子証明書を導入する。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進めるための検討を行う。【国土交通省、関係省庁】

#### ○法人番号の利活用推進

- ・ 国・地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等の情報）を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続きの見直しについて検討を行い、2016年1月の法人番号の利用開始以降、順次実施する。【内閣官房及び関係省庁】
- ・ 法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル（仮称）」の検討・構築を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁】

- ・ 既存の法人に係る各種の番号と法人番号の連携による、法人情報の効率的・効果的な利活用方策について検討し、2016年1月以降、順次、実施・推進を図る。【内閣府、経済産業省及び関係省庁】
- ・ 法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行う。【総務省】

#### ○マイナンバーの利活用推進

- ・ 戸籍事務での利活用については、戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、必要な論点の洗い出し、整理を行い、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずるべく、2016年2月以降の法制審議会への諮問を目指し個別具体的な検討を進める。【法務省】
- ・ 旅券事務での利活用については、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずる。【外務省】
- ・ 在留届など在外邦人の情報管理業務に加え、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。【金融庁、外務省及び関係府省庁】

【中期（2016年度～2018年度）・長期（2019年度～2021年度）】

#### ○マイナンバー制度の導入

- ・ マイナンバー・法人番号を利用できる事務について、業務改革等を実施し、効率的・効果的な利用を徹底する。【関係府省庁】
- ・ 2017年1月より、情報提供ネットワークシステム及びマイナポータルの運用を開始する。【内閣府及び総務省】

#### ○マイナポータルの構築・利活用

- ・ 主な機能・内容（自己情報表示、プッシュ型サービス、引っ越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス、電子私書箱、電子決済サービス等）について、2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次、サービス提供を開始する。【内閣府、総務省及び関係省庁】
- ・ 本人確認の連携による官民のオンラインサービスのシームレスな連携（e-Tax、ねんきんネット、その他民間サービス等）について、2017年1月以降、順次、実施する。【内閣府、総務省及び関係省庁】
- ・ 利用チャネル及び認証手段について、2017年1月以降、順次、拡大を図る。【内閣府、総務省及び関係府省庁】
- ・ いわゆる情報弱者の利用に向けての対応策について、2017年1月以降、順次、実施する。【内閣府、総務省及び関係省庁】

#### ○個人番号カードの普及・利活用の促進

- ・引き続き、2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、併せて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。【内閣官房、総務省、文部科学省及び関係府省庁】
- ・2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。【内閣官房、総務省、金融庁及び経済産業省】
- ・2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする。【厚生労働省】
- ・印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化を図る。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。【内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省及び関係府省庁】
- ・民間事業者による空き領域の利用のための必要な整備を行う。【内閣府及び総務省】
- ・個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンで読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。【総務省】
- ・引き続き、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、順次、対象手続きの拡大を行い、コンビニ交付について2016年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。【総務省】
- ・住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始をめざし、検討を進める。【総務省及び外務省】
- ・公的な身分証明書として、官民の本人確認を要する場面における利用を進める。【総務省及び関係府省庁】
- ・引き続き、公的個人認証サービスについて、順次、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しを行うとともに、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。【総務省及び関係府省庁】
- ・自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進める。【国土交通省、関係省庁】

#### ○法人番号の利活用推進

- ・引き続き、国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続きの見直しを進め、2018年1月以降、原則、法人に係る情報を公開する際には法人番号を併記する。【関係府省庁】

- ・ 2017年1月より「法人ポータル（仮称）」の運用を開始し、国・地方公共団体等の既存の法人情報サイトとの連携を拡大する。【関係府省庁】
- ・ 引き続き、既存の法人に係る各種の番号と法人番号との連携による法人情報の効率的・効果的な利活用方策について、順次、実施・推進を図る。【関係府省庁】
- ・ 法人番号の利用状況を踏まえ、個人事業主や法人の支店及び事業所等への法人番号の付番等につき、具体的なニーズの洗い出しを行うとともに、付番・通知・公表の執行の観点からも実現方法を検討する。【内閣府及び関係省庁】
- ・ 法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体で上述システムの利用を可能とする。【総務省】

#### ○マイナンバーの利活用推進

- ・ 引き続き、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を行い、その結果を踏まえ、番号法改正法案を提出するとともに、必要な制度改正等を行う。利用範囲の拡大等を決定したのものについては、円滑な利用開始に向けた準備を行う。【内閣府及び関係省庁】
- ・ 戸籍事務での利活用については、戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、必要な論点の洗い出し、整理を行い、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずるべく、2016年2月以降の法制審議会への諮問を目指し個別具体的な検討を進める。【法務省】
- ・ 旅券事務での利活用については、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずる。【外務省】
- ・ 在留届など在外邦人の情報管理業務に加え、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。【金融庁、外務省及び関係府省庁】

(2) 利便性の高い電子行政サービスの提供

実施スケジュール (4. ITを活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会)

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(2) 利便性の高い電子行政サービスの提供	利便性の高い公共サービスの創造	オープンな利用環境整備に向けたアクションプラン策定【内閣官房】 文字情報基盤導入ガイドの作成【経済産業省】 情報連携用語彙データベースの開発・実証【経済産業省】	アクションプランを踏まえ、府省間連携を推進し、利便性の高い公共サービスを実現【内閣官房及び関係省庁】			用語の共通化基盤の推進【内閣官房、経済産業省、関係府省庁】 共通化推進の機能整備の検討【内閣官房、経済産業省、関係府省庁】 共通化推進の機能整備に向けた必要な措置の実施【内閣官房、経済産業省、関係府省庁】				・サービスに対する利用者満足度 ・Webサイトの閲覧数 ・API公開数 等
	オンライン手続の利便性向上	オンライン手続改善方針の策定【内閣官房・総務省】	オンライン手続改善方針を踏まえ、利便性向上の取組を推進【内閣官房・総務省及び関係省庁】			自動車保有関係手続のワンストップサービス(自動車OSS)の抜本的拡大に向けた取組(全ての都道府県が共同利用できるシステムの構築を含む。)やOSS利用を促進する為の書類の簡素化等を推進【国土交通省、関係省庁】	自動車保有関係手続のワンストップサービス(自動車OSS)の抜本的拡大等を推進【国土交通省、関係省庁】			・2021年度までにオンライン手続の利用率を70%以上に向上
	政府のWebサイトの見直し	アクションプランを踏まえ、政府のWebサイト見直しに当たっての方針を策定し、推進(政府のWebサイトについて、政府共通プラットフォームへの移行を加速するとともに、より利便性の高い政府のWebサイトを構築)【内閣官房・総務省及び関係省庁】			APIの利用ニーズの把握、APIの整備、総合カタログの提供【内閣官房、総務省、全府省】					

#### 【目標（マイルストーン含む）】

- ・「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」（平成26年4月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）及び「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」（平成27年3月27日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき国民にとってより利便性の高い政府のWebサイトへの見直しを実施する。

#### 【短期（2015年度）】

##### ○クラウドを活用したオープンな利用環境の準備

- ・「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」（平成26年4月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、府省間連携を推進し、利便性の高い公共サービスを実現する。【内閣官房及び関係府省庁】
- ・経済産業省において、国際的な連携を踏まえた情報連携用語彙データベース（基本語彙の定義等をまとめたデータベース）に関して、2014年度に開発した評価版の地方自治体における適用評価等を踏まえつつ、2015年度までに本格版を開発・実証する。また、総務省において、2013年度～2014年度にオープンデータ流通推進コンソーシアムと連携しつつ、実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通API（データモデル、共通ボキャブラリ、標準API規格等）等の開発・実証を行った。これらを踏まえ、内閣官房においてアクションプランを策定し、2014年度以降、これに沿った、府省間連携を推進し、利便性の高い公共サービスを実現する。【内閣官房、経済産業省、総務省及び関係府省庁】
- ・2013、2014年度に文字情報基盤導入ガイド及び縮退マップの作成を行った。2015年度以降はアクションプランを踏まえ、業務目的に応じて適切な範囲の文字（常用漢字範囲、JISX0208範囲、JISX0213範囲、文字情報基盤範囲）の導入を、同導入ガイドに沿って推進する。【内閣官房、経済産業省及び関係府省庁】

##### ○オンライン手続の利便性向上

- ・「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、利用ニーズを踏まえたオンライン手続の利便性向上の取り組みを推進する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下、「自動車OSS」という）について、全国展開及び対象手続拡大による抜本的拡大に係る取組を推進する。その際、全ての都道府県が共同利用できるシステムの構築を進めるとともに、2015年度中に書類簡素化、審査手続見直し等の利用促進方策の取組方針を策定する。【国土交通省、関係省庁】

##### ○政府のWebサイトの見直し

- ・電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン及びWebサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針に基づき、政府ドメイン（go.jp）の集約化等に係る計画を策定する、反復継続的な情報公開法の開示請求が見

込まれる情報について Web サイトによる提供を推進するなど、より利便性の高い政府の Web サイトへの見直しを実施する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】

- ・ 政府の Web サイトについて、政府共通プラットフォームへの移行を加速するとともに、同プラットフォームが提供するコンテンツ管理サービスの利用を推進し、より利便性の高い政府の Web サイトを構築する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】

【中期（2016 年度～2018 年度）・長期（2019 年度～2021 年度）】

#### ○クラウドを活用したオープンな利用環境の準備

- ・ 電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプランを踏まえ、府省間連携を推進し、利便性の高い公共サービスを実現する。【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプランを踏まえ、用語の共通化基盤に関する推進を行う。また、電子行政分野におけるデータ等の共通化・相互運用性確保について、企画立案・維持管理を継続的に行うことができるようにするための機能（日本版 NIST）の整備について検討し、必要な措置を行う。【内閣官房、経済産業省及び関係府省庁】
- ・ 電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプランを踏まえ、業務目的に応じて適切な範囲の文字の導入、及び異なる文字範囲間での文字変換手段の導入を推進する。【内閣官房、経済産業省及び関係府省庁】
- ・ また、個人番号カードや法人番号を活用した、国や地方自治体等における調達手続に関する入札参加資格審査から契約までの一環した電子化を促進する。【総務省】

#### ○オンライン手続の利便性向上

- ・ オンライン手続改善方針を踏まえ、利便性向上の取り組みを推進する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 自動車 OSS について、全ての都道府県が共同利用できるシステムの構築・運用を含めた全国展開及び対象手続拡大による抜本的拡大等を推進する。【国土交通省、関係省庁】

#### ○政府の Web サイトの見直し

- ・ 電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン及び Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針を踏まえ、より利便性の高い政府の Web サイトへの見直しを実施する。（政府の Web サイトについて、政府共通プラットフォームへの移行を加速するとともに、より利便性の高い政府の Web サイトを構築）【内閣官房、総務省及び関係府省庁】

(3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

実施スケジュール (4. ITを活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会)

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革	政府情報システム改革に関するロードマップを策定【内閣官房・総務省及び関係省庁】			政府全体を通じたシステム改革を推進するとともに、各システムの更改時期等に併せてサービス向上や行政運営の効率化に向けた業務改革(BPR)を徹底【内閣官房・総務省及び関係省庁】						<p>・2018年度までに現在の情報システム数(2012年度:約1,500)を半数近くまで削減</p> <p>・業務の見直しも踏まえた大規模な刷新が必要なシステム等特別な検討を要するものを除き、2021年度目途に、原則すべての政府情報システムをクラウド化し、運用コストを圧縮(3割減を目指す)。</p> <p>・2015年度までに電子決裁率を60%まで向上</p>
	政府内のネットワークの統廃合に向けた調査研究を実施し、「政府情報システムに係るネットワークの再編方針」を策定【内閣官房・総務省及び関係省庁】			将来方針等を取りまとめ、基本計画を策定【内閣官房・総務省及び関係省庁】						
	重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速【内閣官房・総務省及び関係省庁】			政府共通プラットフォームの分散拠点拡大、政府共通プラットフォームへのPaaS型開発・検証環境整備等、政府のプライベートクラウド環境強化【総務省】						
	府省共通システムの調達等に当たっては、政府CIOの責任の下、関係府省庁と必要な連携、最新の技術動向等の把握、仕様の検討等を行うための体制を整備・推進するとともに、民間クラウドサービスの利用に関する基準を整理【内閣官房、総務省及び関係府省庁】			地方公共団体等の情報システムの一元的開発・調達、全国共用【内閣官房、総務省及び関係府省庁】						
	番号制度を導入する行政分野について、政府全体を通じた番号利用の全体像を明確化【内閣官房及び関係省庁】			関係法令の整備【内閣官房】						
				システムの構築・改修【内閣官房】						
	国と地方におけるITを使った業務改革(BPR)等に関し、具体的な取組を進める【内閣官房・総務省及び関係省庁】			行政サービスの向上と行政運営の効率化を推進【内閣官房・総務省及び関係省庁】						
	モバイル端末、ウェブ会議等の活用等を通じたペーパーレス化、移動時間・移動コストの低減、電子決裁、電子入開札・電子契約や人事、給与、旅費手続に係る発生源入力等の推進など、公務におけるワークスタイルの変革を推進し、公務の生産性を高め、大規模災害時等に電子決裁推進の集中取組期間【総務省及び全庁】			における行政運営の継続性を確保【全庁】						
	政府機関の情報システムについて、情報システムの設計、構築、運用等の段階について満たすべき情報セキュリティの技術基準を検討・整備、各府省庁における試行を実施【内閣官房及び全府省庁】			<p>試行結果を踏まえたガイドラインの策定【内閣官房】</p> <p>各府省庁において、政府機関の情報システムについて、特に標的型攻撃から重要な業務や情報を守る観点からサイバーセキュリティ対策の計画的・重点的な強化に取り組む。</p> <p>内閣官房において、各府省庁の実施状況等を確認するとともに、政府機関全体としての状況を取りまとめ、サイバーセキュリティ対策推進会議に報告する。</p> <p>【内閣官房及び全府省庁】</p>						
	地方における情報システム改革	<p>国の「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、地方公共団体の情報システム改革を推進【総務省及び関係省庁】</p> <p>2017年度までを自治体クラウドの集中取組期間として位置付け【総務省及び関係省庁】</p>								



**【目標（マイルストーン含む）】**

- ・ 2018 年度までに現在の情報システム数を半数近くまで削減する。
- ・ 2021 年度目途に、原則全ての政府情報システムをクラウド化し、拠点分散を図りつつ災害や情報セキュリティに強い行政基盤を構築し、運用コストを圧縮（3 割減）する。

**【短期（2015 年度）】**

○政府情報システム改革

- ・ 政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、各システムの更改時期等に併せて、政府情報システムの統廃合、クラウド化等の政府全体を通じたシステム改革を推進するとともに、サービス向上や行政運営の効率化に向けた業務改革（BPR：Business Process Re-engineering）を徹底する。政府情報システム改革ロードマップについては、その進捗状況を把握・フォローアップするとともに、統廃合・クラウド化の更なる加速・拡大に向けた取組を推進する（ロードマップは毎年度見直しを行う。）。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 2015 年度に政府情報システムに係る調査を実施し、その結果を踏まえ、新たな共通ネットワークに係る将来方針等を取りまとめる。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速する。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 政府共通プラットフォームの安定的な運用を図るとともに、移行対象システムに対する支援等を実施する。また、政府共通プラットフォームの分散拠点を拡大し、耐災害性の高い行政基盤を構築する。さらに、民間クラウドサービスとも連携が可能な PaaS 型の開発・検証環境を政府共通プラットフォーム上に整備し、政府の情報システム開発に係る期間とコストの圧縮を図るとともに、リモート・デスクトップ機能等の SaaS 型サービスの拡充を図る等、政府のプライベートクラウドとしての環境を充実・強化する。【総務省】
- ・ 民間クラウドサービスについて、その利用に関する基準の整理を行うとともに、パッケージソフトウェア等の利用を推進する。【内閣官房、総務省、全府省庁】
- ・ 全国一律に業務・システム内容が決定する地方公共団体等の情報システムについては、費用対効果等を踏まえた上、適切な費用分担の下、原則として各府省庁において一元的に開発・調達を実施し、それを全国的に共用するなどシステム整備・運用の効率化を推進する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 2014 年度中に、マイナンバー制度の詳細な制度設計を進め、マイナンバー制度に係する政令や主務省令等、関係法令の整備を行う。また、2016 年の個人番号の利用開始、2017 年の情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の開始を目指し、関係するシステムの構築・改修を着実に進める。【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 国と地方における IT を使った業務改革（BPR）等に関して、「国・地方 IT 化・BPR 推進チーム」の検討結果を踏まえ、関係機関が連携しつつ具体的な取組を着実に進める。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】

- ・ モバイル端末、ウェブ会議等の利活用等を通じたペーパーレス化、移動時間・移動コストの低減、電子決裁、電子入開札・電子契約や人事、給与、旅費手続に係る発生源入力の推進など、公務におけるワークスタイルの変革を推進し、公務の生産性を高めるとともに、大規模災害時等における行政運営の継続性を確保する。【全府省庁】
- ・ 「電子決裁推進のためのアクションプラン」（平成 26 年 4 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、全府省において電子決裁の普及・利用促進の取り組みを推進する。【総務省及び全府省庁】
- ・ 「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン（2014 年 6 月 25 日 情報セキュリティ対策推進会議（現サイバーセキュリティ対策推進会議）決定）」に基づき、各府省庁において、引き続き、政府機関の情報システムについて、特に標的型攻撃から重要な業務や情報を守る観点からサイバーセキュリティ対策の計画的・重点的な強化に取り組む。また、内閣官房において、各府省庁の実施状況等を確認とともに、政府機関全体としての本ガイドラインの運用状況を取りまとめ、サイバーセキュリティ対策推進会議に報告する。【内閣官房及び全府省庁】

#### ○地方における情報システム改革

- ・ 2017 年度までを、自治体クラウドの集中取組期間と位置付け、業務の共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する。【総務省及び関係府省庁】

### 【中期（2016 年度～2018 年度）・長期（2019 年度～2021 年度）】

#### ○政府情報システム改革

- ・ 新たな共通ネットワークに係る将来方針等を踏まえ、2016 年度早期に新たな共通ネットワークの基本的なあり方や工程を整理した基本計画を策定する。【内閣官房、総務省及び関係省庁】
- ・ 政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速し、政府情報システムのクラウド化を実現する。  
【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 政府共通プラットフォームについて、引き続き、開発環境やリモート・デスクトップ機能など、政府のプライベートクラウドとしての環境及び機能の整備を行い、その充実を図る。【総務省】
- ・ 国と地方における IT を使った業務改革（BPR）等について、2015 年度の実績結果を踏まえ、IT 化・BPR を徹底し、行政サービスの向上と行政運営の効率化を推進する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 電子入開札・電子契約や人事、給与、旅費手続に係る発生源入力の徹底など、公務におけるワークスタイルの変革を推進する。【全府省庁】

#### ○地方における情報システム改革

- ・ 自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村数を更に増加させ、2017 年度までに倍増

(約 1,000 団体)を図る。また、国の「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、地方公共団体の情報システム改革を推進するとともに、自治体クラウド未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等クラウドの質の一層の向上を図る。これらを通じて、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図るとともに、更なるコスト削減に向けた方策や質の向上策について、2016年夏に結論を得るべく、検討を進める。【総務省及び関係府省庁】

(4) 政府における IT ガバナンスの強化

実施スケジュール (4. ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会)

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(4) 政府における IT ガバナンスの強化  戦略的な IT 投資管理の実現	政府情報システムに関するコスト削減計画・投資計画を、毎年度、予算編成に合わせて策定・推進 【内閣官房・総務省及び関係省庁】									
	日本版「ITダッシュボード」の整備(2014年度早期に運用開始)【内閣官房及び関係省庁】			日本版「ITダッシュボード」の運用及びコンテンツの充実 【内閣官房及び関係省庁】						
	政府情報システム管理データベースの運用開始【総務省】			政府情報システムの資産管理等の徹底 【全府省】						
	レビュー制度の導入、評価体制整備【内閣官房及び関係省庁】			レビュー制度の充実・運用。評価体制の下、各種プロジェクトや施策の取組状況について第三者の視点による評価を受け、改善に取り組むPDCAサイクルを確立 【内閣官房及び関係省庁】						
	応札事業者の技術力評価の在り方についての見直しと関係ガイドラインの整備【内閣官房・総務省及び関係省庁】			情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等を整備・充実し、低廉で質の高いプロジェクト遂行及びシステム管理の定着化を推進 ・オープンソースソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進 ・統合・集約の推進及び主要なOS等に対するガバメントライセンスの導入 等 【内閣官房・総務省及び関係省庁】						
	府省共通システムの調達等に当たっては、政府CIOの責任の下、関係府省庁と必要な連携、最新の技術動向等の把握、仕様の検討等を行うための体制を整備・推進するとともに、民間クラウドサービスの利用に関する基準を整理【内閣官房、総務省及び関係府省庁】									
IT人材の育成	CIO補佐官プール制の導入の推進等【内閣官房及び関係省庁】									
	研修プログラムの充実、見直し【総務省】			新たなプログラムによる研修の着実な実施及び適宜見直し【総務省】						
	組織間交流によるIT人材の計画的育成【内閣官房及び関係省庁】									

・各プロジェクトの目標達成度合  
 ・IT人材の育成数(研修実施人数)を2015年度以降年間1万人まで増加

#### 【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 2014 年度から導入された、政府情報システムに関する投資計画を引き続き継続し、概算要求に当たっての投資対効果の検証を徹底する。
- ・ 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（2014 年 12 月 3 日各府省 CIO 連絡会議決定）等に基づき、低廉で質の高いプロジェクト遂行及びシステム管理の定着化を進める。
- ・ オープンソースソフトウェアの活用や標準化・共通化を推進する。

#### 【短期（2015 年度）】

##### ○戦略的な IT 投資管理の実現

- ・ 2014 年度から導入された政府情報システムに関する投資計画を引き続き継続し、概算要求に当たっての投資対効果の検証を徹底する。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 2015 年度概算要求時から導入された政府情報システムに係るコスト削減計画を引き続き継続し、各府省は、運用コストの点検を含めた現在の業務・システムの検証を集中的に実施するとともに、2015 年度予算の執行から計画的に運用コスト削減に向けた取組を実施する。また、各府省は、システムの更改のタイミングに併せて、より利便性の高い、投資効率の高い業務・システムを目指し、業務改革（BPR）を踏まえた業務・システムの刷新を行うこととし、その際は、顧客視点も踏まえた IT 投資の本来の目的を明確にし、これに応じた制度・業務改革を徹底するとともに、進捗状況の確認や投資の有効性の事後検証ができるようにするため、適切な評価指標を KPI（key performance indicator：重要業績評価指標）として設定する。このような考え方の下、記録管理・基礎年金番号管理システム及びハローワークシステム等大規模システムについては、政府 CIO によるレビュー等を通じて、運用コストの大幅な削減を図りつつ、BPR を踏まえたサービスの向上を図るものとする。【内閣官房、総務省、全府省庁】
- ・ 2014 年度から運用を開始した日本版「IT ダッシュボード」の充実化を図る。【内閣官房及び全府省庁】
- ・ 「政府情報システム管理データベース」を活用した、政府情報システムの資産管理等を徹底する。【総務省及び全府省庁】
- ・ 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（2014 年 12 月 3 日各府省 CIO 連絡会議決定）等に基づき、低廉で質の高いプロジェクト遂行及びシステム管理の定着化を進めるとともに、システム化に当たっての要求仕様について、職員自らが明確化・作成することを推進する。また、オープンソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進、統合・集約の推進及び主要な OS 等に対するガバメントライセンスの導入等を進める。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 府省共通システムの調達等に当たっては、政府 CIO の責任の下、関係府省庁と必要な連携、最新の技術動向等の把握、仕様の検討等を行うための体制整備を行うとともに、民間クラウドサービスの利用に関する基準を整理する。その際、国民、企業が利用、アクセスするシステムについては、利便性向上、コスト低減化の観点から、スマートフォンやタブレット端末への対応に留意する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】

- ・ 政府 CIO 補佐官のプール制の導入の推進等を行う。【内閣官房及び関係府省庁】

#### ○IT 人材の育成

- ・ 政府 CIO 補佐官のプール制の導入の推進等を行う。(再掲)【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 政府の IT 人材の育成を図るため、新たな研修プログラムによる研修を着実に実施する。また、研修が効果的に実施できるよう適宜見直しを行う。【総務省】
- ・ 組織間交流による人材の計画的育成を図る。【内閣官房及び関係府省庁】

#### 【中期 (2016 年度～2018 年度)・長期 (2019 年度～2021 年度)】

##### ○戦略的な IT 投資管理の実現

- ・ 政府情報システム改革に関するロードマップの着実な実施に向けた、政府情報システムに関する投資計画を、予算編成に合わせて策定する。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 運用コストの点検と業務・システムの検証を継続的に実施し、政府情報システムに係るコスト削減計画を適宜見直すとともに、同計画に基づき可能なものから順次運用コスト削減に向けた取組を行う。また、システムの更改時期に併せて、顧客視点による業務改革 (BPR) を含めた業務・システムの刷新を行う。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 日本版「IT ダッシュボード」の運用を行う。【内閣官房及び全府省庁】
- ・ 政府情報システムの資産管理等を徹底する。【総務省及び全府省庁】
- ・ 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(2014 年 12 月 3 日各府省 CIO 連絡会議決定) 等の充実を図る。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ オープンソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進、統合・集約の推進及び主要な OS 等に対するガバメントライセンスの導入等、情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等の充実を図る。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 政府 CIO 補佐官のプール制の運用を行う。【内閣官房及び関係府省庁】

#### ○IT 人材の育成

- ・ 政府 CIO 補佐官のプール制の運用を行う。(再掲)【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 政府の IT 人材の育成を図るため、新たな研修プログラムによる研修を着実に実施する。また、研修が効果的に実施できるよう適宜見直しを行う。【総務省】
- ・ 組織間交流による人材の計画的育成を図る。【内閣官房及び関係府省庁】

## 5. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

### (1) 人材育成・教育

#### ① ITの利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備

実施スケジュール（5. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化）

年度	短期			中期			長期			KPI		
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021			
① ITの利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備  (1) 人材育成・教育	情報の利活用力向上に向けた教育モデルの充実、改善	国民全体(層別)の情報の利活用力に関する現状把握【内閣官房、総務省】			子供や保護者の情報の利活用力についての教育の充実【総務省、文科省】						・情報の利活用力の現状把握及びその改善 ・IT機器、ITサービスの普及状況	
		学校・公民館等を学びの場とした、情報の利活用力育成のモデル構築、普及促進【総務省、文科省】			国民全体(層別)の情報の利活用力向上に向けた教育について実効性の高いモデルの検討及び継続的な改善【総務省、文科省、経産省、消費者庁】							
		スマートフォンの適正な利用者情報取扱いに係る取組の推進など安全安心な利用環境整備【総務省、経産省、消費者庁】			NPO等による情報の利活用力向上に資する活動支援策検討【内閣官房、総務省、経産省、文科省】							・実証研究の成果の全国的な普及状況
		NPO等による情報の利活用力向上に資する活動支援策実施【内閣官房、総務省、経産省、文科省】			NPO等による情報の利活用力向上に資する活動支援策評価、改善、普及【内閣官房、総務省、経産省、文科省】							
	IT利活用に関する実証研究の実施と成果の展開	フューチャースクール推進事業【総務省】			1人1台の情報端末による教育の全国的な普及・展開と教育ITシステムの標準化【総務省、文科省】						・学校のIT環境の整備状況	
		学びのイノベーション事業【文科省】										
	教育環境のIT化(最適な教育ITシステムの確立)	学校のIT環境(※)の整備(短期目標の設定とその達成)【総務省、文科省】 ※ 超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線LAN等の通信環境など			学校のIT環境(※)の整備(計画の見直し及び新たな目標の設定とその達成)【総務省、文科省】						・遠隔教育等の実施状況 ・OECD国際成人力テストの結果 ・教員のIT指導能力の状況	
		遠隔教育等の推進に向けた環境整備【文科省】			遠隔教育等の普及推進【文科省】							
		遠隔教育等IT利用の課題検証、試行【文科省】			学校教育でのIT活用による「学び」の革新【総務省、文科省】							
		「デジタル教科書・教材」の位置づけ・制度に関する課題整理【文科省】			「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討【文科省】							
クラウド等を活用した学校・家庭をシームレスでつなげる教育・学習環境の構築【総務省、文科省】			「デジタル教科書・教材」の導入・普及促進に向けた環境整備【総務省、文科省】									
IT利活用による教員の支援及び指導力の向上	子供や教員が利用しやすいデジタル教科書・教材の開発・標準化【総務省、文科省】			教師がITを活用できる環境の整備と指導方法普及への施策の実施【文科省、総務省】						・指導員の数と指導力の状況		
	教員のIT指導能力の整理、評価方法の検討【文科省】			全ての教員がITを活用できる指導方法の構築【文科省】								
	指導案・教材データベース構築に向けた検討【文科省】			ICT支援員の育成・確保に向けた取組の実施【文科省】								
	データベースの設計・開発・運用開始【文科省】			校務の情報化の推進【文科省】								
産業界が求める情報の利活用力の明確化	産業界人材と教員の交流、異業種経験などの取組(モデル)検討【内閣官房、文科省、経産省】			検討した取組(モデル)の検証【内閣官房、文科省、経産省】			取組の普及展開、評価、改善【内閣官房、文科省、経産省】					
人材流動化への取組	職業転換を含めた就業支援など、ITを活用した人材シフトの支援のための仕組みの課題整理・検討【厚労省、経産省】			ハローワークの機能強化を含めた、人材シフト支援のための仕組みの設計や試行など就業支援や職業転換のための環境整備【厚労省、経産省】								

### 【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 子供から学生、社会人、高齢者に至るまで、国民全体の情報の利活用力の現状を把握しつつ、層別に、ITに関する知識を身につけるための取組を推進する。
- ・ 遠隔教育等 IT の利活用により、地理的・時間的制約を受けることなく、離島を含め国内外のあらゆる場所で全ての国民が、自由に学べる環境を整備する。
- ・ 学校の高速ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板、無線 LAN 等の通信環境整備、デジタル教科書・教材の活用等、初等教育段階から教育環境自体の IT 化を進める。
- ・ 教員の IT 活用指導モデルの構築や IT 活用指導力の向上を図るため、指導案や教材など教員が積極的に活用可能なデータベースの構築等を行う。
- ・ 2010 年代中には、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境の IT 化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築する。

### 【短期（2015 年度）】

#### ○情報の利活用力向上に向けた教育モデルの充実、改善

- ・ 国民全体（層別）の情報の利活用力についての現状を把握するために、調査手法の設計、試行を進める。また、定期的な把握等、今後の運用方法についても検討を進める。

#### 【内閣官房、総務省】

- ・ 学校・公民館等を学びの場とした情報の利活用力育成のためのモデルを構築し、普及を促進する。【総務省、文部科学省】
- ・ 子供や保護者の情報の利活用力について、教育の充実を図る。【総務省、文部科学省】
- ・ スマートフォンにおける適正な利用者情報の取扱いに係る取組の推進など安全安心な利用環境整備を進める。【総務省、経済産業省、消費者庁】
- ・ NPO 等による情報の利活用力向上に資する活動に対する支援策を検討する。【内閣官房、総務省、経済産業省、文部科学省】

#### ○IT 利活用に関する実証研究の実施と成果の展開

- ・ 2014 年度以降、フューチャースクール推進事業及び学びのイノベーション事業の成果も踏まえつつ、引き続き、IT 環境を活用した教育の効果や指導方法の開発等を行い、学校間、学校・家庭が連携した先導的な新しい学びを推進するための教育体制の構築に取り組むとともに、教育 IT システムの標準化を実施する。【総務省、文部科学省】

#### ○教育環境の IT 化（最適な教育 IT システムの確立）

- ・ 学校の IT 環境の整備（超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線 LAN 等の通信環境など）を行う。【総務省、文部科学省】
- ・ 遠隔教育等 IT の利活用について課題検証や実践事例の普及促進等に取り組む。【文部科学省】



- ・ 2015 年度から「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討を実施する。【文部科学省】
- ・ 全国的にさらに高水準の学習機会を提供するため、2016 年度末までに、クラウド等を活用して、学校間、学校・家庭をシームレスでつなげる教育・学習環境モデルを構築し、生徒の学習履歴等の活用が可能となる低コストの教育 IT システムを確立する。【総務省、文部科学省】
- ・ 子供や教員が利用しやすいデジタル教科書・教材の開発及び標準化を実施する。【総務省、文部科学省】

#### ○IT 利活用による教員の支援及び指導力の向上

- ・ 教員の IT 指導能力の評価方法を検討し、2015 年度から全ての教員が IT を活用できる指導方法を構築することを目指す。【文部科学省】
- ・ 指導案・教材データベースの運用を行い、データベースのさらなる充実を図ると同時に広報活動による普及展開を促進する。【文部科学省】
- ・ 教員の IT 利活用を支援するための支援員の育成・確保に向けた検討を行う。【文部科学省】
- ・ 校務の情報化を推進するための取組を実施する。【文部科学省】
- ・ 学校教育の中に産業界の知見を取り入れていくために、産業界人材と教員の交流、異業種経験などの取組（モデル）を検討する。【内閣官房、文部科学省、経済産業省】

#### ○産業界が求める情報の利活用力の明確化

- ・ 製品・サービスなどに IT を活用する企業において、従業員に求める情報の利活用力の明確化を促す。【経済産業省、内閣官房】

#### ○人材流動化への取組

- ・ 職種転換を含めた就業支援など、IT を活用した人材シフトの支援のための仕組みの課題整理・検討を行い、その検討を踏まえ、具体的な施策の導入に向けた取組に着手する。【厚生労働省、経済産業省】

### 【中期（2016 年度～2018 年度）】

#### ○情報の利活用力向上に向けた教育モデルの充実、改善

- ・ 子供や保護者の情報の利活用力について、教育の充実を図る。【総務省、文部科学省】
- ・ 国民全体（層別）への情報の利活用力向上に向けた教育について実効性の高いモデルの検討を行い、継続的な改善を図りつつ、層別の情報の利活用力向上に向けた教育を実施する。【総務省、文部科学省、経済産業省、消費者庁】
- ・ スマートフォンにおける適正な利用者情報の取扱いに係る取組の推進など安全安心な利用環境整備を進める。【総務省、経済産業省、消費者庁】
- ・ NPO 等による情報の利活用力向上に資する活動に対する支援を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省、文部科学省】

#### ○IT 利活用に関する実証研究の実施と成果の展開

- ・ 2014 年度以降、フューチャースクール推進事業及び学びのイノベーション事業の成果も踏まえつつ、1 人 1 台の情報端末による教育の全国的な普及・展開に向けた方策を整理し、推進するとともに、教育 IT システムの標準化を実施する。【総務省、文部科学省】

#### ○教育環境の IT 化（最適な教育 IT システムの確立）

- ・ 学校の IT 環境の整備（超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線 LAN 等の通信環境など）を行う。【総務省、文部科学省】
- ・ 「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討を行うとともに、「デジタル教科書・教材」の導入・普及促進に向けた環境整備を進める。【文部科学省、総務省】
- ・ 全国的にさらに高水準の学習機会を提供するため、2016 年度末までに、クラウド等を活用して、学校間、学校・家庭をシームレスでつなげる教育・学習環境を構築し、生徒の学習履歴等の活用が可能となる低コストの教育 IT システムを確立する。【総務省、文部科学省】
- ・ 大学等、高等教育機関及び高等学校等における遠隔教育等を推進し、普及を図る。【文部科学省】

#### ○IT 利活用による教員の支援及び指導力の向上

- ・ 教材データベースの運用を行い、IT 利活用による指導力の向上につなげるとともに、教員が IT を活用できる環境の整備と指導方法普及への施策を実施する。【文部科学省、総務省】
- ・ 支援員の育成・確保に向けて取組を実施する。【文部科学省】
- ・ 校務の情報化を推進するための取組を実施する。【文部科学省】
- ・ 学校教育の中に産業界の知見を取り入れていくために、産業界人材と教員の交流、異業種経験などの取組（モデル）について検討した内容を検証する。【内閣官房、文部科学省、経済産業省】

#### ○産業界が求める情報の利活用力の明確化

- ・ 明確化された従業員に求める情報の利活用力について、展開・定期的な見直しを図る。【経済産業省、内閣官房】

#### ○人材流動化への取組

- ・ ハローワークの機能強化を含めた、人材シフト支援のための仕組みの設計や試行など、就業支援や職種転換のための環境整備を行う。【厚生労働省、経済産業省】

#### 【長期（2019 年度～2021 年度）

##### ○情報の利活用力向上に向けた教育モデルの充実、改善

- ・ 国民全体（層別）の情報の利活用力向上に向けた教育の実効性の高いモデルの検討を行い、継続的な改善を図る。【総務省、文部科学省、経済産業省、消費者庁】
- ・ 子供や保護者の情報の利活用力について、教育の充実を図る。【総務省、文部科学省】
- ・ NPO 等による情報の利活用力向上に資する活動に対する支援を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省、文部科学省】

#### ○教育環境の IT 化（最適な教育 IT システムの確立）

- ・ 2010 年代中に学校の IT 環境（超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線 LAN 等の通信環境など）を整備する。【総務省、文部科学省】
- ・ 教員が IT を活用できる環境の整備と指導方法普及への施策を実施する。【総務省、文部科学省】

#### ○IT 利活用による教員の支援及び指導力の向上

- ・ 学校教育の中に産業界の知見を取り入れていくために、産業界人材と教員の交流、異業種経験などの取組（モデル）について普及展開、評価、改善を行う。【内閣官房、文部科学省、経済産業省】
- ・ 支援員の育成・確保に向けて取組を実施する。【文部科学省】
- ・ 校務の情報化を推進するための取組を実施する。【文部科学省】

#### ○産業界が求める情報の利活用力の明確化

- ・ 明確化された従業員に求める情報の利活用力について、展開・定期的な見直しを図る。【経済産業省、内閣官房】

#### ○人材流動化への取組

- ・ ハローワークの機能強化を含めた、人材シフト支援のための仕組みの設計や試行など、就業支援や職種転換のための環境整備を行う。【厚生労働省、経済産業省】

② 日本の IT 社会をリードし、世界にも通用する IT 人材の創出

実施スケジュール（5. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
② 日本 の IT 社会を リードし、 世界にも 通用する IT 人材の 創出 (1) 人材 育成・教育	IT人材の実態を把握するための調査実施【総務省、経産省、内閣官房】			実態調査を体系的に実施していくための制度的検討【総務省、経産省、内閣官房】			実態調査の体系的実施、評価改善【総務省、経産省、内閣官房】			・実践的な専門教育プログラムの提供数、修了者数  ・発掘された人材の数 ・イベント、プロジェクトなどの設置・参加者数	
	世界に通用するものづくり人材等の育成・環境の検討【総務省、文科省、経産省】		検討した人材育成・環境の実験的導入・検証【総務省、文科省、経産省】		実験的導入・検証結果を踏まえ、人材育成・環境の整備・先端化【総務省、文科省、経産省】						
	実践的IT人材の継続的な育成の仕組み、企業との連携を含めた設計／自走化【総務省、文科省、経産省】			実践的IT人材育成の仕組み、全国的な実践教育ネットワークの継続的運用【総務省、文科省、経産省】							
	全国的な実践教育ネットワークの推進、専門教育プログラム等の構築【総務省、文科省、経産省】										
	初等・中等教育段階からプログラミング、情報セキュリティ等のIT教育の充実【内閣官房、総務省、文科省】			IT教育の検証と改善【総務省、文科省】			IT教育の全国展開【総務省、文科省】				
	高大接続・大学入学者選抜への活用方策についての検討【文科省】										
	企業における人材育成基盤整備【経産省】										
	世界最先端の技術や知識の習得を可能にする最適な仕掛けの検討【総務省】			検討した仕掛けの実践と効果検証【総務省】			検証した仕掛けの普及展開【総務省】				
	意欲と能力のあるIT人材に対する実践的研修機会の検討【内閣官房、文科省、経産省】			検討した実践的研修機会の提供【内閣官房、文科省、経産省】			提供された実践的研修機会に関する効果検証と改善【内閣官房、文科省、経産省】				
	情報セキュリティ人材育成プログラムの推進【内閣官房及び関係省庁】										
	学習サイト開設及びオープン講義の運用などデータサイエンスに関する学習機会の拡大とビッグデータを利活用できる人材の育成【総務省、文科省】										
	起業意識を醸成するイベント等の企画・設計【総務省、経産省】			突出したIT人材の発掘、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベルIT人材の発掘・支援【内閣官房、総務省、経産省、文科省】							
	突出したIT人材のコミュニティ構築【内閣官房、総務省、経産省、文科省】										
	企業人のIT基礎知識の向上に向けた取組【経産省、内閣官房】										
	各分野スキルセットの検討【経産省】			スキル標準の整備・検討【経産省】			CIO補佐官の採用、専門人材の募集や登用条件としての活用【経産省】				
国家試験の相互認証等を通じた国際的な高度IT人材の流動化に向けた取組【法務省、経産省】											

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 初等・中等教育段階からプログラミングや情報セキュリティ等の IT 教育を推進するとともに、高等教育段階では、産業界と教育現場との連携を強化して、継続性をもって IT 人材を育成していく環境の整備と提供に取り組むとともに、実践的な専門教育プログラム等を構築する。
- ・ 起業意識を醸成するイベントやプロジェクト等を通じて、IT・データを活用した起業や新サービスの創出を担う先端人材の発掘・支援を広く進める。

【短期（2015 年度）】

○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備

- ・ IT 人材の実態を把握するための調査を行い、今後の社会動向を踏まえ必要な IT 人材（質、量）の検討材料にする。【総務省、経済産業省、内閣官房】
- ・ 世界に通用するものづくり人材等の育成・環境について、2015 年度から実験的導入・検証を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 実践的 IT 人材の継続的な育成の仕組み、企業との連携を含めた設計／自走化を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 初等・中等教育段階からプログラミングや情報セキュリティ等の IT 教育の充実を図る。【内閣官房、総務省、文部科学省】
- ・ 高大接続・大学入学者選抜への活用方策について検討する。【文部科学省】
- ・ 国家試験活用等の促進等の企業における人材育成基盤整備を行う。（IT の技術進歩等を踏まえたスキル標準の整備・改訂等）【経済産業省】
- ・ 第一線で活躍し続ける技術者であるために、常に世界最先端の技術や知識の習得を可能とするための仕掛け（世界最高峰の講師陣による e ラーニング環境等）の最適な在り方を検討する。【総務省】
- ・ 意欲と能力のある IT 人材に、国内外で実践的研修機会を提供するために、官民が協力した仕組みを検討する。【内閣官房、文部科学省、経済産業省】
- ・ 新・情報セキュリティ人材育成プログラムの着実な推進を図る。【内閣官房及び関係省庁】
- ・ データサイエンス普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイトを開設し、ウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義（「データサイエンス・オンライン講座」）を立ち上げる。【総務省】
- ・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材（データサイエンティスト等）の育成を推進する。【文部科学省】
- ・ 全国的な実践教育ネットワークの推進や、より実践的な経験を得られるインターンシップの仕組みを含め、専門教育プログラム等の構築を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】

- ・ 2015 年度から、突出した IT 人材の発掘や、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベル IT 人材の発掘・支援及び表彰を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省、文部科学省】
- ・ 全国規模や地方で開催されるプログラミングコンテストに対して関係省庁による後援や、大臣賞の付与等を行う。【内閣官房、経済産業省、関係府省庁】

#### ○人材流動化への取組

- ・ 企業人への IT 基礎知識の向上に向けて、IT に関する基礎知識を問う国家試験（IT パスポート試験）の活用促進等を行う。併せて、当該試験の対象明確化や内容見直し等、継続的な改善を図る。【経済産業省、内閣官房】
- ・ IT に関する各分野におけるスキルセットの検討を行った上で、スキル標準の整備及び検討を行う。【経済産業省】
- ・ 国際的な高度 IT 人材の活用や流動化を推進するため、アジア各国との国家試験等の相互認証等により、試験合格者の上陸許可時における学歴要件または実務経験要件の緩和を行う。【法務省、経済産業省】
- ・ 南アジア・ASEAN 諸国等の優れた外国人 IT 人材の受入促進のため、現地トップレベルの高度 IT 人材を輩出する大学に対して、我が国の官民が連携し、日本企業での就労に関する魅力発信等を強化する。また、海外で高度 IT 人材を輩出する大学の指定に関する政府間協議を進めるとともに、国内で新たに支援団体等を立上げ、指定大学の卒業生等に対して我が国日本語学校と連携して、留学やその後の就労支援等を実施するための取組を開始する。【経済産業省】

#### 【中期（2016 年度～2018 年度）】

##### ○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備

- ・ IT 人材の実態把握を体系的に実施していくための仕組みを検討する。【総務省、経済産業省、内閣官房】
- ・ 2016 年度末までに、世界に通用するものづくり人材等の育成・環境の実験的導入を行い、課題の抽出や導入効果等の検証を行い、2017 年度からは、世界に通用するものづくり人材等の育成・環境について、国内展開に向けた整備等を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 2016 年度末までに、実践的 IT 人材の継続的な育成の仕組み、企業との連携を含めた設計／自走化を行い、2017 年度からは、実践的 IT 人材育成の仕組みの継続的な運用を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 初等・中等教育段階からプログラミングや情報セキュリティ等の IT 教育の充実、検証及び改善を行う。【総務省、文部科学省】
- ・ 高大接続・大学入学者選抜への活用方策について検討する。【文部科学省】
- ・ 国家試験活用の促進等の企業における人材育成の基盤整備を行う（IT の技術進歩等を踏まえたスキル標準の整備・改訂等）。【経済産業省】

- ・ 第一線で活躍し続ける技術者であるために、常に世界最先端の技術や知識の習得を可能とするための仕掛け（世界最高峰の講師陣による e ラーニング環境等）を整備する。  
【総務省】
- ・ 意欲と能力のある IT 人材に、国内外で実践的研修機会を提供する。【内閣官房、文部科学省、経済産業省】
- ・ 技術動向や取組状況の評価等を踏まえた情報セキュリティ人材育成プログラムの見直し及び着実な推進を図る。【内閣官房及び関係省庁】
- ・ データサイエンスの更なる普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義（「データサイエンス・オンライン講座」）等について、コンテンツの充実を図る。【総務省】
- ・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材（データサイエンティスト等）の育成を推進する。【文部科学省】
- ・ 2016 年度末までに全国的な実践教育ネットワークの推進や、より実践的な経験を得られるようなインターンシップの仕組みを含め、専門教育プログラム等の構築、実践的 IT 人材育成コンテンツの開発を行い、高等教育機関等でのプログラム等の活用を促進し、2017 年度からは、全国的な実践教育ネットワーク等の継続的な運用を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 突出した IT 人材の発掘や、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベル IT 人材の発掘・支援及び表彰を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省、文部科学省】
- ・ 全国規模や地方で開催されるプログラミングコンテストに対して関係省庁による後援や、大臣賞の付与等を行う。【内閣官房、経済産業省、関係府省庁】

#### ○人材流動化への取組

- ・ 国家試験（IT パスポート試験）の活用促進等の企業人への IT 基礎知識の向上に向けた取組を行う。【経済産業省、内閣官房】
- ・ 国際的な高度 IT 人材の活用や流動化を推進するため、アジア各国との国家試験等の相互認証等の追加状況に応じて、試験合格者の上陸許可時における学歴要件または実務経験要件の追加緩和を行う。また、IT 人材に関する主要な国際的スキル体系と、我が国のスキル標準との相互参照が可能となるよう、関係機関等と調整を行う。【法務省、経済産業省】
- ・ 南アジア・ASEAN 諸国等の優れた外国人 IT 人材の受入促進のため、現地トップレベルの高度 IT 人材を輩出する大学に対して、我が国の官民が連携し、日本企業での就労に関する魅力発信等を行う。また、海外で高度 IT 人材を輩出する大学の指定に関する政府間協議を進めるとともに、国内で立ち上げた支援団体等を通じ、指定大学の卒業生等に対して我が国日本語学校と連携して、留学やその後の就労支援等を実施する。【経済産業省】

#### 【長期（2019 年度～2021 年度）】

##### ○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備

- ・ IT人材の実態把握を体系的に実施し、PDCAサイクルを回す。【総務省、経済産業省、内閣官房】
- ・ 世界に通用するものづくり人材等の育成・環境について、国内展開に向けた整備等を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 初等・中等教育段階からプログラミングや情報セキュリティ等のIT教育について、全国への展開を行う。【総務省、文部科学省】
- ・ 高大接続・大学入学者選抜への活用方策について検討する。【文部科学省】
- ・ 国家試験活用の促進等の企業における人材育成の基盤整備を行う（ITの技術進歩等を踏まえたスキル標準の整備・改訂等）。【経済産業省】
- ・ 第一線で活躍し続ける技術者であるために、常に世界最先端の技術や知識の習得を可能とするための仕掛け（世界最高峰の講師陣によるeラーニング環境等）を普及・展開する。【総務省】
- ・ 意欲と能力のあるIT人材に、国内外での実践的研修機会に関する効果検証と改善を行う。【内閣官房、文部科学省、経済産業省】
- ・ 技術動向や取組状況の評価等を踏まえた情報セキュリティ人材育成プログラムの見直し及び着実な推進を図る。【内閣官房及び関係省庁】
- ・ データサイエンスを定着させるため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義（「データサイエンス・オンライン講座」）等に加えて、対面の講義も開催する等、取組の更なる充実を図る。【総務省】
- ・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材（データサイエンティスト等）の育成を推進する。【文部科学省】
- ・ 全国的な実践教育ネットワークの推進や実践的IT人材育成の仕組み等について、継続的な運用を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 突出したIT人材の発掘や、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベルIT人材の発掘・支援及び表彰を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省、文部科学省】
- ・ 全国規模や地方で開催されるプログラミングコンテストに対して関係省庁による後援や、大臣賞の付与等を行う。【内閣官房、経済産業省、関係府省庁】

#### ○人材流動化への取組

- ・ 国家試験（ITパスポート試験）の活用促進等の企業人へのIT基礎知識の向上に向けた取組を行うとともに、スキル標準については、CIO補佐官の採用、専門人材の募集や登用条件としての活用を行う。【経済産業省、内閣官房】
- ・ 国際的な高度IT人材の活用や流動化を推進するため、アジア各国との国家試験等の相互認証等の追加状況に応じて、試験合格者の上陸許可時における学歴要件または実務経験要件の追加緩和を行う。また、IT人材に関する主要な国際的スキル体系と、我が国のスキル標準との相互参照が可能となるよう、関係機関等と調整を行う。【法務省、経済産業省】



(2) 世界最高水準の IT インフラ環境の確保

実施スケジュール (5. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化)

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(2) 世界最高水準の IT インフラ環境の確保	<p>沖縄県での海底光ケーブル等の整備【内閣府】</p> <p>超高速ブロードバンド基盤の整備に向け、地域の実情に応じて関係団体との協議の場を設置【総務省】</p> <p>各協議会において整備方針等の決定【総務省】</p> <p>離島・過疎地等の条件不利地域での超高速ブロードバンド基盤の整備【内閣府、総務省】</p>									・固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ自治体数
	<p>観光地や防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を促進するとともに、関係事業者、団体等の参画による推進体制を構築、エリアオーナーへの無料公衆無線LAN環境の整備の働きかけ、認証手続きの簡素化・一元化の検討や海外への周知・情報発信に向けた施策の実施【総務省】</p> <p>整備促進や認証手続きの簡素化等の施策を引き続き推進し、訪日外国人が十分満足しうる無料公衆無線LAN環境を実現【総務省】</p>									
	<p>第4世代移动通信システム技術導入に向けた整備【総務省】</p>			<p>新たな周波数帯の割当【総務省】</p>			<p>第4世代移动通信システムの導入、推進【総務省】</p>			・商用サービス等の伝送速度
	<p>ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差解消に向けた今後の制度の在り方について検討【総務省】</p>			<p>ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差解消の取組【総務省】</p>						
	<p>基地局連携技術等の研究開発の推進【総務省】</p>			<p>第5世代移动通信システム(5G)の多様なニーズに対応するための研究開発の推進【総務省】</p>						・テストベッド利用者数
	<p>周波数の高度利用等を可能とする研究開発の推進【総務省】</p>						<p>5Gシステム総合実証【総務省】</p>			
	<p>高速な衛星通信を可能とする技術、機器の小型・省電力化等の研究開発の実施【総務省】</p>						<p>安全確保や海上における資源探査等に資する衛星ブロードバンドの研究開発の推進【総務省】</p>			
	<p>世界最高レベルの光通信技術やネットワーク仮想化技術の実用化を推進【総務省】</p>									・テストベッド利用者数
	<p>400Gbps級光通信技術の研究開発の実施</p>			<p>1Tbps級光通信技術の研究開発の実施</p>						
	<p>総合的なIoT技術の研究開発等の推進【総務省】</p> <p>国際標準化・実用化の推進</p>									
	<p>事業者間の公正な競争条件の確保等の競争政策の推進【総務省】</p>									
	<p>大学等のクラウド環境構築やスーパーコンピュータの利用等に不可欠な学術情報ネットワーク(SINET)の整備及び一層の機能の高度化や連携強化の取組の検討【文部科学省】</p>				<p>大学等のクラウド環境構築やスーパーコンピュータの利用等に不可欠な学術情報ネットワーク(SINET)の整備及び一層の機能の高度化や連携強化の取組の推進【文部科学省】</p>					

## 実施スケジュール（5. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
(2) 世界最高水準のITインフラ環境の確保	事業継続に資するITインフラ環境整備の推進	データセンター・IXの地域分散化の検討・推進【総務省、経済産業省】	データセンター・IXの地域分散化・活性化に向けた取組の実施【総務省、経済産業省】								<ul style="list-style-type: none"> <li>・データセンターの地域分散化・活性化について事業者への周知・啓発活動の実施回数</li> <li>・インターネット・IT関連投資額</li> <li>・普及啓発活動の実施回数</li> </ul>
	次世代IP環境の推進	企業の長期的競争力獲得に向けたインターネットやIT関連の投資等を促進する環境整備（既存の税制措置の活用を促しつつ、必要に応じて更なる支援措置について検討）【総務省、経済産業省】									
		調達仕様モデル、情報セキュリティガイドラインの整備【総務省】	情報システムのIPv6対応の周知・啓発活動の実施【総務省】								

### 【目標（マイルストーン含む）】

- ・世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつ IPv6 や IoT（Internet of Things）にも対応した環境を適正かつ安全に発展させる。
- ・通信ネットワークインフラについては、低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を引き続き推進する。
- ・離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図る。

### 【短期（2015 年度）】

#### ○通信ネットワークインフラの推進

- ・離島を含めたすべての地域における国民の超高速ブロードバンド基盤の整備に向け、各地域の実情に応じて、通信事業者を含む関係団体と協議の場を設置し、整備方針等を策定する。【総務省】
- ・沖縄の本島と離島を結ぶ海底光ケーブルの整備を支援するとともに、過疎地・離島等の条件不利地域等において超高速ブロードバンド基盤を整備する地方自治体に対して支援する。【内閣府、総務省】
- ・観光地や防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進するとともに、関係事業者、団体等の参画による推進体制を構築し、エリアオーナーに対する無料公衆無線 LAN 環境の整備の働きかけ、無料公衆無線 LAN の認証手続きの簡素化・一元化の検討及び無料公衆無線 LAN 環境に関する海外への周知・情報発信に向けた施策を行う。【総務省】
- ・2015 年頃より既存の携帯電話システムよりも高速・大容量な第 4 世代移動通信システムの導入を開始する。【総務省】
- ・第 4 世代移動通信システムの導入に向けた取組と並行し、ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差の解消に向けた取組を推進するとともに今後の制度の在り方について検討を行う。また、第 5 世代移動通信システムに求められる多様なニーズに対応するための研究開発等を推進する。【総務省】
- ・波による激しい動揺等、過酷な洋上環境においても高速な衛星通信を可能とする技術、機器の小型・省電力化等の研究開発を実施する。【総務省】
- ・世界最高水準の高速ブロードバンド環境を将来にわたって確保するため、ネットワーク仮想化技術の研究開発に取り組むとともに、その実用化を促進すべく、同技術を用いたテストベッドを広く産学官に開放する。また、2015 年度より、世界の技術動向を踏まえてより高速大容量化を目指した光通信技術（1 Tbps 級）の研究開発を開始し、次世代の世界最高レベルを維持する。【総務省】
- ・情報通信分野における競争政策について、情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」を踏まえた「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成 27 年 5 月成立）の施行に向け、具体的な検討を行い、必要な措置を講ずる。【総務省】

- ・ 大学等のクラウド環境構築やビッグデータ利活用、産業界を含む世界最高水準のスーパーコンピュータの利用に不可欠な学術情報ネットワーク（SINET）について、国際連携の確保や産官学の共同研究の推進に資するよう、民間研究機関による利用を促進するとともに、回線の増強やセキュリティの高いオンデマンドサービスの提供等を図る。  
【文部科学省】

#### ○事業継続に資する IT インフラ環境整備の推進

- ・ 大規模災害時における IT 利活用の観点から、データセンター及び IX（インターネットエクスチェンジ）の地域分散等により、バックアップ体制の実現を推進するための、対応策を検討する。【総務省】
- ・ データセンターの地域分散化の対応策を踏まえつつ、データセンター地域分散化促進税制の周知・啓発、税制適用のための認定申請に対応する。また、データセンターの地域分散化・活性化についてデータセンター事業者へ周知・啓発等支援を行う。【総務省、経済産業省】

#### ○次世代 IP 環境の推進

- ・ 民間事業者等の情報システムの IPv6 対応の促進に資する、機器等の調達仕様モデル及び情報セキュリティガイドライン（2013 年度作成）を用い、民間事業者や地方自治体等に対して、情報システムの IPv6 対応に係る周知・啓発活動を全国で実施する。【総務省】

### 【中期（2016 年度～2018 年度）】

#### ○通信ネットワークインフラの推進

- ・ 沖縄の本島と離島を結ぶ海底光ケーブルの整備を支援する。【内閣府】
- ・ 高速・大容量な第 4 世代移動通信システムの展開を推進する。【総務省】
- ・ 第 4 世代移動通信システムの展開に向けた取組と並行し、ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差の解消に向けた取組と第 5 世代移動通信システムの実現に向けた周波数の高度利用等を可能とする研究開発及び 5G システム総合実証を推進する。【総務省】
- ・ 世界最高レベルの光通信技術（400Gbps 級）やネットワーク仮想化技術の国際標準化及び実用化を推進する。また、世界の技術動向を踏まえてより高速大容量化を目指した光通信技術（1 Tbps 級）の研究開発に取り組み、次世代の世界最高レベルを維持する。  
【総務省】
- ・ 低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進する。【総務省】
- ・ IoT（Internet of Things）時代の到来に向け、IoT 機器（自律モビリティシステム、ロボット等）とネットワーク基盤との間でセキュアかつ情報伝送の遅延を最小化する等、革新的なネットワーク技術により構成される共通基盤技術の開発を推進するとともに、最先端のテストベッドの整備・開放を通じて社会全体の ICT 化に係る先進的な実証を行うなど、産学官連携による IoT 技術開発・実証推進体制として、「スマート IoT 推進協議会（仮称）」を創設し、総合的な IoT 研究開発等を推進する。【総務省】

○事業継続に資する IT インフラ環境整備の推進

- ・ データセンターの地域分散化・活性化についてデータセンター事業者へ周知・啓発等支援を行う。【総務省、経済産業省】

○次世代 IP 環境の推進

- ・ 調達仕様モデル及び情報セキュリティガイドライン（2013 年度作成）を用い、民間事業者や地方自治体等に対して、情報システムの IPv6 対応に係る周知・啓発活動を全国で実施する。【総務省】

【中期（2016 年度～2018 年度）・長期（2019 年度～2021 年度）】

○通信ネットワークインフラの推進

- ・ 海底光ケーブルが整備された離島をはじめとした条件不利地域等において超高速ブロードバンド基盤を整備する地方自治体に対して支援する。【内閣府、総務省】
- ・ 整備促進や認証手続きの簡素化等の施策を引き続き推進し、訪日外国人が十分満足しうる無料公衆無線 LAN 環境を実現する。【総務省】
- ・ 安全確保や海上における資源探査等に資する衛星ブロードバンドの研究開発を推進し、2018 年頃より海上における実証実験を開始する。【総務省】
- ・ 大学等のクラウド環境構築やビッグデータ利活用、産業界を含む世界最高水準のスーパーコンピュータの利用に不可欠な学術情報ネットワーク（SINET）について、民間研究機関による利用を更に促進し、一層の機能の高度化を図る。【文部科学省】

【長期（2019 年度～2021 年度）】

○通信ネットワークインフラの推進

- ・ ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差の解消に向けた取組と第 5 世代移動通信システムの実現に向けた周波数の高度利用等を可能とする研究開発及び 5G システム総合実証を推進する。【総務省】
- ・ 次世代の世界最高レベルの光通信技術（1 Tbps 級）や IoT 対応技術の国際標準化及び実用化を推進する。【総務省】

(3) サイバーセキュリティ

今後策定する「サイバーセキュリティ戦略」及び同戦略に基づき毎年度策定する年次計画で定めるところによる。

## 6. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

### 実施スケジュール（6. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
		<p>機動的で実効的な官民連携体制等を通じたICT国際競争力強化・国際展開の推進</p>	<p>「官民ミッション」の派遣(トップセールス)、現地の情報収集・共有等を担う「官民ローカル・タスクフォース」の形成、ICTインフラ、サービス及び放送コンテンツのパッケージ展開等を支援する「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」の設立をはじめとする機動的で実効的な官民連携体制の構築【総務省、経済産業省】</p>	<p>官民連携体制によるICT国際競争力強化・国際展開の強力な推進【総務省、経済産業省】</p>							<p>・我が国ICT企業の海外売上高</p>
		<p>スマートコミュニティの国際展開</p>	<p>海外における事業可能性調査や実証事業、国内外の普及・啓発、関連イベントでの出展・講演、国際標準化・国際機関との連携【総務省、経済産業省】</p>	<p>スマートコミュニティの国際展開の官民一体となった推進【総務省、経済産業省】</p>							

**【目標（マイルストーン含む）】**

- ・ 2015 年までに、我が国 ICT 関連企業の国際競争力強化・国際展開に資する強固な官民連携体制を構築する。
- ・ 我が国が優れた技術を有する省エネルギー、再生可能エネルギー等を IT で組み合わせたスマートコミュニティの国際展開を官民一体となって推進する。

**【短期（2015 年度）】**

○機動的で実効的な官民連携体制等を通じた ICT 国際競争力強化・国際展開イニシアティブの推進

- ・ 「官民ミッション」の派遣（トップセールス）、現地の情報収集・共有等を担う「官民ローカル・タスクフォース」の形成、ICT インフラ、サービス及び放送コンテンツの国際展開等を支援する「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」の設立をはじめとする機動的で実効的な官民連携体制を構築する。【総務省、経済産業省】

○スマートコミュニティの国際展開の推進

- ・ 海外における事業可能性調査や実証事業、国別や技術分野毎のアプローチによる国内外の普及・啓発、スマートコミュニティ関連イベントでの出展・講演、国際標準化・国際機関との連携などを通じ、スマートコミュニティの国際展開を官民一体となって推進する。【総務省、経済産業省】

**【中期（2016 年度～2018 年度）・長期（2019 年度～2021 年度）】**

○機動的で実効的な官民連携体制等を通じた ICT 国際競争力強化・国際展開イニシアティブの推進

- ・ 官民連携体制により、相手国のニーズや事情を踏まえ、我が国の知見を総合的に活用するとともに、相手国の関係者とも連携を図りつつ、パッケージで海外展開する。【総務省、経済産業省】

○スマートコミュニティの国際展開の推進

- ・ 2015 年度までに取り組んだ事項を踏まえ、スマートコミュニティの国際展開を官民一体となって推進する。【総務省、経済産業省】